

経済産業省委託事業

ナイジェリアにおける模倣品対策の制度
及び運用状況に関する調査

2018 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

目次

1.	イントロダクション.....	1
1.1	ナイジェリア経済の概要.....	1
1.2	商流及び物流の概要.....	3
1.3	ナイジェリアの輸出入.....	4
2.0	ナイジェリアの模倣品に関する概要.....	5
2.1	ナイジェリアの模倣品に関する状況の概観.....	2
2.2	法的枠組み.....	6
2.3	ナイジェリア国内の主要な模倣品市場.....	7
2.4	ナイジェリア国内の主要な模倣品生産拠点.....	7
2.5	模倣品の流通ルート.....	7
2.6	模倣品の輸出入等.....	7
3.	ナイジェリアの知的財産（IP）法、規則及び協定に関する概要.....	9
4.	ナイジェリアの知的財産保護関係官庁.....	27
5.	ナイジェリアの知的財産保護に関する司法制度及び裁判所.....	28
6.	知的財産侵害に対する法的な救済手段についての概観.....	30
6.2	最も頻繁に利用される救済手段.....	34
6.3	救済手段の適切な利用方法に関する助言.....	34
6.4	各救済手段の利用頻度に関する統計.....	35
6.5	最も効果的な執行手段.....	36
7.	関税局による知的財産の執行.....	37
8.	警察による知的財産の執行.....	43
8.1	準拠法.....	43
8.2	差押えの対象となる模倣品.....	45
8.3	処分.....	46
8.4	強制捜査前手続.....	46
8.5	強制捜査後手続.....	46
8.6	必要書類.....	47
8.7	ナイジェリアの刑事裁判手続.....	47
8.8	一般的な事案における差止命令／強制捜査の官庁手数料及び代理人手数料....	48
8.9	警察による知的財産の執行－模倣品の強制捜査及び差押え手続に関するフロー チャート	49

8.10	成功事案.....	49
8.9	強制捜査から学んだ教訓.....	50
8.10	警察実務.....	50
9.	その他の行政組織による執行.....	53
9.2	模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律.....	55
9.3.	Nigeria Police Force Squad.....	56
9.4	敷地への立ち入り、及び商品の調査と差押えを行う権限.....	56
9.5	Standards Organisation of Nigeria.....	58
9.6	Consumer Protection Council.....	60
10.	司法救済（民事訴訟）.....	63
10.1	準拠法.....	65
10.2	管轄権.....	65
10.3	臨時救済手段（例：仮差押え）.....	66
10.4	処分.....	69
10.5	一般的な救済手段.....	69
10.6	訴訟費用（費用の内訳、平均費用、最高費用と最低費用）.....	69
10.7	証拠収集.....	70
10.8	過失訴訟（算定等の基準）.....	70
10.9	典型的な成功事案と失敗事案、及び両事案から学んだ示唆.....	71
10.10	学んだ教訓.....	75
11.	インターネット上での模倣品の違法販売に対する措置.....	76
11.3	インターネット上の侵害を阻止する手続き、及び侵害者と ISP の責任を追及する方法 83	
11.4	ドメイン名を取り扱う際に留意すべき点（例：問題に直面した場合に利用可能な救済手段）.....	83
11.4	ドメインに関する申立て.....	84
11.5	業務に関する申立て.....	84
12.	ナイジェリアの知的財産保護及び模倣防止に関する NPO 及び NGO についての概観 86	
12.1	ナイジェリアの NGO の存在理由.....	87
12.2	Anti-Counterfeiting Collaboration of Nigeria (Acc).....	87
12.3	同団体の目的.....	87
12.4	Acc がこれまでに残した実績.....	88

12.5	Intellectual Property Law Association of Nigeria.....	88
12.6	メンバーの特典.....	89
13.	知的財産保護関係官庁の詳細な連絡先.....	93
13.1	Trademarks, Patent and Designs Registry.....	93
14.	レポート総括.....	96

1. イントロダクション

ナイジェリアは、36 の州と連邦首都地区からなる連邦国家である。同国は、推計人口約 1 億 8,200 万人（うち、半数超を 30 歳以下が占める）を抱える、多民族かつ文化的に多様な社会である。この推計は、10 年前の最新の国勢調査において記録された 1 億 4,000 万人の人口を基に、その他の変数（平均寿命の伸長及び乳児死亡率の低下等）を考慮し年間増加率を 3.5%として算定している¹。

ナイジェリアの人口は、同国が有する最も顕著な特徴の一つである。西アフリカの人口の約 47%をナイジェリアが占めるとみられている²。2014 年以降、ナイジェリアは、アフリカ最大の経済国であり、現在、GDP ベースで世界第 27 位の経済規模を誇っている。

1.1 ナイジェリア経済の概要

ナイジェリアは、混合経済体制の中所得国であり、中でも製造、金融サービス、通信、テクノロジー及びエンターテインメント部門で成長がみられる。同国は、名目 GDP ベースで世界第 27 位（購買力平価ベースでは世界第 20 位）の経済国である。ナイジェリアは、2014 年にアフリカ最大の経済国となった³。同国は、西アフリカ亜大陸向け商品及びサービスの大部分を生産している。

ナイジェリア経済の主要部門は、農業、石油、採鉱／採石、情報通信、製造、教育及びその他サービス活動である。National Bureau of Statistics (NBS)⁴によれば、2017 年第 2 四半期 GDP に占める当該部門の割合は、以下のとおりである。

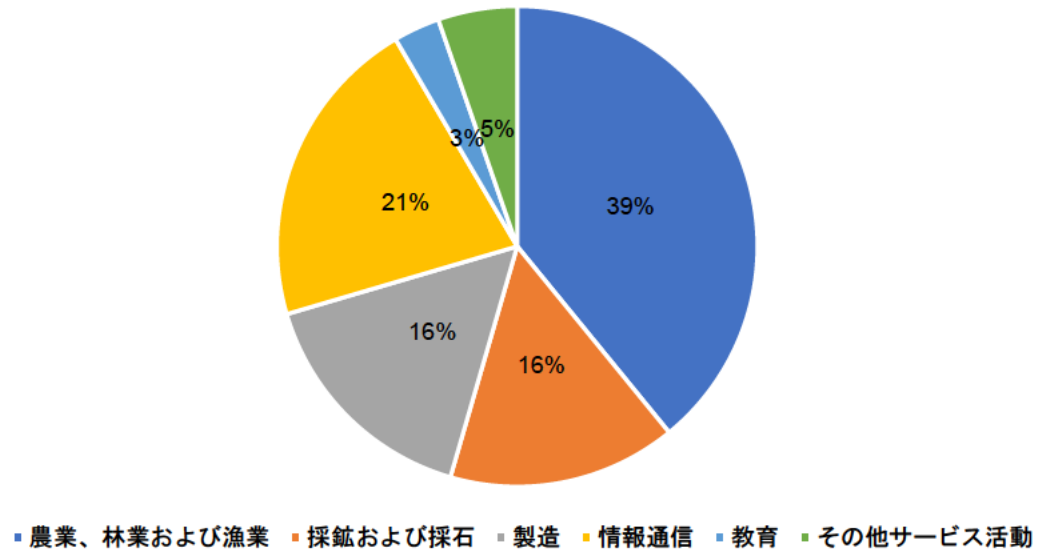
¹ <http://www.population.gov.ng/> <http://population.gov.ng>（アクセス日時：2017 年 10 月 4 日午後 12 時 12 分）

² <http://www.worldbank.org>（アクセス日時：2017 年 10 月 4 日午前 11 時 50 分）

³ <https://www.reuters.com/article/nigeria-gdp/update-2-nigeria-surpasses-south-africa-as-continents-biggest-economy-idUSL6N0MY0LT20140406>（アクセス日時：2017 年 10 月 12 日午後 12 時 36 分）

⁴ <http://www.nigerianstat.gov.ng/>（アクセス日時：2017 年 10 月 12 日午後 3 時 23 分）

図1.1 : GDP



同期間における GDP 合計は 2,698 万 6,005.20 ナイジェリア・ナイラ（以下、NGN）、名目 GDP 成長率は 14.60%であった⁵。

ナイジェリアはアフリカ最大の原油輸出国であり、また、同大陸最大の天然ガス埋蔵量（推計 100 兆立方フィート超）を誇っている。政府収入／支出に関する財務統計によれば、2017 年 7 月期の石油総収入合計は推計 3,624 億 3,000 万 NGN（2017 年 6 月期の同収入合計は推計 2,540 億 2,000 万 NGN）である。同石油収入のうち原油売上高がその大部分を占めている（原油売上高は 1,881 億 5,000 万 NGN、一方、ガス売上高は 296 億 9,000 万 NGN）。非石油収入の内訳は、物品税／手数料、輸入税及びその他の関税が 540 億 NGN、法人所得税及びその他の租税が 2,848 億 5,000 万 NGN であった（非石油総収入合計では 3,388 億 5,000 万 NGN）。

計上された総収入は推計 7,018 億 5,000 万 NGN、一方、すべての分配可能控除額控除後の純連邦勘定収入は推計 5,218 億 2,000 万 NGN であった（2017 年 7 月期）。

2014 年半ばに原油価格が下落して以降、経済成長は悪化し続け、同国は 2016 年 8 月に 20 年超ぶりに景気後退に陥った。National Bureau of Statistics (NBS)⁶の報告によれば、ナイジェリアは、

「・・・。2016 年 8 月に 20 年超ぶりの景気後退へ陥った。同国は 2016 年第 1 四半期以降 5 四半期連続の景気後退に陥っていたが、2017 年第 2 四半期の国内総生産

⁵ 上記を参照

⁶ <https://www.vanguardngr.com/2017/09/breaking-nigeria-recession-nbs/>（アクセス日時：2017 年 10 月 12 日午後 4 時 23 分）を参照

(GDP) は実質ベースで0.55%増（前年同期比）となり、景気浮揚の兆候を示している。」

ナイジェリアの 2015 年経済成長率は 2.7%であり、2014 年経済成長率の 6.3%を大幅に下回った。同国の経済成長率については、原油増産予想、及び連邦政府による公共／社会的投資プロジェクト実施の推進に基づき、2017 年が 1 %程度、2018 年が 2.5%程度と予想されている。

1.2 商流及び物流の概要

ナイジェリアは、92 万 3,769 平方キロメートル（陸地が 90 万 9,890 平方キロメートル、水域が 1 万 3,879 平方キロメートル）の国土を有する。同国は、道路、鉄道及び水路から成る広範なネットワークで結びついた 36 の州と連邦首都地区（FCT）から構成されている。

ナイジェリアは、西アフリカでは最大、サハラ以南では第 2 位の道路網（全長約 19 万 3,200 キロメートル）を有している⁷。ナイジェリア国内における商品流通の主要手段は道路である。

ナイジェリアは、その戦略上重要な立地及び規模のおかげで、同国には、トランス・アフリカン・ハイウェイ・ネットワーク（ナイジェリアをアフリカ大陸のその他の地域へ連結）の四つのルートがある。すなわち、トランス・サハラ・ハイウェイ（ナイジェリア沿岸部のラゴス州をアルジェリアへ連結）、ラゴス－モンバサ・ハイウェイ、トランス・ウエスト・アフリカン・コースタル・ハイウェイ（ラゴスからモーリタニアに至る 12 カ国の西アフリカ沿岸諸国を連結）、及びトランス・サヘル・ハイウェイ（ナイジェリア北部からチャド、ニジェール、ブルキナファソ、マリ、カメルーン及びセネガルを縦断）のルートである。

ナイジェリアの鉄道網は、全長 3,798 キロメートルにおよぶ。ナイジェリアは、西部線（西部沿岸のラゴスをナイジェリア北東部のヌグルへ連結）と東部線（南部のポートハーコートと北東部のマイドゥグリへ連結）の二大鉄道路線を有する。

ナイジェリアには 30 の空港があり、そのうち五つの空港（ラゴス、FCT、カノ、エヌグ及びリバーズ州に所在）は国際空港である。およそ 14 の航空会社が全国主要都市への国内便を運航している。

ナイジェリアの主要な海港は、ラゴス州のラゴス複合港とティンカン島港、クロスリバー州のカラバル港、デルタ州のデルタ港、及びリバーズ州のリバーズ港とオネ港である。当該海港の運営は、連邦政府機関である Nigerian Ports Authority (NPA)⁸ が、Ministry of Transport 及び Nigerian Shippers' Council と共同で行っている。

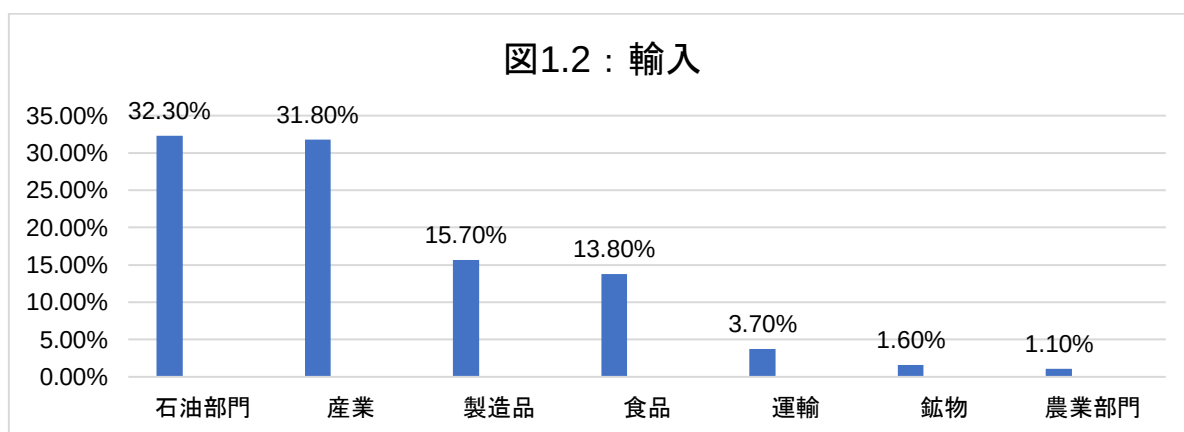
⁷ <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2085.html#ni>（アクセス日時：2017 年 10 月 13 日午後 3 時 04 分）を参照

⁸ <http://nigerianports.gov.ng/>（アクセス日時：2017 年 10 月 13 日午後 4 時 24 分）を参照

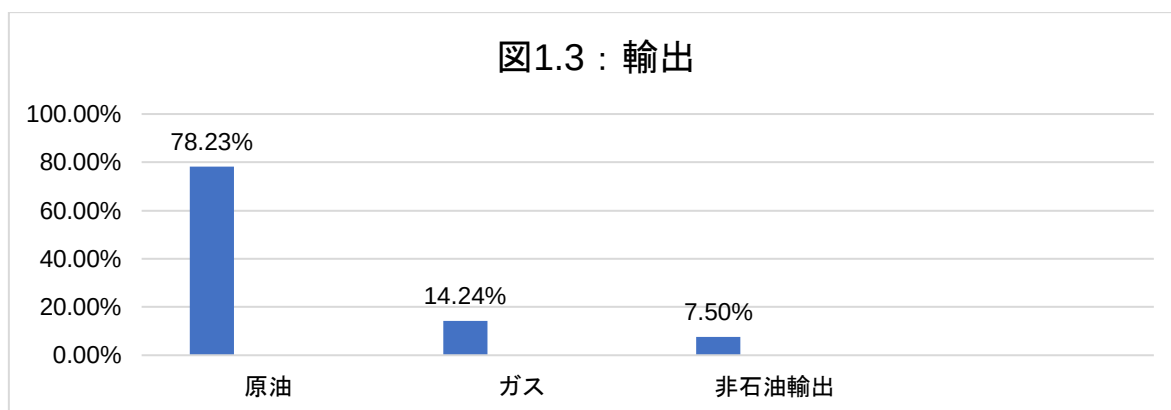
1.3 ナイジェリアの輸出入

ナイジェリアの輸出入に関する最新データとして、Central Bank of Nigeria (CBN) が報告した 2015 年のデータを入手することができる。

2015 年 CBN アニュアル・レポート⁹によれば、2015 年の輸入総額は、前年比 5.1% 増の 11 兆 760 億 7,000 万ナイラであった。石油部門が輸出総額の 32.3% を占め、一方、非石油輸出が輸出総額の 66.7%（内訳：産業 31.8%、製造品 15.7%、食品 13.8%、運輸 3.7%、鉱物 1.6%、農業部門 1.1%）を占めた。



同期間におけるナイジェリアの輸出総額は 9 兆 163 億 2,000 万 NGN であった。原油輸出収入は 7 兆 560 億 8,000 万 NGN、ガス輸出収入は 1 兆 2,834 億 8,000 万 NGN であった（双方合わせて輸出合計の 78.3% を占める）。2015 年の非石油輸出額は 6,767 億 7,000 万 NGN（GDP 合計の 0.7%、輸出合計の 7.5% に相当）であった。



⁹ <https://www.cbn.gov.ng/Out/2017/RSD/Annual%20Report%202015.pdf>（アクセス日時：2017 年 10 月 17 日午後 3 時 28 分）を参照

2.0 ナイジェリアの模倣品に関する概要

2.1 ナイジェリアの模倣品に関する状況の概観

ナイジェリアでは、長年にわたり模倣活動が蔓延してきた。結果として、この状況は政府機関、民間団体及び宗教界から大きな注目を集めている。残念ながら、模倣活動の蔓延に関して、必要とされているほど十分な対処は行われてこなかった。模倣品が社会のいくつかの側面に浸透していることがある程度把握されているにもかかわらず、この問題の規模は十分に文書化されておらず、かつ、当該活動の境界線も依然として非常に不鮮明である。

ナイジェリア市場のいくつかの製品（医薬品、ファッション／美容製品、消費財、衣料、タバコ、アルコール／ノンアルコール飲料、電子機器、携帯電話、コンピューター・ハードウェア／ソフトウェア、教育書籍、音楽／ビデオ・カセット、自動車スペアパーツ等）の中には模倣品が紛れ込んでいる。

残念ながら、そうした模倣品は容易に入手可能であり、価格も手頃である（ただし、模倣品価格がオリジナル品価格と同一の場合もある）ため、消費者は模倣品を購入する。模倣品は低価格という魅力があるため、模倣品であることが分かっているにもかかわらず、そうした製品を自ら進んで購入する消費者が増えている。知的財産所有者の権利を保護し、模倣品を支持させないようにするための様々な法律及び規則が存在することは周知の事実であるが、いくつかの主要な要因がこれら模倣品への支持に影響を及ぼしている。

2.1.1 貧しい経済状況と低い消費者購買力。模倣品の購入は、購入者の貧困状況に関連があると一般的に考えられている。特定の市場では、真正製品と模倣品が並んで置かれている場合があることも指摘されてきた。ナイジェリアは、模倣活動により年間 500 億ナイラ超の損失を被っている¹⁰。

Standards Organisation of Nigeria (SON)（イケジャのオティグバを本拠とする）による市場への大規模な強制捜査により明らかとなった事実によれば、模倣は直近過去 3 年間でおよそ 50%増加している¹¹。また、Standards Organisation of Nigeria (SON) は、2014 年に、イケジャ・コンピューター村として広く知られている市場への強制捜査を実施したが、この強制捜査においても、同様のデータが明らかとなった。2015 年の Nigerian Communications Commission (NCC) の報告によれば、ナイジェリアでは、毎年約 2 億 5,000 万台の規格外の電話が売られていたという。

ラゴスのイケジャ・コンピューター村で、模倣電話を販売している疑いがある者に対して SON が強制捜査を実施した後、Phone and Allied Product Dealers

¹⁰ 同国（2012 年 12 月 8 日）は、2017 年 10 月 24 日 11 時 13 分に <http://thenationonline.net/a-nation-threatened-by-imitation/>へオンラインアクセスを行った。

¹¹ <http://longhallconsulting.com/nigeria-may-lose-n612bn-yearly-ict-revenue-due-to-counterfeiting/>へアクセス（アクセス日時：2017 年 7 月 7 日 12 時 18 分）

Association of Nigeria (PAPDAN) は、2015 年 7 月 15 日（月曜日）から 3 日連続で同市場を閉鎖すると脅しをかけた。

- 2.1.2 ナイジェリアで模倣品が蔓延している二つ目の要因として、犯罪に対して規定されている刑罰の抑止効果が低く、刑法規定が効果的でない（例えば、模倣関連犯罪に対して規定されている刑罰は極めて軽い）ことが挙げられる。2008 年には国を揺るがす模倣事案が発生した。この事案は、「My Pikin」Teething Mixture と呼ばれる模倣薬品（幼児用生歯薬に混入された有毒化学物質が原因で、少なくとも 84 人の子供が亡くなった）を巡り、National Agency for Food and Drug Administration and Control (NAFDAC) と Barewa Pharmaceutical Limited（被告人）との間の訴訟へと発展した。同社は、この犯罪で罰金 100 万ナイラの支払いを命じられ、同社の生産マネージャーと品質保証マネージャーについては懲役 7 年が科せられた。模倣品は、Boehringer、ICI、MERCK、SANDOZ、及び 1980 年代、1990 年代にナイジェリアで設立されたその他の多国籍企業を苛立たせた¹²。
- 2.1.3 オリジナル品の供給中断は、需要を満たすための模倣品の導入につながる恐れがある。生産コストや国内市場のインフレといった厳しい経営環境は、現地生産、及び輸入模倣品に対する競争力ある利益率の阻害要因となる。一部の国の労働力が比較的安価であるため、国外の製造業者へアウトソーシングするのも一つの選択肢となる。しかしながら、期待された生産コストと限界利益（売上高を基に算出）のギャップ解消の程度に比べ、最終製品の品質低下の程度は、はるかに大きくなる恐れがある。

2.2 法的枠組み

ナイジェリア国内の模倣との戦いにおいて、権利を侵害されてきた知的財産所有者が活用する法律は下記のとおりである。

- 著作権法（2004 年、C 2 章）
- 模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律（2004 年、C34 章）
- 関税・物品税管理法（2004 年、45 章）
- 2015 年サイバー犯罪（禁止、防止等）に関する法律
- 商品商標法（2004 年、M10 章）
- 2007 年国家情報技術開発庁法
- ナイジェリア警察法（2004 年、P19 章）
- 特許・工業意匠法（2004 年、P 2 章）
- 商標法（2004 年、T13 章）
- 関税・物品税管理（物品処理）法（CEMA）
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（通称：TRIPS 協定）
- 工業所有権の保護に関するパリ条約
- 消費者保護協議会（CPC）法（C25 章）

¹² 引用元：NAFDAC 元局長の故 Dora Akunyili 教授

- 経済金融犯罪委員会（EFCC）法（2004年ナイジェリア連邦法（LFN）、E 7章）
- 食品医薬品管理局（NAFDAC）法（2004年、N 1章）
- ナイジェリア標準化機構（SON）法（2004年、S 9章）

2.3 ナイジェリア国内の主要な模倣品市場

ナイジェリア国内の主要な模倣品市場は下記のとおりである。

- アラバ国際市場（ラゴス、バダグリ・エクスプレスウェイ）
- IT／電子市場（通称：コンピューター村）（ラゴス、イケジャ）
- オルウェール市場（ラゴス島）
- ラディポ・スペアパーツ市場（ラゴス、イソロ）
- ジャンカラ市場（ラゴス島）
- ウェストミンスター・アパパ
- アリアリア市場（ナイジェリア、アナンブラ州、アバ）
- ネウィ市場（ナイジェリア、アナンブラ）
- オニチャ・メイン市場（ナイジェリア、アナンブラ）
- サボン・ガリ（ナイジェリア、カノ）

2.4 ナイジェリア国内の主要な模倣品生産拠点

ナイジェリア国内の模倣品生産拠点として指定され、又は知られている特定の場所は存在しない。

2.5 模倣品の流通ルート

ナイジェリア国内で一般的な流通ネットワークは、製造業者／流通業者／卸売業者／小売業者／消費者のパターンをたどる。流通チェーンにおいて流通業者が果たす重要な役割を考えると、利害関係企業は、単独の流通業者がナイジェリア市場全体をカバーする能力を有していると確信した場合、独占契約によって当該流通業者を選定する可能性がある。又はそれ以外では、同国の様々な地域をカバーするため、複数の流通業者が選定される。ナイジェリア国内の主要な流通センターとして、北部（カノ、カドゥナ、カツィナ）、東部（エヌグ、オニチャ、ネウィ）、ニジェール・デルタ（ポートハーコート）、西部（ラゴス：ナイジェリアのビジネス中心地であり、西アフリカ貿易の拠点でもある）、及び首都アブジャ（中央地帯及び北中部の各州へサービスを提供）が挙げられる。

2.6 模倣品の輸出入等

大半の模倣品は、陸地国境及び海港を通じて同国へ輸入される。また、不正取引業者は広範なネットワークを築いており、これにより、政府役人は、港を通じて、又はベナン共和国、トーゴ、ニジェール、カメルーン及びチャドから国境を越えて流入してくる膨大な量の模倣品への取り組みを行う前に、妥協せざるを得ない状況となっている。当該模倣品の大半は、自動車密輸業者によってナイジェリアへ輸送さ

れる。こうした専門ドライバー集団は、北部では **Yan-Pitos**、ラゴス等のナイジェリア西部では「**Fayawo**」として広く知られている。

ベナン共和国やトーゴから密輸車を運ぶ際、例えば、不正取引業者は、同国内の富裕なパトロンと契約を結んで、当該模倣品（コンデンスミルク、食品調味料、米、電子機器等の海外密売品からあらゆる形態のタバコ製品に至るまで）の輸送を請け負う。

近隣のベナン共和国等の国では、規制が弱く海港及び陸地国境を通じた当該模倣品の直接輸入が可能であるため、ナイジェリア向け輸入模倣品は徐々に減少している可能性がある。

ナイジェリアの国境では密輸が横行しているといわれている。一旦ナイジェリア国内に持ち込まれた物品は、卸売業者へ引き渡され、次に小売業者に卸された後、商店、スーパーマーケット、キオスクで販売される。

3. ナイジェリアの知的財産（IP）法、規則及び協定に関する概要

3.1. 知的財産という用語は、文語上、所有価値のある、又は所有可能な知的な産物を意味する。この用語は主に、発明、工業意匠、文学的著作物、美術的著作物、録音、撮影フィルム、コンピューター・プログラム、ならびに商業に使用される記号、名称及び画像を意味する。

3.2. ナイジェリアの主要な知的財産法は下記のとおりである。

i) 1970年特許・意匠法（2010年ナイジェリア連邦法、P 2 章）

関連法規は下記のとおりである。

a) 1971 年特許規則

b) 1971 年意匠規則

ii) 1988 年著作権法（2010 年ナイジェリア連邦法、C28 章）

関連法規は下記のとおりである。

a) 2012 年著作権（著作物への賦課）命令

b) 2007 年著作権（団体管理組織）規則

c) 2006 年著作権（光ディスク工場）規則（2006 年、第 66 号 S.I）

d) 1999 年著作権（セキュリティ・デバイス）規則（1999 年）

e) 1999 年著作権（ビデオレンタル）規則（1999 年）

f) 1997 年著作権検査官任命通知書（1997 年）

iii) 1965 年商標法（2010 年ナイジェリア連邦法、T13 章）

関連法規は下記のとおりである。

1967 年商標規則

3.3. 異なる種類の知的財産の創造及び保護を目的とする主要な法律に加え、ナイジェリア議会は、長年にわたり、商標侵害（特に、模倣に該当する侵害）を犯罪と定める下記の異なる法律の可決も行ってきた。

i) 1916 年商品商標法（2010 年ナイジェリア連邦法、M10 章）

ii) 1999 年模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律（2010 年ナイジェリア連邦法、C34 章）

3.4. ナイジェリアは、知的財産権に関するいくつかの国際条約及び協定にも署名してきた。これらのうち最も関連性が高いものを下記に列挙している（ナイジェリア国内での施行日はそれぞれ丸括弧に示されている）。

i) 特許協力条約（2005 年 5 月 8 日）

ii) 世界知的所有権機関を設立する条約（1995 年 4 月 9 日）

iii) 実演家、録音物製作者及び放送事業者の保護に関するローマ条約（1993 年 10 月 29 日）

iv) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1993 年 9 月 14 日）

v) 工業所有権の保護に関するパリ条約（1963 年 9 月 2 日）

vi) 水中文化遺産の保護に関する条約（2009 年 1 月 2 日）

- vii) 2005年文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2008年4月21日）
- viii) 無形文化遺産の保護に関する条約（2006年4月20日）
- ix) 武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年ハーグ条約の第二議定書（2006年1月21日）
- x) 国際植物防疫条約（2005年10月2日）
- xi) 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（2003年10月13日）
- xii) 世界貿易機関（WTO）を設立する協定（1995年1月1日）
- xiii) 世界貿易機関（WTO）－1994年知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）（1995年1月1日）
- xiv) 生物の多様性に関する条約（1994年11月27日）
- xv) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1993年10月29日）
- xvi) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（1975年12月17日）
- xvii) 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約（1972年4月24日）
- xviii) 通過の自由に関する条約及び法律（1968年2月1日）
- xix) 内陸国の通過貿易に関する条約（1967年6月9日）
- xx) 1952年9月6日万国著作権条約（第17条に関する付属宣言及び第11条に関する決議）（1962年2月14日）
- xxi) 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（1961年9月5日）
- xxii) 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の議定書（1961年9月5日）
- xxiii) アフリカ文化憲章（1990年9月19日）

3.5. ナイジェリアの知的財産法の基本規定に関する概観

3.5.1. 1970年特許・意匠法

特許・意匠法は、1970年に制定された。本法の制定により1925年英国特許登録法及び1936年英国意匠（保護）法は廃止され、本法が取って代わった。

英国特許登録法では英国特許の先行付与に依存した特許登録制度が確立され、英国意匠（保護）法では英国で登録された意匠の有効性がナイジェリアへ拡張されていた。両法律の効果として、ナイジェリアで有効な特許付与又は意匠登録を求める者は、最初に英国特許が付与され、又は英国で自身の意匠が登録される必要があった。

1970年特許・意匠法の制定により、ナイジェリア特許の付与又は工業意匠の登録プロセス全体が、完全に自国化されるようになった。

ナイジェリア特許の付与要件

特許は、製品又は工業プロセスの発明者に対して、限られた年数の間、当該発明を商業的に利用できる独占権を付与するものである。

下記の条件を満たす発明（特許取得済み発明に対する改良発明も含まれる）は、ナイジェリアの法律に基づき特許を付与される。

- (a) 新規性があり、
- (b) 発明的活動の結果生み出され、かつ
- (c) 産業上利用することができる。

新規性の要件

何をもって新規性がある発明と言えるのかという定義に関して、特許・意匠法では、第1条(2)(a)において、発明は、従来技術の一部を形成していない場合に新規性を有する旨が最初に規定された。次に、さらに踏み込んで、第1条(3)では、「技術」及び「従来技術」について、下記のとおり定義している。

「技術」とは、発明に係る技術又は知識分野を意味し、「従来技術」とは、発明に関する特許出願日又はその発明に関して有効なクレームが行われた外国の優先日の前に、いかなる場所、いかなる時でも（書面や口頭による説明により、又は使用により又はその他の方法で）公衆が利用可能な技術又は知識分野に関するあらゆる物を意味する。ただし、発明に関する特許出願日前6カ月の間に、発明者又はその前権利者が、公的又は公的と認識される展示会において発明を展示した事実が存在するという理由だけでは、発明が公衆に利用可能であったとはみなされない。」

したがって、特許付与を受けるための出願が行われた日より前に、発明が公衆に公開されていない限り、又は類似発明に関して、以前に公開されておらずもしくは別の者によって特許が取得されていない限り、発明は新規性を有するとみなされる。

他の誰にも発明を公開しないという法的義務を負った者に対して発明の公開がなされた場合でも、新規性の喪失に当たる公開とはみなされないと司法当局が指摘したことは言及に値する。また、公開情報が関連知識分野の技術者による発明への取り組みを可能にするほど詳細なものではない場合、当該公開により、特許付与を受けるための出願を行った日に新規性についての発明者のクレームが却下されたとはみなされないとする司法上の判断が下されている。

また、発明品の先使用は、発明の新規性についての発明者のクレームを却下するに足る公開とみなされる。しかしながら、発明が製品の生産に利用される場合、ならびに製品の分析又は調査が発明の本質を公開するものではない場合、そうした状況における発明の利用は公開には当たらない。

発明が、特許取得済み発明に対する改良に当たる場合

ある発明が既存の特許取得済み発明に関係しているものの、当該既存特許に関して利用可能な情報を基にしても発明を予見することができなかったと考えられる場合、既存の特許取得済み発明に対する改良とみなされる。

発明は発明的活動の結果生み出されたものでなければならない。

発明的活動については、本法第1条(22)(b)において下記のとおり定義されている。

「発明に係るメソッド、利用、複数メソッドの組み合わせもしくは製品、又は発明が生み出す産業上の成果のいずれかに関して、明らかに従来技術から得られたものではない場合、発明的活動の結果生み出された発明に該当する。」

司法当局は、出願日までに利用可能な知識を基にしても技術者が予見することができなかったと考えられる発明であることを本規定における発明の要件であると考えている。

発明者が、発明に至る前に、利用可能な文献、情報又は知識を参照することなく独自調査を実施することは問題がない。公的に利用可能な情報及び特定分野の知識水準を用いることで、当該知識分野の技術者がクレームされた発明を導き出すことができたと考えられる場合、当該発明は発明的活動の結果生み出されたとはみなされない。

発明は、産業上利用可能でなければならない。

第1条(2)(c)では、何をもって産業上利用可能な発明と言えるのかについて、下記のとおり定義している。

「*k* かの産業（農業を含む）において製造又は利用できる場合、産業上利用可能な発明に該当する。」

したがって、特許性を有する発明は、産業において製造又は利用できる発明に限られる。

産業上の利用の定義にあらゆる種類の産業における「利用」が含まれるということは、あらゆる種類の産業において何らかの特定の成果を生み出すメソッドは、ナイジェリアでは特許性を有し得ることを示している。すなわち、ビジネス・メソッド、手術もしくはセラピーによる人体や動物体への治療メソッド、又は人体や動物体に施される診断メソッド等は特許性を有し得る。

外国の優先権

本法では、ナイジェリア政府が締結した協定、条約又はその他国際協定に基づく同政府の義務を履行するため、連邦官報に記載される命令に基づき、「条約加盟国」に該当する国を指定する権限を同相に付与しており、当該指定の結果、条約加盟国において発明に関する特許付与を受けるための出願が最初に行われ、かつ、当該出願の12カ月以内に、相当する出願がナイジェリアで行われた場合、ナイジェリアでの出願は、当該条約加盟国におけるより早期の出願日に行われたものとして扱われる。

その後、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく同国の義務履行に関して、同相は、1971 年特許・意匠（条約加盟国）命令（日本を含む 75 カ国が条約加盟国として指定されている）を発行した。

特許を取得することができない発明

本法第 1 条(4)では、下記については特許を取得することができない旨規定している。

- (a) 植物／動物多様性、又は植物／動物の生産に不可欠な生物学的プロセス（微生物学的プロセス及びその生成物を除く）
- (b) 公開又は利用が公共秩序又は倫理に違反する発明（本段落の目的に照らし、発明の利用が法律で禁止されているという理由だけでは、公共秩序又は倫理に違反しているとは言えないと理解されている）

本法の目的に照らし、科学的性質の原理及び発見は発明とみなされないため、これらについても特許を取得することはできない。

有効性の保証なしに付与される特許

ナイジェリア特許は有効性の保証なしに付与される。1970 年特許・意匠法第 4 条(4)では、特に下記のとおり規定している。

「特許は、特許権者のリスクに対して、特許の有効性の保証なしに付与される」

本規定の理由として、ナイジェリアの特許は、登録官が特許性の要件を満たす出願であるか否かという疑問を調査することなしに付与されることが挙げられる。登録官は、出願に必要な書類がすべて提出されたことを確認するためだけに、出願の審査を行う。登録官は、形式的な要件が満たされていることを確認すると、特許証の発行手続きへと移る¹³。

したがって、ナイジェリアで特許証が発行されたという事実は、当該特許が有効であることを意味するものではない。有効性については、いつでも裁判所へ異議を申し立てることができるが、その場合、有効性を証明する第一義的な責任は当該特許権者にある¹⁴。

本法第 1 条又は第 3 条(2)の規定に基づく有効性の検査をパスしていない特許であると裁判所が判断した場合は、当該特許は無効である旨宣言される。

特許により付与される権利

ナイジェリアの特許が付与されることで、特許権者は、他の者による下記のあらゆる活動（産業又は商業目的で行われる場合）を排除する権利を取得する。

- (a) 製品に関して付与された特許の場合、当該製品を製造、輸入、販売もしくは使用する活動、又は販売もしくは使用のために保管する活動

¹³ 特許・意匠法第 4 条を参照

¹⁴ 特許・意匠法第 9 条を参照

- (b) プロセスに関して付与された特許の場合、プロセスを適用する活動、又はプロセスを直接利用することで得た製品に関して本項の段落(a)に記載されたあらゆる活動を行う活動

しかしながら、当該排他的権利は、通常、特許権が適用される製品がナイジェリアで合法的に販売された後に当該製品に関して実行された活動にまでは及ばない。また、当該排他的権利は、特許取得済み製品やプロセスに関して、ナイジェリアにおける特許出願日、又は（条約が適用される場合）条約加盟国における最初の出願日において、ナイジェリアで当該特許取得済み製品やプロセスを善意で利用している者、又はそうした利用のための本格的な準備を行ってきた者の活動に対しても影響を及ぼすものではない。

特許の存続期間

ナイジェリアの特許は、特許付与を受けるための出願の日から 20 年間有効である。しかしながら、年間更新手数料が支払われなかった場合、特許は失効する。更新手数料は、特許付与を受けるための出願の周年応当日に支払われる。ただし、当該支払い期日については、本法に基づき 6 カ月の猶予期間が認められている。更新手数料が 6 カ月の猶予期間内に支払われた場合、追加料金の支払いを条件に、当該更新手数料は受領され、当該特許は有効に更新される。

更新手数料が 6 カ月の猶予期間満了時に支払われなかった場合、当該特許は失効し回復不能となる。

工業意匠の登録要件

本法では、工業意匠について、創作者が工業プロセスによって量産される型や模様として使用することを意図し、かつ、技術的成果の取得だけを意図しない場合の、線、色又はその両方と三次元形状（色に関係しているか否かを問わない）とのあらゆる組合せと定義している¹⁵。

したがって、自動車、オートバイ、椅子、携帯電話及びテレビの形状、陶器に描かれた模様や生地プリントされた模様はすべて、工業意匠の例に該当する。これらの工業意匠は登録することができる。

工業意匠の登録要件として、新規性があり、かつ、公共秩序又は倫理に違反していない必要がある。

意匠には新規性が必要

本法では、意匠が新規性を有するとみなされるには、公衆が利用可能な既存の意匠（当該既存の意匠が同一又は異なる種類の製品に適用されているか否かを問わない）と比較した場合に、詳細が著しく異なっている必要がある旨規定している。

また、意匠は、意匠登録を受けるための出願の日より前に、説明や使用によるか、又はその他の方法によるかを問わず、いかなる場所、いかなる時でも、公衆に利用可能な状態に置かれていない必要がある。しかしながら、意匠の創作者が、独力で意匠を創作したこと、及び公衆が利用可能な既存意匠の存在を知らなかったことに

¹⁵ 特許・意匠法第 12 条を参照

ついて、登録官の納得できる証明を行った場合、当該意匠は新規性を有すると認められる。

さらに、本法では、公的又は公的と認識される展示会における意匠の展示が、登録を受けるための出願の前6カ月以内の間に行われた場合は、公衆に利用可能であったとはみなされない旨規定している。

外国の優先権

特許の場合と同様、本法では、条約加盟国において最初に出願された意匠について、その再登録を受けるための出願をナイジェリアで行った場合、ナイジェリアの出願は優先日（相当する出願が条約加盟国において最初に行われた日）を有する旨規定している。

しかしながら、相当する出願をナイジェリアで行うべき期間は、工業意匠の登録については6カ月以内である（一方、発明の特許出願については1年以内）。

工業意匠に関する「条約加盟国」の指定については、1971年特許・意匠（条約加盟国）命令において特許と工業意匠の双方まとめて行われた。上述したように、同命令においては、日本を含む75カ国が「条約加盟国」として指定されている。

新規性については審査なし

特許付与の場合と同様、登録官は、工業意匠の登録を受けるための出願を審査する際、形式的要件が遵守されていること、及び公共秩序又は倫理違反禁止規定が遵守されていることのみに審査を限定している。

登録官は、第15条に規定されたすべての形式的要件が遵守されていること、及び意匠が公共秩序又は倫理に違反していないことを確認した場合は、当該意匠を登録する義務を負う。

しかしながら、特許付与に関する場合と異なり、有効性の保証なしに登録が行われるとの明文規定は存在しない。本法では、登録を受けるために提出された意匠は新規性を有すると推定されるため、有効性に異議を申し立てる利害関係者によって推定が反証されるまでは、登録は有効であると推定される。

工業意匠の登録により付与される権利

工業意匠の登録により、登録を受けた所有者は、当該意匠を複製した製品（正確な複製か実質的な複製かは問わない）について、当該意匠が複製された製品の種類に関係なく、いかなる者に対しても、商業的な製造、輸入、販売、何らかの商業目的の活用、販売目的の保有、

登録の存続期間

登録済み意匠の登録は、最大15年間有効である。登録時の有効期間は5年である。その後は、期間5年の更新を2回続けて行うことができる。

特許又は工業意匠侵害

本法第 25 条では、本法第 6 条及び第 9 条（特許付与及び工業意匠登録によりそれぞれ与えられる権利について規定）に基づく排除の対象となる活動を行うことは、特許権者又は登録済み意匠所有者に対する侵害に該当し、訴訟の対象となる旨規定している。

特定製品の製造プロセスについての特許侵害訴訟に関して、本法では、当該訴訟の被告は同製品の製造において同プロセスを利用したと推定されるため、同プロセスを利用しなかったことの証明責任は被告に課される旨規定している。

特許権又は登録済み意匠権を侵害されてきた特許権者又は工業意匠所有者は、損害賠償、差止め命令及び不当利得の是正による救済手段を利用する権利を有する。連邦高等裁判所は、特許・意匠法の規定に基づき提起されたすべての訴訟を受け入れる専属管轄権を有する。

3.5.2. 1988 年著作権法

著作権は、原著作物の創作者が、限られた期間にわたり、当該著作物を使用、複製、流通し、もしくはその他の方法で商業的に活用し、又は当該著作物の使用、複製、流通又は商業的な活用の許可を行えるよう法律により付与される独占権である。

ナイジェリアでは著作権付与に関して、登録の必要はない。著作権は、適格な著作物を創作した時に自動的に付与される。

著作権の適格がある著作物

1988 年著作権法第 1 条では、ナイジェリアで著作権の適格がある著作物について、下記のとおり列挙している。

(a) 文学的著作物

- ☐ 小説、短編小説及び詩集
- ☐ 脚本、ト書き、映画台本及び放送原稿
- ☐ 振付
- ☐ コンピューター・プログラム
- ☐ 教科書、条約文書、歴史書、伝記、随筆及び記事
- ☐ 百科事典、辞書、人名録及び選集
- ☐ レター、レポート及びメモ
- ☐ 講演、演説及び説教
- ☐ 判例集（判決を除く）
- ☐ 作成された表又は訴状

(b) 音楽的著作物

(伴奏用に作曲された著作物を含むあらゆる楽曲)

(c) 美術的著作物

- ☐ 絵画、スケッチ、エッチング、石版画、木版画、彫板及び印刷
- ☐ 地図、図面、図形

- 彫刻作品
- 映写機フィルムに含まれない写真
- 建築模型の形をとった建築作品
- 芸術的技巧作品、又は手芸と工芸を応用した絵画的な織布及び物品

(c) 撮影フィルム

(再生が可能な一連の視覚映像の最初の定着（撮影フィルムに関するサウンドトラックの録音を含む）)

(d) 録音

(聴覚的に知覚可能で、かつ、再生が可能な一連の音の最初の定着（撮影フィルムに関するサウンドトラックを除く）)

(e) 放送

(無線電信や有線もしくはその両方を用いて、又は人工衛星もしくはケーブル・プログラムを用いて放送される音声又はテレビ（再放送を含む）)

著作権の適格性は著作物の質に影響されず

本法第1条(2)では、文学的、音楽的又は美術的著作物は、その質に関係なく、著作物がオリジナルな特徴を有しており、かつ、知覚、再生、又は直接的もしくは何らかの機械や装置の助けを借りた伝達が可能な一定の媒体に定着されているのであれば、著作権の適格性を有する旨規定している。

したがって、著作権によって保護される内容は、アイデア又はコンセプトが資料の形で表現される方法の独自性であって、著作物の背後にあるアイデア又はコンセプトではない。

著作物が、出来の悪い書籍、耳障りな曲、又はばかげた絵画であろうと問題はない。そうしたことに関係なく、それらの著作物は著作権の適格性を有する。したがって、ある美術家は、自分より先に別の美術家によって既に描画又はスケッチされた同一の題材を、先に描いた美術家に対する著作権侵害とされことなくスケッチ又は描画することができる。ただし、その著作物が意図的な模倣、すなわち、先に描いた美術家の著作物の運筆を模倣したものである場合はその限りではない。同様に、ある作家は、別の作家が既に執筆した伝記のモチーフとなった人物について、その同一人物の伝記を執筆することができる。同一のアイデア又は情報を伝える際に、先に執筆した作家が使用した言葉と表現をそっくり模倣しない限り、同作家の著作権を侵害したとはみなされない。

著作権の適格がある工業意匠

本法第1条(3)では、工業プロセスによって量産される型や模様として使用するために創作された著作物について、著作権の適格性から除外している。したがって、基本的に工業意匠の適格がある意匠は、著作権ではなく工業意匠登録によって保護される。

著作権の適格がある著作物の創作は、他の著作物の著作権侵害に当たる場合がある。

本法第1条(4)では、著作物の創作又はそれに関連する活動の実施が、別の著作物の著作権侵害に当たる場合でも、当該著作物は著作権の適格性を喪失しない旨規定している。

したがって、著作者は、自身の著作物の創作プロセスにおいて既存の題材を使用又は模倣することさえでき、その場合でも当該著作物は依然として著作権の適格性を有する。本法の規定では、著作物がそうしたプロセスから生み出される場合でも、それなりに独自性を有していなければならないと定めている。著作物の完成品においては、創作プロセスにおいて使用又は模倣した著作物の特徴とは異なり、それ自体特有の特徴を持つ著作物へ仕上げる努力が反映されている必要がある。そのような著作物の簡単な例として、異なる作家が執筆した異なる記事の編集書籍が挙げられる。題材に応じて異なる記事が編集・整理され、書籍の中で編集された個々の記事とは異なる書籍が製作されるという事実により、この複合書籍全体としては著作権の適格性を有することになる。

創作又は最初の発表が行われた時の国籍、居住地、国に基づく著作権

1988年著作権法に基づく著作権保護の規定は、基本的に、ナイジェリア市民やナイジェリア居住者の個人、又はナイジェリアで設立された法人が創作した著作物のみを対象としている。ナイジェリア市民やナイジェリア居住者の個人に該当せず、又はナイジェリア国内で設立された法人にも該当しない創作者が創作した特定の種類の著作物に関しても、ナイジェリアで創作又は最初の発表が行われた場合は、著作権保護が付与される¹⁶。

しかしながら、外国市民もしくは外国居住者の個人が創作した著作物、又は外国で創作もしくは最初の発表が行われた著作物は、ナイジェリアの著作権保護の対象から完全に除外されるわけではない。

1988年著作権法が制定される前の1970年著作権法では、57カ国（日本を含む）における市民や居住者の個人又は設立法人が創作した著作物、当該国で最初に発表された著作物（録音及び放送を除く）、ならびに当該国で行われた録音にまで保護対象を拡張していた。こうした保護対象の拡張は、1970年著作権法第2条の規定に基づき発行された1972年著作権（相互拡張）命令によるものであった。当該拡張は、1952年万国著作権条約に基づくナイジェリアの義務履行の枠組みにおいて実施された。

しかしながら、1988年著作権法では、第4条Aにおいて、ナイジェリアが加盟する協定又はその他の国際協定の加盟国における市民や居住者の個人又は設立法人が創作した、著作権の適格がある著作物についても、通常、ナイジェリアの法律による保護の対象となる旨規定された。また、著作権は、当該加盟国において創作又は最初に発表された特定の著作物にも付与される。

¹⁶ 著作権法第2条及び第3条を参照

したがって、同 1972 年命令（1952 年万国著作権条約に基づくナイジェリアの義務履行の枠組みにおいて実施）によって実施された 57 カ国に対する著作権保護の拡張は維持された。

第 4 条 A の規定運用に関する唯一の難点は、当該規定の影響を受ける国の一覧が本法において提供されていない点である。しかしながら、本法では、Nigerian Copyright Commission が発行した証明書（特定の国が、ナイジェリアも加盟する協定又はその他の国際協定の加盟国であるという事実を表明）をもって当該事実の決定的証拠とする旨規定している¹⁷。したがって、Nigerian Copyright Commission に対して、第 4 条 A の影響を受ける国に関する情報を求める申請を行うことができ、裁判における証拠として必要な場合は、証明書を要請することもできる。しかしながら、1972 年著作権（相互拡張）命令に規定されている国の一覧についても、1988 年法第 4 条 A（当該国の市民が創作した著作物又は当該国で創作された著作物に関して規定）に基づく保護対象の証拠を構成するものであると考えられている。

著作権所有者

本法では、著作権の帰属時期について、通常、著作権の適格がある著作物を著作者が創作した時であると規定している。しかしながら、本法では、著作物が、新聞、雑誌又は類似定期刊行物において発表する目的で、サービス又は見習い契約の実施中に創作された文学的、美術的又は音楽的著作物に該当する場合を例外としている。このような場合、当事者間で書面による反対の合意が交わされていない限り、新聞、雑誌又は定期刊行物における著作物の発表に関しては、新聞、雑誌又は類似定期刊行物の所有者が著作権所有者となる。それ以外に関してはすべて、著作物の著作者が最初の著作権所有者となる。

本法では、「著作者」という用語について、一般的に著作権の適格があるあらゆる種類の著作物の創作者を意味するものとして使用している。撮影フィルム又は録音の著作者は「フィルム撮影又は録音の手配を行った者」（それぞれの業界では、映画スタジオ又はレコード会社に該当する可能性が高い）であり、美術的著作物の著作者は、当該美術的著作物のジャンルにもよるが、美術家もしくは彫刻家又は写真家である。音楽的著作物の著作者は作曲家であり、放送の著作者は、国内から放送を行う場合、国内の制作又は送信の手配を実施した者又は企業である。

著作権により付与される権利

著作権所有により、所有者は、オリジナルの形式、又はオリジナルから派生したと認識できる形式のいずれかで、著作物の全て又は著作物の本質的部分を使用し、及び使用を管理する独占権を取得する。具体的には下記のとおりである。

- 文学的又は音楽的著作物に関して、著作物に関する下記のあらゆる活動又は著作物の翻訳もしくは改変を実行し、及び実行の権限を付与する権利
 - 何らかの資料の形式で著作物を複製する。

¹⁷ 著作権法第 4 条 A を参照

- 著作物を発表する。
 - 著作物を公開演奏する。
 - 何らかのフィルム撮影又は録音を行う際に著作物を利用する。
 - 著作物のコピーを何らかの商業的な方法で一般流通させる。
 - 拡声器又はその他の類似装置を用いて著作物を一般に放送・伝達する。
- 芸術的著作物に関して、著作物に関する下記のあらゆる活動又は著作物の改変を実行し、又は実行の権限を付与する権利
 - 何らかの資料の形式で著作物を複製する。
 - 著作物を発表する。
 - 何らかの撮影フィルムに著作物を含める。
- 撮影フィルムに関して、下記のあらゆる活動を実行し、又は実行の権限を付与する権利
 - フィルムを複製する。
 - フィルムを一般公開し、又はフィルム内のサウンドトラックもしくは何らかの録音を公開再生する。
 - フィルムに関連するサウンドトラックの一部を取り込んだ何らかの録音を行う。
 - フィルムのコピーを何らかの商業的な方法で一般流通させる。
- 建築著作物の場合、オリジナルの形式、又はオリジナルから派生したと認識できる形式のいずれかで、著作物の全て又は本質的部分を再現している建物の建築を管理する権利
- 録音の場合、ナイジェリアにおける下記のあらゆる活動を実行し、又は管理する権利
 - オリジナルの形式、又はオリジナルから派生したと認識できる形式のいずれかで、録音の全て又は本質的部分を何らかの方法を用いて公開再生、放送又は伝達を行う。
 - 著作物コピーの一般への販売又は商業レンタル／リースを行う。
- 放送全般に関して、ナイジェリアにおける下記のあらゆる活動を実行し、又は管理する権利
 - 放送の全て又は本質的部分の録画及び再放送を行う。
 - 著作物コピーの一般への商業レンタル／リースを行う。
- 上記に加え、テレビ放送の著作権に帰属する以下の内容の活動を実行し、管理する下記の追加的権利
 - オリジナルの形式、又はオリジナルから派生したと認識できる形式のいずれかで、放送の全て又は本質的部分の公開伝達（すなわち、視覚的又は聴覚的表現の方法を用いて）を行う。
 - 放送を基にしたスチール写真を使用する。

著作権の存続期間

文学的著作物、音楽的著作物及び美術的著作物に関する独占権の存続期間は、著作物の創作日を起算日として、著作者の生存期間と著作者の死後 70 年間（死亡年の末日を起算）を合わせた期間である。

撮影フィルム、写真及び放送に関しては、著作物が最初に発表され、又は最初に放送が行われた年の末日より 50 年間権利が存続する。

録音に関しては、録音が最初に行われた年の末日より 50 年間権利が存続する。

3.5.3. **1965 年商標法（2010 年ナイジェリア連邦法、T13 章）**

商標登録

1965 年商標法（2010 年ナイジェリア連邦法、T13 章）（1938 年英国商標法を倣った内容と類似）は、ナイジェリアの商標登録制度を確立した法律である。本法では、商標登録のための登録簿の導入について規定し、商標登録の条件を明記し、さらに、登録済み商標の所有者に対して、商品に適用された登録済み商標を使用する独占権を付与している。

商標とは何か

商標法第 68 条では、「商標」という用語を以下のように定義している。

「取引の過程において、所有者として又は商標を利用する登録済み使用者としてのいずれかの権利を有している一部の者と商品との間の関係を示す目的で、又は示すために、その者の身元が表示されているか否かを問わず、商品に関して使用され、又は使用が予定されるマーク」

さらに、本法では、「マーク」を以下のように定義している。

「デバイス、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、単語、文字、数字又はそれらの組み合わせ」

辞書によれば、デバイスとは、装飾的な模様や絵柄、又は線画、印刷、描画によるデザインや図柄である。

したがって、商標とは、取引の過程において、所有者として又は商標を利用する登録済み使用者としてのいずれかの権利を有している一部の者と商品との間の関係を示す目的で、又は示すために、その者の身元が表示されているか否かを問わず、商品に関して使用され、又は使用が予定される、装飾的な模様や絵柄又は線画、印刷、描画によるデザインや図柄、もしくはブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、単語、文字、数字又はそれらの組み合わせである。

「商品」の意味の拡張（サービスを含める）

本法では、2007 年 3 月 30 日以降、「商標」という用語について、商品に関して使用又は使用が予定される「マーク」として定義しているが、ナイジェリアでは、サービスに関しても商標を登録できるようになった。

サービスに関する商標登録は、ニース分類第9版に従い、既存の34の商品分類に新たに35～45の分類を加え、1967年の商標規則第4次計画に記載された商品分類を修正することにより利用可能となった。

この修正は、本法第42条及び第45条、ならびに商標規則の規則5により付与された権限に基づき、ナイジェリア商工相が下した2007年3月30日付けの命令により実施された。

同相の行動は、同省商法部長のメモに記載された主張に基づいたものであり、同メモには『サービスは「無形財」であるため、本法に基づき同相が有する修正権限の対象となる商品分類にサービスも含まれ得る』という趣旨が記載されていた。

辞書上、「商品」は「有形の商品」を意味することを考慮すれば、商品の分類にサービスを含める修正を行う根拠としての、『サービスは「無形財」に当たる』という主張の有効性は、議論の余地がある。「無形財」という言葉は、英語において成立し得ないように思える。しかし、そうは言うものの、当該修正は変更されておらず、かつ今日まで裁判所により当該修正が無効とされたことはない。今日まで、当該有効性に対して法的な意義申立てが行われた例は知られていない。したがって、ナイジェリアでは、商品とサービスの両方に関して、引き続き商標登録が可能である。

商標登録の必要条件

商標登録の基本的な必要条件として、商標は特有のものでなければならない。

商標法では、商標について、所有者の名称が明かされているか否かを問わず、商標の所有者と当該商標が使用されている商品との関係を示す目的で使用されているマークであると定義している。したがって、商標の不可欠な機能は、商標が使用されている商品元を示すことである。

それ故、商標によって達成される目的が、特定の製造業者又は取引業者の商品を特定することであるならば、その機能を果たすためには、商標は特有のものでなければならない。ある商標が、別の取引業者の商品に関して既に使用されている別の商標と混同される可能性がある場合、そのような商標は、消費者の頭の中で商標と特定の製造業者又は取引業者とを結びつけるという商標の主要な機能を果たすことはできない。

商標登録により付与される権利

商標法では、商品に関する商標の所有者である者が商標登録簿A部に登録されることにより、有効な場合、その者は、当該商品に関する商標を使用する独占権を取得し、又は取得したものとみなされる旨規定している。また本法では、さらに踏み込んで、商標を独占的に使用する上記権利により、商標が登録された商品に関する取引過程において、惑わし又は混同が生じることを見込んで、同一マーク又は類似するマークを使用している者は、商標を侵害しているとみなされる旨規定している。

登録済み商標の有効期間

商標登録は、永久的に維持することができ、使用を継続している限り、異議を申し立てられることなく商標登録簿に掲載され続ける。最初の登録時の有効登録期間は7年であり、期間到来後は、制限なしに続けて期間14年の更新を行うことができる。

登録済み商標所有者が、5年以上の期間連続して、当該商標の善意使用を行っていない場合、利害関係者は、商標登録官又は裁判所に対して、登録簿から当該商標の削除を求める申請を行うことができる。

3.5.4. 1916年商品商標法（2010年ナイジェリア連邦法、M10章）

商品商標法では、商標模倣もしくは商品への模倣商標の使用、又は模倣商標が使用された商品の販売、販売申し出もしくは販売目的所持は犯罪に該当する旨規定している。具体的には、商品商標法第3条において、以下のとおり規定している。

3. (1) 何人も、
 - (a) 商標を模倣し、
 - (b) 欺くことを意図して、商標又は商標類似マークを商品へ不正使用し、
 - (c) 商標模倣又は商標模倣に使用する目的で、金型、版木、機械又はその他の道具を製作、処分又は所持し、
 - (d) 商品について虚偽の取引表示を行い、
 - (e) 本条上記項目がなされる原因となる活動を行う者は、本法の規定に従い罰せられる。ただし、欺くことを意図した活動ではないことを証明した場合はその限りではない。
- (2) 何人も、模倣商標が使用され、もしくは虚偽の取引表示が行われた商品／物品、又は欺くことを意図して商標もしくは商標類似マークが不正に使用された商品／物品について、販売し、販売目的で展示し、又は取引や製造目的で所持している者は、本法違反で罰せられる。ただし、下記のいずれかを証明した場合はその限りではない。
 - (a) 本法違反とならないようあらゆる合理的な予防措置を講じていたこと、違反の疑いがある活動を行った際に、商標、マーク又は取引表示が本物であることを疑う余地がなかったこと、及び検察又は検察代理の要求に応じて、当該商品や物品の取得元に関して自身が把握しているすべての情報を提供したこと
 - (b) その他、悪意のない活動であったこと

「模倣商標」の意味

商品商標法が定める商標模倣活動の定義は、商標法が定める登録済み商標への侵害活動の定義と近似している。

商標法第5条では、下記の場合、登録済み商標所有者の独占権への侵害とみなされる旨規定している。

「商標所有者でも登録済み使用者（許可された利用方法により商標を利用）でもない者が、商標が登録された商品に関する取引過程において、感

わし又は混同が生じることを見込んで、同一マーク又は類似マークを使用している場合」

商品商標法では、下記を行う者は、商標を模倣したとみなされる旨規定している。

- (a) 商標所有者の同意なしに、欺くことを意図して当該商標又は当該商標に類似するマークを作成
- (b) 改ざん、加工、削除又はその他の方法を用い、本物の商標を模倣」

商標模倣と呼ばれる活動は、登録済み商標に対する侵害活動に近似していることに加え、商標模倣を構成する内容の定義に組み込まれている点に留意すべきである。商標模倣は、商標の改ざん、加工又は削除から構成される。

登録済み商標と未登録商標双方の模倣に関して成立する犯罪

商品商標法において使用される「商標」という用語は、商標法の規定に基づき登録された商標、及びコモン・ローに基づき保護される未登録商標を意味する。

「商標」は、あらゆる法律により保持又は維持されている商標登録簿に登録された商標を意味し、これには、登録済みか未登録かを問わず、法律によって保護されるあらゆる商標が含まれる。

犯罪に対して規定された刑罰

実行された犯罪に対して商品商標法が定める刑罰は、下記のとおりである。

- (c) 高等裁が下す有罪判決に基づき、2年の懲役又は罰金もしくはその両方
- (d) 下級裁判所が下す即決判決に基づき、6カ月の懲役又は100ナイラの罰金
- (e) いかなる場合においても、犯罪実行の際に使用された、又は関係した動産、商品、道具又は物品をすべて没収

下級裁判所の公判後の有罪判決に基づき、選択的刑罰として規定された「100 ナイラ」の罰金は、現在のおよそ0.27ドルに相当する。

このように著しく低い罰金が規定されている理由として、この刑罰を規定している法律は1916年に制定されたものであり、それ以降、一度も改正されてこなかったことが挙げられる。同法の前語では、「50 ポンド」の罰金と規定されていた。当時、ナイジェリアの通貨は、ポンドと等価の西アフリカ・ポンドであった。その後、1958年に、西アフリカ・ポンドは、1ナイジェリア・ポンドに対して1西アフリカ・ポンドの比率で、ナイジェリア・ポンドに取って代えられた。その後さらに、1973年に、ナイジェリアの通貨はナイラに変更された。ナイジェリア・ポンドは、2ナイラに対して1ポンドの比率で、ナイラに交換された。したがって、1916年商品商標法本文の50ポンドは、1973年の二度目の通貨変更後は100ナイラとなった。

1916 年から 1960 年代に至るまでの間、ナイジェリアの平均所得と比較した場合、50 ポンドという額は、相対的に極めて高額であった。したがって、当時、この罰金は重い刑罰であった。

しかしながら、犯罪について起訴された場合の、懲役規定は依然として抑止力となっている。模倣商標が使用された商品の没収についての規定も同様に抑止力となっている。

違反品の輸入禁止

商品商標法第 14 条(1)では、模倣商標が使用された商品をナイジェリアへ輸入することを違法と定めている。

「販売された場合本法に基づき没収の対象となる商品、又は英国の製造業者、販売業者もしくは取引業者の名称や商標に該当する、もしくはそのように称する名称や商標が記されている外国製の商品（当該名称もしくは商標において商品が製作もしくは生産された国についての明確な表示を伴っている場合を除く）については、ナイジェリアへの輸入を違法とする。

本法第 14 条(1)の規定を執行するため、本法第 14 条(3)では、関係相に対して、通関手続地において違反品の没収指導規則を制定する権限を付与している。

「貿易又は商業の担当相は、本条により輸入が禁止されている商品の留置及び没収、当該留置及び没収の前に履行されるべき条件がある場合はその条件、提供されるべき情報、通知及び担保の規定、ならびに本条の目的上不可欠な証拠及び当該証拠の確認方法に関して、規則を制定することができる。」

しかし、残念ながら、本規定が付与する権限に基づき規則が制定された例は過去に存在しない。したがって、関係商標所有者が関税当局を通じて違反品の輸入禁止を執行する法的手続は存在せず、関税当局は、模倣商標が使用された商品の輸入禁止を執行するための法的な指導又は手続を有していない。

3.5.5. 1999 年模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律（2010 年ナイジェリア連邦法、C34 章）

1999 年模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律（2010 年ナイジェリア連邦法、C34 章）では、ナイジェリアでの模倣・模造薬品の生産、輸入、販売又は又は流通を犯罪と定めている。

「あらゆる法令又は法律にこれと異なる定めがあったとしても、形態を問わない何らかの模倣、粗悪、禁止、模造、不良もしくは期限切れ薬品、又は有害加工食品について、何人も

- (a) 生産、輸入、製造、販売、流通又は所持を行い、
- (b) 販売又は販売目的の展示を行い、

- (c) 生産、輸入、製造、販売、流通又は販売目的の展示を幫助又は教唆する者は、本法が定める犯罪を実行する者に該当し、本法の規定に従い罰せられる。」

本法では、「模倣薬品」という用語を定義していない（ただし、「模造薬品」については定義している）。したがって、「模倣薬品」の意味に関する限り、通常の法解釈規則が適用される。このことは、通常の「模倣」の意味が適用されることを意味する。つまり、模倣薬品とは、別の薬品のラベルやブランド名を模倣又は詐欺的に模倣したラベルやブランド名を記している詐称された薬品である。

本法に基づき成立した犯罪は、重い罰金と懲役が科せられる。本法の執行は、連邦及び州レベルの法律により設置された作業部会に委ねられる。

4. ナイジェリアの知的財産保護関係官庁

ナイジェリアの知的財産保護担当関係官庁には下記が含まれる。

- o Ministry of Trade and Commerce (Department of Trademarks, Patents and Designs)
- o National Agency for Food and Drug Administration and Control (NAFDAC)
- o Standard Organisation of Nigeria (SON)
- o National Office for Technology Acquisition and Promotion (NOTAP)
- o Nigeria Customs Service (NCS)
- o Nigerian Copyright Commission (NCC)
- o Nigeria Police Force (NPF)

5. ナイジェリアの知的財産保護に関する司法制度及び裁判所

5.1. 上述した各種知的財産法に関する管轄権を付与されているナイジェリアの裁判所は、下級裁判所、州高等裁判所、連邦高等裁判所、上訴裁判所及び最高裁である。

下級裁判所は、金銭債権又は刑事制裁に関して一定の限度を下回る民事及び刑事事件の簡易公判を対象とする第一審管轄権を持つ裁判所である。同裁判所は、*商品商標法*に基づき成立した犯罪の起訴を受け入れる管轄権を有する。

下級裁判所からの上訴は、州高等裁判所に対して行われる。州高等裁判所は、連邦高等裁判所の専属管轄権に留保されていない民事及び刑事事件双方を受け入れる無制限の第一審管轄権を有する。また、州高等裁判所は、下級裁判所からの上訴を審理する上訴管轄権も有する。

知的財産権に関する事件である限り、州高等裁判所は、第一審裁判所として、商品商標法が定める犯罪の起訴、及び当該犯罪を第一審裁判所として審理した下級裁判所からの上訴を審理し、判決を下すことができる。

連邦高等裁判所は、「著作権、特許、意匠、商標／詐称通用、工業意匠及び商品商標に関するあらゆる連邦法又はコモン・ロー」に関連する又は付随するすべての民事訴訟及び事件を審理し、判決を下す第一審管轄権が付与された裁判所である¹⁸。つまり、連邦高等裁判所は、ナイジェリアの知的財産法に関係する民事事件を裁定する第一審管轄権を付与された唯一の裁判所である。

また、連邦高等裁判所は、1999 年模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律¹⁹に基づき成立したあらゆる犯罪、ならびに著作権法²⁰に基づき成立したあらゆる犯罪に対する専属的第一審管轄権を特別に付与されている。

商標法²¹に基づき成立する刑事犯罪も一部存在する。これらの犯罪は、登録簿への虚偽記載、登録済み商標であるとの虚偽の表示、及び管轄権を有する連邦高等裁判所に無許可でナイジェリア政府又はその他政府の機関を利用すること、に関係するものである。

高等裁判所は、憲法²²の下、刑事訴訟に関する管轄権（憲法第 251 条第(1)項により付与）が付与されている。しかし、同規定では、専属管轄権であるとは明記されていない。同様に、連邦高等裁判所法第 7 条(2)（1991 年連邦高等裁判所（修正）法により修正済み）では、連邦高等裁判所は管轄権が付与されている民事事件に起因する、又は関連する刑事訴訟に関する管轄権を有している旨規定している。同規定においても、専属管轄権であるとは明記されていない。したがって、商標法に基づく

¹⁸ 連邦高等裁判所法第 7 条(1)(f)（1991 年連邦高等裁判所（修正）法により修正済み）

¹⁹ 1999 年模倣・模造医薬品及び有害加工食品（雑則）第 4 条を参照

²⁰ 著作権法第 38 条

²¹ 商標法第 60、61、62 条を参照

²² 1999 年ナイジェリア連邦共和国憲法第 251 条(3)を参照

刑事事件に関する連邦高等裁判所の管轄権は、州高等裁判所と連携して行使されることが考えられる。

連邦高等裁判所及び州高等裁判所からの上訴は上訴裁判所に対して行われ、上告は最高裁に対して行われる。

下級裁判所、州高等裁判所、連邦高等裁判所、上訴裁判所及び最高裁はすべて、正式記録裁判所である。

審理は、公開されるのが通常である。しかしながら、当事者の一方又は双方の申請に基づき、審理の一部又はすべてを非公開とすべき旨の命令を裁判所が下すことも可能である。裁判所は、当該命令が裁判の目的に叶い、かつ、当事者の利益を不当に害するものではない場合にのみ命令を下す。

下級裁判所では、訴答書面は必要とされない。クレームが提出された後、続いて当事者の口頭証言が行われる。高等裁（州と連邦の両方）では、民事訴訟において訴答書面の提出が求められる。公判開始前に、文書証拠、及び証人の書面証言が提出される必要がある。

6. 知的財産侵害に対する法的な救済手段についての概観

知的財産権侵害のいかなる事例においても、違反当事者に対して二つの一連の措置を講じることができる。すなわち、行政措置又は民事訴訟のいずれかである。

o 行政措置

a. 停止通告書

停止通告書は、商標侵害事案に対処するための極めて重要な出発点となる。特定の状況においては、停止通告書により、肯定的かつ即時の反応が得られるはずである。また、違反企業は、より強い措置が講じられるリスクのある違反品に関して、その供給源の情報を自ら進んで提供する可能性もある。

停止通告書では、侵害を受けた知的財産権を特定し、侵害を受けた対象物の所有証明を行い、かつ、当該知的財産侵害事案の概要を説明する場合が多い。したがって、一般的に、停止通告書では、知的財産所有者の権利を主張し、当該権利を主張する意図を通知する。違反主体が通告書を見逃し、又は侵害活動を継続した場合、権利者は、法的措置に着手することができるため、停止通告書は、将来の法的措置における通知又は証拠としての役目を果たし得る。

したがって、第一段階として、違反企業宛てに停止通告書を送付し、模倣品／侵害品の販売に該当する証拠を提供し、当該製品の供給源の身元を要求することが推奨される。

b. NAFDAC による行政措置を喚起

- o 1993 年食品、薬品及び関連製品（登録等）法では、加工食品、薬品、医薬品、化粧品、医療用具又は飲料水について、NAFDAC に登録されていない限り、その販売又は流通をナイジェリアで行うことは、本法の規定に基づき懲役又は罰金に処せられる犯罪であると定めている。
- o したがって、未登録製品の販売に関して NAFDAC に申立てがなされた場合、NAFDAC は、食品、薬品及び関連製品（登録等）法の規定を執行する職務遂行に当たり、違反企業による模倣品販売（オンライン販売又は実店舗販売かを問わない）の即時停止が確実に実行されるよう措置を講じることができる。本法では、個人の違反者に対して、最低 255.00 ドル程度の罰金もしくは 2 年以下の懲役、又はその両方を科している。法人は、最大 510.00 ドル程度の罰金に処せられる。さらに、法人のすべての取締役、マネージャー及び幹部については、本法違反に対する個別の責任が生じる。

- これら一連の措置の難点は、NAFDAC がどれほど迅速に措置を講じるかについての確信を持ってない点である。また、一旦 NAFDAC に対して申立てがなされると、NAFDAC が措置を講じる前に違反当事者に当該申立てについての情報がリークされる可能性もある。違反企業が大手企業である場合、そうした企業は、何らかの強制措置が講じられる前に、当該申立ての内容を知ることができるほど NAFDAC 内での地位が高い者との接触を行う可能性が非常に高い。
- NAFDAC は、1999 年模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律に基づき、模倣品の製造業者、輸入業者又は販売者に対して行政措置を講じることができる。本法では、本法の規定を執行するための連邦作業部会を設置しているが、同部会の議長を副局長以上の役職を持つ NAFDAC 幹部が務める旨規定することで、NAFDAC の効果的な監督及び管理が及ぶようにしている。
- 本法では、とりわけ、下記を販売し、又は販売目的で展示することを犯罪と定めている。

「形態を問わない何らかの模倣、粗悪、模造、不良もしくは期限切れ薬品、又は有害加工食品」

形態を問わず模倣・模造薬品を取り扱った場合は、模倣・模造薬品に関する法律に基づき比較的厳しい罰則が科せられる。模倣・模造薬品の輸入業者、生産業者及び販売者は、本法に基づき、およそ 2,551.00 ドルの罰金及び 5 年以上の懲役又はその両方に処せられる。

- 犯罪の主体が法人の場合、その従業員、幹部及び代理人についても、有罪判決に基づき、2,551.00 ドル以下の罰金及び 2 年以上の懲役又はその両方の厳しい連帯責任が科せられる。
また、本法では、連邦及び州作業部会に対して、違反品の差押え、及び本法が定める犯罪に関連して使用された敷地の封鎖を実施する行政権を付与している。

違反製薬会社に対する行政措置を喚起するため、申立ては、NAFDAC を通じて連邦作業部会に対してなされる。その後、作業部会は、本法に適合していると考えられる適切な措置を講じなければならない。

2. 刑事措置

商品商標法（2004 年ナイジェリア連邦法（LFN）、M10 章）に基づき、別の救済手段を利用することができる。

本法では、模倣商標が使用された商品を輸入又は販売することは、罰金又は懲役に処せられる犯罪であると定めている。

本法では、模倣商標について、登録済み商標所有者の同意なしに、欺くことを意図して商品に使用された、登録済み商標と同一又は類似する商標であると定義している。この点については、第2条(1)の規定において、下記のとおり適切に表現されている。

「**虚偽の取引表示**」とは、商標が使用された商品に関して、重要な点において、虚偽又は誤解を生じさせる取引表示を意味し、これには、加工、削除、又はその他の方法によるかを問わず、重要な点において、取引表示に虚偽又は誤解を生じさせるあらゆる取引表示の改ざんが含まれる。また、取引表示が商標又は商標の一部であるという事実は、当該取引表示が本法の定義における虚偽の取引表示に該当することを妨げるものではない。」

本法第3条では、表示目的で模倣商標を別の商品に不正使用することを犯罪と定めている。本条の規定は下記のとおりである。

3(1) - 何人も、

- (a) 商標を模倣し、
- (b) 欺くことを意図して、商標又は商標類似マークを商品へ不正使用し、
- (c) 商標模倣又は商標模倣に使用する目的で、金型、版木、機械又はその他の道具を製作、処分又は所持し、
- (d) 商品について虚偽の取引表示を行い、
- (e) 本条上記項目がなされる原因となる活動を行う者は、本法の規定に従い罰せられる。ただし、欺くことを意図した活動ではないことを証明した場合はその限りではない。

さらに、第3条(2)では、下記のとおり規定している。

3(2) - 何人も、模倣商標が使用され、もしくは虚偽の取引表示が行われた商品／物品、又は欺くことを意図して商標もしくは商標類似マークが不正に使用された商品／物品について、販売し、販売目的で展示し、又は取引や製造目的で所持している者は、本法違反で罰せられる。ただし、下記のいずれかを証明した場合はその限りではない。

- (a) 本法違反とならないようあらゆる合理的な予防措置を講じていたこと、違反の疑いがある活動を行った際に、商標、マーク又は取引表示が本物であることを疑う余地がなかったこと、及び検察又は検察代理の要求に応じて、当該商品や物品の取得元に関して自身が把握しているすべての情報を提供したこと
- (b) その他、悪意のない活動であったこと

また、第3条(3)を下記のとおり転載する。

何人も、本法違反で罰せられる者は、下記の刑罰に処せられる。

- (a) 高等裁が下す有罪判決に基づき、2年の懲役もしくは罰金又はその両方

- (b) 下級裁判所が下す即決判決に基づき、6カ月の懲役又は100 ナイラの罰金
- (c) いかなる場合においても、犯罪実行の際に使用された、又は関係した動産、商品、道具又は物品をすべて没収

したがって、侵害品が模倣品である場合、本法が定める犯罪を構成することになる。

それ故、模倣品の販売に関する申立てが警察に対してなされる可能性がある。販売されている模倣品に用いられている商標がナイジェリアで登録済みのものである場合は、商品商標法が準拠法になると考えられる。しかしながら、商標がナイジェリアで未登録のものである場合は、同法は適用されない。

模倣品販売が行われているナイジェリア国内の特定の場所は警察が管轄しているため、警察に対して申立てがなされる可能性がある。警察は、当該申立てに基づき、違反企業が所有する各種販売店を強制捜査し、展示されている模倣品を押収し、さらに、同企業の幹部を逮捕・起訴することができる。

当該申立ては、追跡調査が行われる場合、特に、警察が当該目的のために店舗の差押品を指定場所へ移送する際の後方支援の提供とともに実施される。

刑事措置により、市場から模倣品が取り除かれ、相当期間にわたり、当該模倣品取引業者の間に混乱を生じさせる可能性が高い。その理由として、逮捕され警察署に連行された者は、数日間にわたり警察署で供述を強いられ、その結果、たとえ起訴されなかったとしても、それらの者は模倣品の追加仕入を思い止まるようになると考えられるからである。これにより生じる効果として、輸入業者は、小売業者がいなければ、模倣品の輸入を止めるようになるであろう。

この救済手段の難点は、刑事措置が迷惑行為に相当するものに限定されているという点である。警察は、通常、二つの理由により、商品商標法上の犯罪を行った逮捕者を起訴することに消極的である。第一に、警察内検察官は、商標、登録プロセス、及び犯罪の構成要件の一部として証明が求められる欺瞞の可能性についての概念に精通していない。第二に、当該犯罪に対して規定された罰則は、1.00 ドル未満の取るに足らない罰金又は6カ月の懲役である。

3. 民事訴訟

- o NAFDAC 及び警察を通じた行政執行措置とは別の方法として、停止通告書に対して違反企業から望ましい反応が得られなかった後、民事訴訟に着手することができる。

製品模倣は、明らかな商標侵害活動である。したがって、登録済み商標に関する侵害訴訟は、侵害を受けた商標所有者の名前で、違反企業に対して提起することができる。

- o また、別の方法として、NAFDAC 未登録の違法な製品の販売により、適法な真正製品の販売に損害が生じていることを根拠に、違反企業に対して、不法行為（事業への違法妨害）による訴訟を提起することができる。

商標侵害クレームにおいては、侵害を受けた商標の登録証明とこれまでの更新証明、ならびにオンライン、店頭及びその他あらゆる場所で模倣品が販売されたことの文書証明が、当該クレームを裏付けるために必要とされる。

- o 不法行為（違法妨害）に対するクレームについては、侵害を受けた商標に関して NAFDAC による登録が存続していることの証明、及び模倣品が販売されたことの文書証明が、当該クレームを裏付けるために必要とされる。

商標侵害又は事業への違法妨害に対するクレームの証明に成功した場合、利用可能となる救済手段は、差止命令と損害裁定である。裁判所が正当と判断した場合は、中間的差止命令を入手することもできる。

6.2 最も頻繁に利用される救済手段

権利を侵害されてきた知的財産所有者が最も頻繁に利用する救済手段は下記のとおりである。

- o 刑事措置（強制捜査）

強制捜査は、商標侵害を受けている所有者が、侵害は迷惑行為に相当するとして利用する措置である。経験上、警察の強制捜査により、市場から模倣品が取り除かれ、相当期間にわたり、当該模倣品取引業者の間に混乱を生じさせる可能性が高い。

- o 民事訴訟

前述したように、民事訴訟では主要な訴訟の終了時に、被告に対する差止命令が付与されるため、大半の知的財産所有者は民事訴訟を利用する。必要と判断された場合、新聞紙上にも公表される可能性がある最終命令は、全世界に対する通知書となり、潜在的な侵害者への警告としての役割を果たす。また、特に侵害企業が大企業である場合、莫大な損害賠償が裁定・請求される可能性がある。

6.3 救済手段の適切な利用方法に関する助言

刑事措置

知的財産所有者が、刑事措置を利用して侵害活動を追跡することを決定した場合、模倣品販売が行われているナイジェリア国内の特定の場所を管轄している警察に対して速やかに申立てを行う必要がある。通常、警察は、NAFDAC による承諾書（強制捜査の実施を承認）の作成を強く主張すると考えられる。警察は、この承諾

書に基づき、違反企業が所有する各種販売店を強制捜査し、展示されている模倣品を押収し、同企業の幹部を逮捕・起訴することができる。警察による迅速な措置を徹底させるため、申立てにおいては、追跡調査を実施する必要がある。こうした追跡調査には、警察が当該目的のために店舗の模倣品と差押品を指定場所へ移送する際の後方支援の提供が含まれる。

民事訴訟

- o 民事訴訟については、召喚状が提出されると直ちに、一方的差止命令を申請・入手することができる。しかしながら、差止命令の *ex parte order* は、差止命令が差し迫って必要であると裁判所が判断した場合にのみ付与される点に留意する必要がある。したがって、違反品の発見と一方的差止命令の申請との間に大幅なタイムラグが生じている場合、裁判所は、当該申請の検討を却下し、相手方当事者に提供されている通知書に基づき申請の審理を行う旨指示するであろう。
- o 検査申請通知書が通常どおり被告に送達された場合、被告が自身に不利な証拠を隠滅する可能性が高いということを裁判所が納得すれば、一方的にアンテンピラー命令を申請・取得することもできる。

商標侵害クレームに加え、詐称通用のクレームがなされる場合もある。詐称通用という不法行為は、ある取引業者の商品又はサービスが別の取引業者のそれであると称されている場合に適用される。詐称通用が成立するには、とりわけ、企業が取引過程において原告の事業又はグッドウィルに損害を与えることを意図して見込み客に対して行った虚偽表示であること、及び原告に実害が生じている又は生じた可能性が高いこと、が証明される必要がある。

知的財産権侵害に対する訴訟では、連邦高等裁判所は、下記救済手段の全部又は一部を提供する権限を有する。

- (a) さらなる侵害を抑止する差止命令
- (b) 侵害品の引渡し又は破壊命令（通称：アンテンピラー命令）
- (c) 利益の損失に対する損害賠償又は不当利得の是正命令

登録中の商標の所有者は、「詐称通用」に関するコモン・ロー上の救済手段を利用できる。

6.4 各救済手段の利用頻度に関する統計

知的財産権侵害に対する各救済手段の利用頻度に関する統計は存在しない。

しかしながら、知的財産権侵害に関しては、民事訴訟の利用がその他の救済手段を上回っている。

6.5 最も効果的な執行手段（例えば、刑事的措置の実施は難しく、国境管理を重視すべきである。）

ナイジェリアでは、知的財産権を効果的に行使するための推奨手段として、裁判制度、裁判所（商標・特許・意匠裁判所等）及びその他の規制機関（Nigerian Customs Service (NCS)、Nigerian Immigration Service (NIS)、Consumer Protection Council、Nigerian Police（模倣クレームを担当）等）を通じた民事訴訟の利用が挙げられる。

1999年ナイジェリア連邦共和国憲法第251条(1)(f)では、著作権、特許、意匠、商標／詐称通用、工業意匠及び商品商標に係る紛争に対する専属管轄権を連邦高等裁判所に付与している。連邦高等裁判所は、第一審管轄権に加え、商標法及び特許・意匠法に基づき開かれた裁判所の審理に対する上訴管轄権も付与されている。さらに、連邦高等裁判所からの上訴は、上訴裁判所に対して、そして最終的には最高裁に対して行われる。

7. 関税局による知的財産の執行

(1) 準拠法

著作権法第36条

36. (1) 公表済みのあらゆる文学的、美術的もしくは音楽的著作物又は録音の著作権所有者は、Department of Customs and Excise（本条では、「当局」と称する）に対して、下記の内容の通知を書面にて行うことができる。

(a) 自身は当該著作物の著作権所有者である。

(b) 通知書に明記された期間中、本条の適用を受ける著作物のコピーを禁止商品として扱うよう当局へ要請する。

ただし、本項に基づく通知書に明記された期間は、5年を超えず、かつ、著作権の存続期間終了の日を超えないものとする。

(2) ナイジェリア国外で印刷された著作物のコピーは、当該著作物がナイジェリア国内で製作されていた場合、当該著作物の侵害コピーに該当するため、そうしたコピーについても本条が適用される。

(3) 本条に基づき著作物に関する通知が行われ、かつ、取り消されなかった場合、通知に明記された期間の終了日前に、本条の適用を受ける著作物のコピーをナイジェリア国内へ輸入することは、下記規定（ただし、本項は、個人がプライベート及び家庭での使用を目的として行う物品の輸入については適用されない。）を条件として、禁止される。

(4) 本条第(1)項に基づき著作物に関する通知が行われた場合、当局とそのメンバー、幹部、職員又は代理人はいずれも、著作物所有者又はその他あらゆる者に対し、当該通知に関する当局又はその職員や代理人による作為又は不作為の責任を負わないものとする。

ただし、当該所有者が、当該作為又は不作為の結果として損失を被り、かつ、通知に関する手数料を当局に支払い済み又は支払うべき場合、損失相当額又は年間手数料額のいずれか低い方の金額が当局により当該所有者に返金され、又は、手数料が支払い済みの場合は同金額が放棄される。

(5) 内務相は、本条に基づき行われる通知の形式を定める規則を制定することができ、さらに、当該通知を行う者に対して、通知を行う時点と問題の物品が輸入された時点のいずれか、又はそれら両時点において、当局に当該証拠を提供し、かつ、同規則に明記されているその他の条件がある場合はその条件を遵守するよう求めることができる。また、当該規則には、内務相が本条の目的に照らし適切と考える付随的及び補足的規定を含めることができる。

(6) 本条第(5)項通則に影響を与えることなく、本項に基づき制定される規則には、本条に基づく通知と称して通知を行った者に対して、本規則が定めた当該通知に関する手数料の支払いを要求する定めを盛り込むことができる。

- (7) 関税・物品税管理法の目的に照らし、本条に基づき制定された規則に従い支払われた手数料は、当局の勘定に収集された資金として扱われる。
- (8) 関税・物品税管理法の定めにかかわらず、個人については、商品が本条による禁止商品として扱われているという理由で、本法に基づく何らかの罰則を科せられることはない（商品の没収を除く）。
- (9) 本条は、関税・物品税管理法の一部を構成している場合と同様の効力を有している。

商品商標法第 14 条

- 14(1) 販売された場合本法に基づき没収の対象となる商品、又は英国の製造業者、販売業者もしくは取引業者の名称や商標に該当する、もしくはそのように称する名称や商標が記されている外国製の商品（当該名称もしくは商標において商品が製作もしくは生産された国についての明確な表示を伴っている場合を除く）については、ナイジェリアへの輸入を違法とする。
- (2) 英国の地名と同一又は英国の地名を見かけ上模した名称が商品に使用されている場合、当該名称は、当該地名が存在する国の名称を伴ったものでない限り、本条の目的に照らし英国の地名として扱われる。
- (3) 貿易又は商業の担当相は、本条によって輸入が禁止されている商品の留置及び没収、当該留置及び没収の前に履行されるべき条件がある場合はその条件、提供されるべき情報、通知及び担保の規定、ならびに本条の目的上不可欠な証拠及び当該証拠の確認方法に関して、規則を制定することができる。
- (4) 当該規則は、本条により輸入が禁止されている商品すべてに適用することができ、又は当該商品もしくは当該商品に関連する犯罪については、その種類ごとに異なる規則を制定することができる。
- (5) 本規則では、情報提供者の情報に基づきなされる留置及び当該留置の結果生じる手続に関して発生したあらゆる費用及び損害について、情報提供者が関税・物品税の徴収官に対して払戻しを行う旨を規定することができる。

(2) 差止命令の対象となる模倣品

- (a) 著作権法第 36 条に基づき、輸入を禁止され、没収の対象となる違反品とは、公表済みの文学的、美術的もしくは音楽的著作物又は録音のコピーのうち、仮にナイジェリア国内でコピーされた場合著作権侵害に該当し、かつ、プライベート及び家庭での使用を目的としたものではないものを言う。
- (b) 商品商標法第 14 条の規定に基づき、輸入を禁止され、没収の対象となる違反品とは、模倣商標が記されているあらゆる商品、及び英国の製造業者、販売業者もしくは取引業者の名称や商標又はそれらを見かけ上模した名称や商標が記されている外国製の商品（名称又は商標に商品が製作又は生産された国に関する明確な表示を伴っていないもの）を言う。

(3) 関税局における知的財産権の登録制度

- (a) 著作権法第 36 条に基づき、著作権所有者は、自身が著作権を有する特定の著

作物について、そのコピーの輸入禁止を求めて、関税・物品税管理局に通知を行う権限が付与されている。当該著作物の登録制度は、本法に規定されたものではない。しかしながら、関税当局は、第 36 条(1)に基づき通知が行われた著作物について、その記録を行うための制度を設計する必要がある。

- (b) 商品商標法第 14 条では、輸入禁止が求められている商品について、関税当局に通知する規定は存在しない。同相が制定することを構想している規則は、輸入禁止が求められている商品について、関税当局への通知システムの整備につながるものが期待される制度に関するものである。残念ながら、今のところ規則は制定されていない。

(4) 差止命令手続 – 必要書類、没収前の手続、没収後の手続、処分、罰則、手数料、預託手数料、代理人手数料、手続のフローチャート

- (a) 著作権法第 36 条に関して、違反品の輸入禁止を実行に移すために唯一規定された措置は、商標所有者が当該禁止を求めて関税・物品税管理局に通知を行うことである。通知書の内容に関する法制上の規定として、通知書には下記のとおり記載する必要がある。
 - i. 自身は、特定の文学的、美術的もしくは音楽的著作物又は録音の著作権所有者である。
 - ii. 関税・物品税管理局に対して、通知に明記された期間（5 年を超えず、かつ、著作権の存続期間終了の日を超えない期間）中、ナイジェリア国外で作製された著作物のコピーのうち、仮にナイジェリア国内でコピーされた場合自身の著作権侵害に該当すると考えられるものを禁止商品として扱うよう要請する。
- (b) 法制上の規定から推測可能ではあるが、下記内容も通知書に含めるべきである。
 - i. 著作権所有の証明
 - ii. 著作権の残存有効期間
 - iii. 違反品の詳細な説明
 - iv. 禁止の残存有効期間
- (c) 商品商標法第 14 条に基づく輸入禁止に関して、目前に迫ったナイジェリア国内への違反品の輸入について関税・物品税管理局に通知する法制上の規定は存在しない。

(5) 関税当局における情報共有（例：データベース）

Nigerian Department of Customs は、知的財産権侵害品に関するデータを記録していない。それ故、そうした情報に関して個人又はグループとの共有スキームは存在しない。

(6) 関税当局による国境管理の実務（例：法律及び規則との相違）

Nigerian department of Customs は、通常、ナイジェリア国境では知的財産法を執行していないが、この主な理由として、上述してきたように、本法が関税当局に対してそうした義務を何ら課していないことが挙げられる。

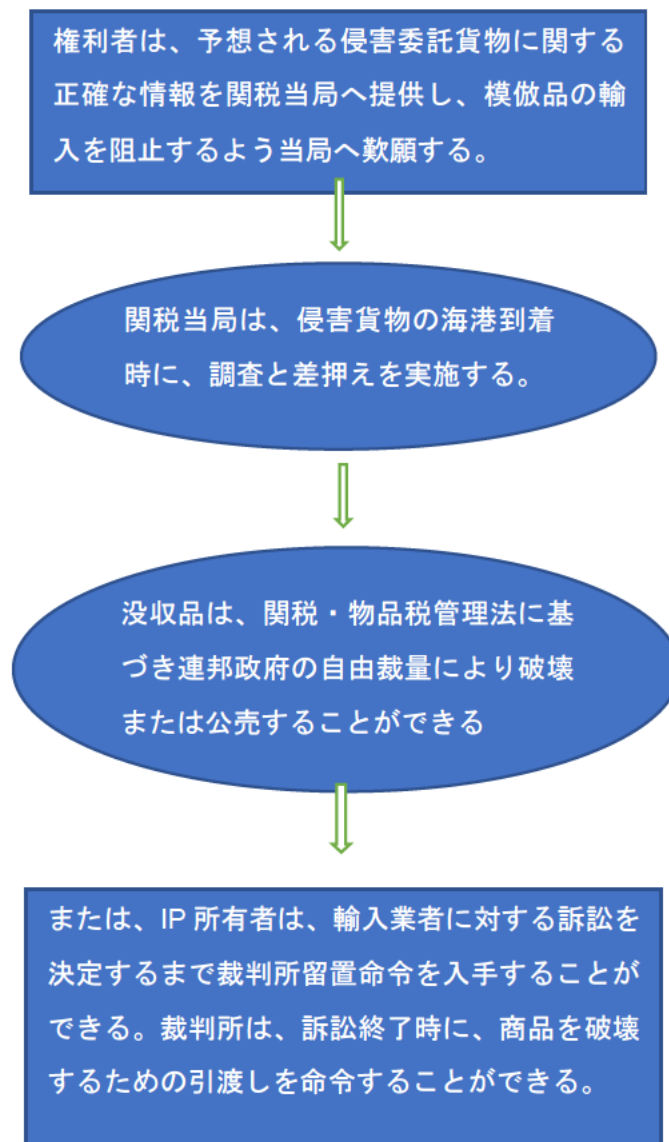
(7) 一般的な事案における差止命令／強制捜査の官庁手数料及び代理人手数料

差止命令：差止命令を入手するための官庁手数料は推定 50.00 ドルであるのに対し、代理人手数料は推定 5,000.00 ドル以上におよぶ場合がある。

強制捜査：警察の強制捜査実施については官庁手数料がかからないが、後方支援等の若干の臨時費用に基づく一定の関連費用が生じる可能性がある。

代理人手数料は、実施されている作業に関するいくつかの不確定要素に左右されるため、正確に算定することはできない。

差押え／没収手続のフローチャート



(7) 典型的な成功事案と失敗事案、及び両事案から導き出される示唆

2007年10月某日、周知されているタバコブランドの模倣品を積載したコンテナがナイジェリアのラゴスへ向かっているとの情報を大手タバコ製造多国籍企業が入手したという事案が発生した。同社は、ナイジェリア国内の弁護士に連絡を取り、コンテナに積載されたタバコがラゴスに到着した時に差押えを行うため、関税当局の介入を取り付けるよう指示した。同社は、店舗の名称、同コンテナの識別番号、及びラゴスの店舗への到着予定日についての情報を提供した。

上記の指示を受け、同弁護士は、関税当局の税関長に対して、模倣タバコの留置及び最終的な破壊を要請するレターを送付した。同弁護士は、模倣商標が記された商品の輸入を禁じる商品商標法第14条(1)の規定を根拠に同要請が正当なものであることを説明した。また、同弁護士は、登録証明書及び同社顧客の商標登録更新証明書の写しをもって自身の要請を裏付けた。同レターには、貨物船の名称、ラゴスへの到着予定日及び模倣タバコを積載したコンテナの識別番号についての情報が含まれていた。

同弁護士によるレター送付の結果、2007年11月6日、同コンテナが留置され、その検査が実施された。検査により、同コンテナにはおよそ48万箱のブランドタバコが積載されていることが判明し、入手したサンプルを基に同タバコ企業が後に行った研究分析によりそれらは模倣品であることが確認された。しかし、その後、没収命令を入手するための裁判手続へ移行する際、関税当局執行官の側がやや消極的であったように思われる。この消極的な姿勢は、商標登録の証明が必要とされる犯罪に執行官が精通していないことが原因であった可能性が高い。

その後、同弁護士は、連邦司法長官室へ同事件を移管し、起訴を促すために、司法長官室宛てに正式なレターを送付し、商標所有の証明（商品商標法に基づき成立する犯罪の構成要素に該当）に関税当局が精通していないことを理由に、商品商標法に基づき同輸入業者を起訴する直接的な責任を司法長官室が引き受けるよう要請した。

司法長官室は、同事案の責任を引き受けることを大筋で認めたものの、職員が不足しているため、同事案起訴のための州代理人弁護士を即座に任命することはできないとの忠告を行った。そこで、同弁護士は、原告を代理する法律事務所から州代理人弁護士を指名し、その者に州を代理して同事案を起訴する権限を付与することを提案した。この提案は受け入れられ、タバコ企業を代理する法律事務所に属する弁護士の一人に対して、同事案を起訴するための司法長官命令が付与された。結果的に、同命令は、司法長官室が連邦高等裁判所（ラゴス）に刑事訴訟を提起した後に付与された。

しかしながら、関税当局執行官が、違反品を裁判所へ移送し、違反者を出廷させ、又は主張された関連費用を賄う資金が提供されずに証言を行うことに消極的だったため、輸入業者を起訴する試みは失望させる結果となった。同タバコ企業は、連邦海外腐敗行為防止法の制約下で活動を行う米国企業であり、同法では、執行官が職務を遂行するにあたり政府以外の者からの資金援助を受けてはならないと規定しているため、同企業は、同執行官の職務遂行を可能にするための資金提供を承認しなかった。

何ら進展が見られず、幾度となく休廷された後、同事件は最終的に裁判所により排斥された。

学んだ教訓

この経験から学んだ教訓は、ナイジェリアの港又は国境で関税当局を介して模倣品の差押えを実行することは可能であるということである。しかしながら、次に、裁判所の物品没収命令を確保するための手続を進めることは、関係執行官の後方支援に必要とされるものを賄う資金提供を商標所有者が積極的に行わない限り、困難となるであろう。

8. 警察による知的財産の執行

イントロダクション

- o 著作権：著作権法では、ある者が著作権所有者のライセンス又は許可なしに当該著作権の適用範囲の活動を行った場合（そのような者は、当該所有者の著作権を侵害したと主張される）、著作権所有者に付与された権利の侵害が発生すると規定している。
- o 商標：商標の所有者、譲受人又は登録済み使用者ではない者が、商標が登録された商品に関する取引過程において、惑わし又は混同が生じることを見込んで、同一マーク又は類似マークを使用している場合、ナイジェリアの商標法に基づき、登録済み商標を侵害したとみなされる。
- o 特許・工業意匠：特許権者もしくは工業意匠所有者又はそれぞれの譲受人ではない者が、特許又は意匠の使用に関する何らかの活動を行った場合、場合に応じて、当該特許又は工業意匠侵害に該当する。

8.1 準拠法

知的財産権侵害が発生した場合、権利者は、それを理由に、侵害者に対して訴訟を提起し、損害賠償、差止命令（アントンピラー命令を含む）、不当利得の是正、及び裁判所が当該状況において必要と判断した関連救済措置の方法により救済を受けることができる。

模倣商標が記された商品を取り扱った場合、警察法、1956 年商品商標法、1992 年不正取引（雑罰）に関する法律、及び 1989 年模倣・模造薬品に関する法律により刑事罰を科せられる。準拠法は下記のとおりである。

a. ナイジェリア警察法 (2004 年ナイジェリア連邦法、P19 章)

警察法第 4 条では、警察の一般的義務について規定している。

「警察は、犯罪の防止及び発見、犯罪者の逮捕、法律及び命令の維持、生命及び財産の保護、ならびに警察が直接所管するあらゆる法律及び規則の正当な執行のために活用され、本法又はその他の法律の権限により、又は同権限に基づき警察に求められるナイジェリア国内外の軍務を遂行するものとする。」

上記規定では、Nigerian Police に対して、ナイジェリア国内の知的財産権の執行において積極的な役割を果たす権限を付与している。正当な所有者に属しない商品へ商標を不正使用することは犯罪に当たるため、警察の強制捜査は、商品商標法に基づき実施されるのが通常である。

b. 不正取引（雑罰）に関する法律 (2004 年 LFN、T12 章)

不正取引に関する法律では、下記のとおり規定している。

- (1) あらゆる法律にこれと異なる定めがあったとしても、本法の施行開始時点より、何人も

- (a) 品質、特徴、ブランド名、価値、構成、メリット又は安全性に関して、惑わせもしくは誤解を生じさせ、又は誤った印象を与える可能性が高い方法で、製品のラベル貼り、包装、販売、販売申し出又は宣伝を行い、
 - (b) 販売、契約又はその他の取引目的で、虚偽の又は不正な重量、寸法、計量器、測定器を使用、又は使用のために所持し、
 - (c) 販売、契約又はその他の取引目的で、度量衡法又はその他の法律（確認証明書が有効ではない）に基づき求められる印又はマークが記されていない重量、寸法、計量器、測定器を使用、又は使用のために所持し、
 - (d) 倉庫、市場、店舗又はその他の公共の場において重量又は寸法によって製品を販売している場合に、当該製品の引渡しを受けた者が、面前で製品を計量又は測定することを求めた際にそれを拒否し、
 - (e) 詐取することを意図して、度量衡法に基づき印もしくはマークが記された重量、寸法、計量器もしくは計測器を改変し、又は販売、契約もしくはその他の取引において、そのように改変された重量、寸法、計量器もしくは計測器を使用し、
 - (f) 重量、寸法又は数量によって製品を販売している場合に、それぞれの場合に応じて、販売したと称する又は請求価格相当よりも少ない重量、寸法又は数量を購入者へ引き渡し又は受け取らせ、
 - (g) 物品の販売又は販売の展示や申し出に関連して、方法の如何を問わず虚偽表示を行い、又は、場合に応じて、販売や販売の申し出がなされるべき重量や寸法もしくは数量に関して、販売者／購入者もしくは見込み販売者／購入者に誤解を与えることを意図しもしくは見込んで、何らかの活動、事柄もしくは物事を実施もしくは実施せず、
 - (h) 存在しない製品やプロジェクトの申込を宣伝又は勧誘した者は、本法が定める犯罪を実行する者に該当し、有罪判決に基づき、5万ナイラ以上の罰金に処せられる。
- (3) 本条で使用される用語又は表現は、文脈上別の意味に解釈すべき場合を除き、度量衡法に基づき指定された意味と同一の意味を有する。

c. *模倣・模造薬品及び有害加工食品に関する法律（2004年ナイジェリア連邦法、C34章）*

模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律では、模倣、粗悪、禁止、模造、不良もしくは期限切れ薬品、又は有害加工食品の販売及び流通、ならびに特定の敷地又は場所での薬品又は毒物の販売を禁止している。本法（模倣・模造薬品

及び有害加工食品（雑則）（修正）に関する法律により修正済み）では、模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律が定める犯罪に対してより厳しい罰則を導入し、かつ、州が没収した違反者の資金及び財産を犯罪被害者の補償に充てる措置を導入している。

本法では、形態を問わない何らかの模倣、粗悪、禁止、模造、不良もしくは期限切れ薬品、又は有害加工食品について、生産、輸入、製造、販売、流通、所持、もしくは販売や販売目的の展示、又は生産、輸入、製造、販売、流通もしくは販売目的の展示の幫助もしくは教唆を行う者は、犯罪を実行する者に該当する旨規定している。上記いずれかの行為により有罪の宣告を受けた者は、有罪判決に基づき、200 万ナイラ以下の罰金もしくは4年以上の懲役又はその両方に処せられる。

また、模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）（修正）に関する法律では、本法が定めるその他の刑罰に加え、本法の下成立した犯罪で本法に基づき有罪判決を受けた者は、連邦政府に対する犯罪の収益を基に得た資産、預金及び財産をすべて没収される旨規定している。被害者補償基金は、模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）（修正）に関する法律に基づき設置され、本法に基づき有罪判決を受けた者から連邦政府が没収した資金のうち1%が同基金に拠出され、本法が定める犯罪の被害者は同基金から補償を受ける。

d. 商品商標法（2004 年ナイジェリア連邦法、M10 章）

商品商標法では、下記に関するあらゆる活動を犯罪と定めている。

- 商標模倣
- 虚偽の取引表示
- 商標模倣用機器の製造、販売もしくは所持、又は商標の欺瞞的適用及び使用

商品商標法（2004 年ナイジェリア連邦法、M10 章）では、本法が定める犯罪に関して、高等裁による有罪判決に基づき、2 年の懲役もしくは罰金又は懲役と罰金の両方を規定している。また、本法では、下級裁判所による即決判決に基づき、6 カ月の懲役又は 100 ナイラの罰金を規定している。いずれの場合も、当該違反者は、犯罪の実行の際に使用された、又は関係したすべての動産、商品、道具又は物品を没収される。

8.2 差押えの対象となる模倣品

模倣とは、権利者から生じていない商品又は権利者からライセンスを得ずに製作された商品に商標を違法に適用又は使用する行為を言う。これは、単純に、消費者と称される大多数の人々を惑わすことを意図して、オリジナル品をコピーする行為を意味する。

模倣品の対象範囲は広大であるため、模倣は実質上、ナイジェリア経済のあらゆる部門に浸透しており、模倣品が消費生活用製品をますます浸食する傾向が見られる。

差押品の所有者が見つからず、又は不明の場合、商品商標法に基づき、下級裁判所（同裁判所は、反対の理由が提示されない限り、通知書に指定された場所及び時間において、当該商品や物品が没収される旨を記載した通知書を公示させることができる）に対して、告発又は申立てを行うことができる。

8.3 処分

模倣された商品又は物品は、本法に基づき、当該商品又は物品の没収を行った裁判所が指示する方法ですべての商標及び取引表示を最初に除去した後、破壊又は処分することができ、さらに、裁判所は、当該商品の取引において無実の損失を被った善意の当事者に対して、当該商品又は物品の処分により得られる収益から、当該損失額を裁定することができる。

8.4 強制捜査前手続

o 歎願

知的財産権所有者は、警察法第4条に基づく犯罪防止及び発見に関する一般的権限に従い、警察に歎願を行う。

o 調査

警察は、歎願を受け付けると、犯罪が行われたか否かを確認するための独立調査を実施することができる。警察は、調査を円滑に進めるため、商品商標法に基づき下級裁判所に対して令状の発行を申請する権限も付与されており、それにより、当該令状において記名又は言及された警察職員は、合理的な時間であれば当該商品又は物品の調査、差押え及び撤去を行うために当該家屋、敷地又は場所に立ち入ることが適法とされる。当該令状に基づき差し押えられた商品又は物品は、没収の対象となるか否かを下級裁判所が判断するため、同裁判所へ持ち込まれる点に留意する必要がある。

o 強制捜査

警察は、調査終了後、違反品を差し押えるための強制捜査を準備し、起訴を主な目的とした侵害者の逮捕を行う。

8.5 強制捜査後手続

警察は、通常、模倣者の裁判所への起訴に至るまで、最初から先頭に立って活動している。強制捜査の間に収集された証拠の分析、及び必要な起訴状の作成が行われた後、違反者は起訴される。

しかしながら、商標所有者が、侵害者の釈放及び差押品の解放に反対ではなく、違反者に恐怖心を植え付け、その結果、違反品が店舗から撤去される（結果的に、市場からも撤去される）ことに主な関心がある場合、侵害者は、当該活動に二度と関与しないという約束に署名することにより警察が釈放を認める場合がある。

知的財産権の執行における警察の強制捜査のメリットに焦点が当てられてきたが、当該メリットは下記のとおりである。

- 繰り返し行われる強制捜査により模倣品市場に混乱を引き起こすことができる。強制捜査に伴い受ける屈辱及び不自由は、違反者及び将来の違反者の抑止に役立ち得る。
- 警察は容易かつ迅速に強制捜査の準備を行うことができる。
- 民事裁判訴訟の予備行為として強制捜査を利用することができる。
- 効果的な起訴は、懲役及び罰金という結果をもたらし得る。

8.6 必要書類

知的財産権所有者の代理で歎願を行っている代理人又は法律事務所を受益者として発行された商標登録／更新証明書及び委任状の写し

8.7 ナイジェリアの刑事裁判手続

o 罪状認否手続

罪状認否手続は、被告人を出廷させ、被告人の起訴に対して形式的に答弁させるためのプロセスである。同手続は、刑事訴訟法（CPA）第 215 条及び刑事訴訟法（CPC）第 161 条(1)及び第 187 条(1)において規定されている。刑事公判は、罪状認否手続に始まり、判決をもって終了する。刑事公判は罪状認否手続に基づき行われるが、同手続では、被告人が出廷し、裁判所が納得するまで被告人への起訴内容（又は複数の起訴内容）の朗読・説明がなされる。

o 司法取引

司法取引は、刑事訴訟において、被疑者が自身に対する起訴内容相当又は起訴内容以下の罪を認める場合に行われる取決めである。罪を認める代わりに、検察官は、当該起訴を取り下げ、起訴内容を軽減し、又は両当事者が容認可能な判決を事実審裁判官が下すよう進言することができる。司法取引にはその他多数のメリットが存在することに加え、同取引により、刑事司法制度における過密を緩和する仕組みが提供され、また、検察が取扱い件数を管理する機会も提供される。

o 起訴内容

起訴内容は、通常、被告人が理解できる言語で、裁判所の登録官により被告人に朗読される。その後、当該起訴内容を被告人が理解したことを裁判所が納得すると、被告人は、当該起訴内容を認めるかを問われる。被告人が当該起訴内容を認めると、公判が開始される。

答弁

州が被告人に対して刑事訴訟を起こす場合、被告人は出廷させられ、罪状認否手続が行われる。申立ては起訴状に記載されたとおりに朗読され、被告人は罪状認否を問われる。裁判所は、朗読された申立てを被告人が理解していることを確認する。複数の被告人が同時に起訴されている場合は、各被告人は、自身への申立てが行われたすべての裁判所に対して個別に答弁を行う。被告人は、その他の被告人の代理で罪状認否を行うことはできない。朗読された起訴内容を被告人が否認する場合もある。こうした状況は、犯意又は心神喪失（心神喪失の場合、裁判所は無罪答弁を行う必要がある）の結果として生じる可能性がある。

○ 保釈

答弁を行うと、被告人は、裁判所に対して保釈申請を行うことができ、また、当該申請を検察に通知することもできる。検察は、そのような者について、個人の自由に関する憲法上の権利を否定すべき理由を提供することにより、当該保釈申請に反対することができる。保釈は憲法上の権利であるものの、保釈の許可又は却下は裁判所の裁量に委ねられているため、この議論は、裁判所において行われる必要がある。しかしながら、こうした裁量は、司法上慎重に行使されることが予想され、通常、各訴訟の状況に左右される。

○ 公判

被告人が「無罪」答弁を行った場合、次の段階は公判である。公判では、検察は論告を行い、被告人は抗弁を行う。

○ 判決／判決言渡し手続

公判調書が提出された後、裁判官は、90 日以内に、被告人が「あらゆる合理的な疑いを超えて」有罪であるか否かを検討する。被告人が有罪と判断された場合、本法の規定に従い、裁判官が判決を言い渡す。

8.8 一般的な事案における差止命令／強制捜査の官庁手数料及び代理人手数料

イントロダクション：差止命令を入手するための官庁手数料は推定 50.00 ドルである（ただし、当該手数料は、展示品の数及びその他偶発的な出来事により、上下に変動する場合があることに留意）。

差止命令を入手するための代理人手数料は、推定 5,000.00 ドル以上である（自己負担費用／支出は除く）。

強制捜査：実施されている作業に関するいくつかの不確定要素に左右されるため、官庁及び代理人手数料を正確に記載することはできない。

8.9 警察による知的財産の執行

－ 模倣品の強制捜査及び差押え手続に関するフローチャート



8.10 成功事例

1. 2006 年某日、当方の事務所は、当方の顧客の一家から、同社従業員の一人が新しいパッケージに入れられた PANADOL と AMPICLOX の模倣品を発見し、当該模倣品が大都市カノを中心に同国北部の様々な都市で販売されているとの報告を受けた。そこで、当方の顧客は、カノの主要市場にある製薬販売店に対して警察の強制捜査を実施するよう当方に指示した。

当該強制捜査の目的は、上述した製品の模倣品を調査することであった。いずれかの販売店で何らかの模倣品が発見された場合、販売店責任者の供給源に関する情報を入手するため、同責任者を逮捕する支援を警察に要請することになっていた。当方の計画には、拘留された者から入手した情報を追跡調査するための追加的措置も含まれていた。当方のチームはカノで警察の支援を求め、約 10 人の機動隊がこの活動に投入された。当該強制捜査は、最終的に 2006 年 3 月に実施され、約 14 店の製薬販売店が強制捜査を受け、そのうち、4 店で模倣品が発見された。当該 4 店の所有者達は逮捕され、さらなる取調べのため警察署に連行された。

当該模倣者が起訴されることはなかったが、それでも、当該強制捜査は、彼らに対する強烈なメッセージとなり、違反品の取引を止めさせる強制力として働いた。

2. 2005 年、当方は、製薬業界における当方の顧客の一家から、同社一部製品の PANADOL EXTRA、ZENTEL 及び AMPICLOX がラゴスのムシン市場で模倣・販売されているとの情報を受けた。例のごとく、強制捜査の目的は、上記製品の模倣品

を調査することであった。いずれかの販売店で何らかの模倣品が発見された場合、販売店責任者の供給源に関する情報を入手するため、同責任者を逮捕する支援を警察に要請することになっていた。当方の計画には、拘留された者から入手した情報を追跡調査するための追加的措置も含まれていた。

その後、当方のチームは、2005 年 2 月頃までに、武装警察職員の支援を受け当該強制捜査を実施し、ラゴスの有名なムシン市場の製薬区域全体が当方のチームによる強制捜査を受けた。模倣品が差し押えられ、違反者は逮捕され、さらなる尋問と取調べのため警察署へ連行された。

上記事案と同様、当該模倣者が、起訴されることはなかったが、それでも、当該強制捜査は、彼らに対する強力なメッセージとなり、違反品の取引を止めさせる強制力として働いた。

8.9 強制捜査から学んだ教訓

警察の強制捜査は、ナイジェリアにおいて知的財産権所有者が利用する救済手段としては、依然として最善かつ最も頻繁に利用される手段であるが、ナイジェリア国内の市場全体に強制捜査の望ましい効果を及ぼすためには、模倣品販売が行われている同国のあらゆる地域の様々な市場において、6 カ月以上の期間にわたり強制捜査を複数回実施し、警察が模倣品取扱い業者の逮捕を行っているという噂をある取引業者から別の取引業者へと確実に広める必要がある。

8.10 警察実務

Nigeria Police Force の体制は、1999 年憲法第 214 条(2)(a)及び第 215 条(2)において規定されている。当該条項は、地域間にまたがる規定である。第 214 条(2)(a)：

「本憲法(a)の規定に従い、Nigeria Police は、国民議会法が定める規定に従い、組織・運営される。」

第 215 条(2)：

「Nigeria Police Force は警察監察官の指揮下に置かれ、州に配置された Nigeria Police Force の分隊は警察監察官の権限に従い当該州の警察長官の指揮下に置かれる。」

上記規定より、Police Force においては下記の三つの異なる体制を確認できる。

- a. 指揮（権限）体制
- b. 運営体制
- c. 組織体制

これらの体制は、警察が担う職務を効果的に遂行するという警察に対する憲法上の期待に沿うため、パターン化されている。

8.10.1 *Department of Operations of the Police*

同局は、ナイジェリア国内のすべての警察業務活動（特に、犯罪防止及び法と秩序の維持）の中核を成している。

同局は、その権限を行使するため、下記の各セクションを有する。

1. **Department of Operations Administration** — 同局各セクションの指示、監督及び調整等を行い、下記の部門から構成される。

- A. Secret Registry
- b. Confidential Registry
- c. Open Registry

同セクションのこれらの部門では、あらゆる強制的な命令、指示及び規制が完全に遵守されていることを確認する。

2. Department of Federal Operations
3. Force Veterinary Section
4. Border Patrol Section
5. Police Mobile Force
6. Explosive Ordinance Disposal Unit
7. Force Police Airwing
8. Force Dog Section
9. Force Mounted Troop
10. Force Armaments Section
11. Counter-Terrorism Unit (CTU)
12. Force Transport Section
13. Directorate of Peacekeeping Operations
14. National Inland Waterways
15. Central Motor Registry (CMR)
16. Force Marine Section

17. Special Protection Unit (SPU)
18. INEC Liaison Unit.

9. その他の行政組織による執行

9.1 NAFDAC (*National Agency for Food and Drug Administration and Control*)

National Agency for Food and Drug Administration and Control (「NAFDAC」) は、1993 年法令 15 (1999 年法令 19 により修正済み) 及び現行食品医薬品管理局法 (2004 年 ナイジェリア連邦法、N 1 章) により設立された法人である。

NAFDAC は、本法に基づき、食品、薬品、化粧品、化学薬品、洗剤、医療用具及び ペットボトル飲料水 (規制製品として知られる) の製造、流通、宣伝、輸入、輸出、販売及び使用を規制・管理する権限が付与されている。

第 5 条では、同局の活動内容として、下記を規定している。

- (a) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の輸入、輸出、製造、宣伝、流通、販売及び使用を規制・管理
- (b) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水、及び化学薬品とその原材料の効果的な品質管理ならびに工場生産プロセス及びその他の制度に関して、適切な検査の実施、及び評議会が指定・承認した標準規格が遵守されていることの確認
- (c) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の生産拠点と原材料の適切な調査実施、ならびに関連する品質保証制度 (生産地及び規制製品に関する証明書を含む) の確立
- (d) 輸入された食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の検査実施、ならびに関連する品質保証制度 (生産地及び規制製品に関する証明書を含む) の確立
- (e) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の生産、輸入、輸出、販売及び流通に関する標準規格とガイドラインの策定
- (f) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の登録実施
- (g) 輸出目的の食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の輸出管理と品質証明書の発行
- (h) ナイジェリアの戦略的重要地域における関連研究機関又はその他施設 (本法が定める同局の機能を果たす上で必要とされる) の設立と維持
- (i) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品に関して、適切な分析実施後の品質と安全性の公表
- (j) 麻薬及び向精神薬の使用が医療及び科学的目的に制限されていることの確認措置の実施
- (k) 麻薬及び向精神薬ならびにその他規制薬物の輸出入許可の付与

- (l) ナイジェリア国内の薬物乱用撲滅措置において National Drug Law Enforcement Agency と連携
- (m) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の品質、安全性及び規制上の規定に関して、連邦／州／地方政府、民間部門、及びその他利害関係機関に助言
- (n) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の保管、粗悪化、流通及び合理的な使用に関する研究プログラムの実施と調整
- (o) 食品、薬品、化粧品、医療用具、ペットボトル飲料水及び化学薬品の宣伝に関するガイドラインの発行、ならびに同宣伝の承認及び監視
- (p) 本法が定める同局の機能を果たした結果得られる、又はその他の情報源から入手した関連データの編集と公表
- (q) 同局が適当と考える国内及び国際会議の主催(r)当局の機能を果たす目的でナイジェリア国内外の関係機関と連携
- (s) 人及び動物が使用する内服薬、薬品、食品、化粧品、医療用具又は化学薬品の適合性／不適合性に関する判断
- (t) 本法が定める同局の機能を果たす上で必要又は適切な活動の実施

列挙された機能から判断すると、NAFDAC が主に関心と責任を有しているのは、ナイジェリア国内で生産され、又は同国へ輸入される内服薬、食品、化学薬品、医療用具、飲料水及びその他の規制材料が人の消費及び／又は使用にとって高品質かつ安全であることを確認するという職務に対してであり、模倣品対策業務については関心も責任も有していないように思える。しかし、これは事実とは異なる。というのも、NAFDAC は、「**模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律**」として知られる法律も執行しているからである。

同局は、NAFDAC 法の規定に従い、規制製品の登録を実施している。この機能を果たす上で、同局は、様々な食品、薬品及び関連製品の登録ガイドラインを発行し、そうすることで、当該品目を研究機関検査にかけ、当該品目が人の使用にとって安全であることを確認する。

知的財産権の功績を認めると同時に、当該権利所有者を保護する必要性を考慮し、商標登録証明書が製品登録の際の必要書類の一部となっている。製品又は装置をNAFDAC に登録する場合、商標所有の証明が必要となる。これは、製品登録を行おうとしている当事者の製品が、既存製品の模倣品ではなく、当事者自身の製品であることを確認する際に役立つ。

NAFDAC は、長期にわたり、同局の活動、及び規制品目の輸入業者と製造業者の活動に関して、その指針となる多数の規則を制定してきた。

製品模倣との戦い及び知的財産権保護の戦略の一環として、同局は、印刷物／電子メディア、ブログ及びラジオ CM を通じて公的な啓蒙運動を実施している。申立てが行われた後、NAFDAC は、次の段階として、大量の模倣品を差し押え・破壊し、模倣品の小売業者を起訴することができる。

NAFDAC は、同局の執行指示の一環として、同局の規則及びガイドラインの遵守を徹底させる責任を持つ作業部会を設置している。同作業部会には、模倣品を取り扱っている者を逮捕する権限が付与されている。これについては、次の小見出しで議論する。

9.2 模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律

「模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律」では、特に、形態を問わない何らかの模倣、粗悪、禁止、模造、不良もしくは期限切れ薬品、又は有害加工食品について、生産、輸入、販売、流通、所持、販売目的の展示を行うことを犯罪と定めている。

本法では、この目的のため、連邦作業部会及び州作業部会を設置しており、NAFDAC 上級幹部が当該作業部会の議長を務めている。

本法第 6 条では、連邦作業部会の機能について、下記のとおり規定している。

6 (1) –

「連邦作業部会は、下記を含む本法規定を執行する全般的な責任を負う。

- (a) 州作業部会の活動を調整
- (b) 州作業部会の活動に対する指示と監視
- (c) すべての通関手続地及び国境ポストへの不定期の訪問
- (d) 敷地内で本法の規定違反が行われていると信じるに足る場合、合理的な時間に敷地へ立ち入り（強制的に行う必要がある場合）、敷地内で発見されたあらゆる物品を調査する権限
- (e) あらゆる物品のサンプル又は見本の取得、ならびに立ち入り中の敷地上のあらゆる容器又は包装の開封及び調査
- (f) 敷地上で発見したあらゆる書籍、書類又は記録に関して、本法の執行に関連する何らかの情報が含まれていると合理的に信じるに足る場合、それらの調査、及びそれらのコピー作成又はそれらの抜粋
- (g) あらゆる模倣、粗悪、禁止もしくは模造薬品、もしくは毒物、又は有害加工食品の差押え」

第 6 条(2)では、さらに下記のとおり規定している。

「本法が定める何らかの犯罪に関連して使用が行われた、又は使用されている敷地については、薬品又は毒物が敷地内に存在する場合、場合に応じて、それらの撤去を連邦作業部会が行う期間、又は当該状況において同相が決定した合理的な期間中は、連邦作業部会は敷地を封鎖する権限を有する。」

本法第8条(1)及び(2)では、州作業部会の機能を下記のとおり規定している。

8(1)－

「州作業部会は、連邦作業部会の全般的な管理及び監督に従い、下記を含む本法規定を執行する全般的な責任を負う。

- (a) 販売のための正式な認可又は登録を受けていない敷地において販売目的で展示されている薬品又は毒物の差押え
- (b) 敷地内で本法の規定違反が行われていると信じるに足る場合、合理的な時間に敷地へ立ち入り（強制的に行う必要がある場合）、敷地内で発見されたあらゆる物品を調査する権限
- (c) あらゆる物品のサンプル又は見本の取得、ならびに立ち入り中の敷地上のあらゆる容器又は包装の開封及び調査
- (d) 敷地上で発見したあらゆる書籍、書類又は記録に関して、本法の執行に関連する何らかの情報が含まれていると合理的に信じるに足る場合、それらの調査、及びそれらのコピー作成又はそれらの抜粋
- (e) あらゆる模倣、粗悪、禁止もしくは模造薬品、もしくは毒物、又は有害加工食品の差押え」

8(2)－ 本法が定める何らかの犯罪に関連して使用が行われた、又は使用されている敷地については、薬品、毒物又は有害加工食品が敷地内に存在する場合、場合に応じて、それらの撤去を州作業部会が行う期間、又は当該状況において同相が決定した合理的な期間中は、州作業部会は当該敷地を封鎖する権限を有する。

9.3. *Nigeria Police Force Squad*

模倣・模造薬品に関する法律が定める連邦及び州作業部会の機能を支援するため、本法第9条に基づき、「Nigeria Police Force Squad」と呼ばれる特殊警察ユニットも設立された。

本法第9条(2)に基づき、同ユニットは、下記の責任を有する。

第9条(2)－

- (a) 本法が定める連邦作業部会メンバーの機能を適法に果たせるよう支援
- (b) 本法が定める犯罪を行っている疑いのある者を逮捕
- (c) 本法に基づき発生している事件の調査を実施

9.4 敷地への立ち入り、及び商品の調査と差押えを行う権限

NAFDAC 設立の根拠法である本法は、下記の目的で敷地へ立ち入る権限を NAFDAC に付与している²³。

²³ NAFDAC 法（2004 年 LFN）第5条

- (a) 本法又は規則の適用対象となる何らかの物品が敷地内で製造、調合、保存、包装、保管又は販売されていると合理的に信じるに足る場合の、敷地への立ち入り（強制的に行う必要がある場合）
- (b) 本法もしくは規則の適用対象になると思われる敷地内のあらゆる物品、又は当該物品の製造、調合、保存、包装、保管もしくは販売のために使用され、もしくは使用が可能であると合理的に信じるに足る敷地内のあらゆる物品を調査
- (c) 本法もしくは規則の適用対象となる、又は本項の段落(b)に基づき調査権限が付与されているあらゆる物品のサンプル又は見本の取得
- (d) 立ち入り中の敷地上のあらゆる容器又は包装に関して、本法もしくは規則の適用対象となる、又は調査の役に立つ何らかの物品が入っていると合理的に信じるに足る場合の、当該容器又は包装の開封及び調査
- (e) 敷地上で発見したあらゆる書籍、書類又はその他の記録に関して、本法又は規則の執行に関連する何らかの情報が含まれていると合理的に信じるに足る場合、それらの調査、及びそれらのコピー作成又はそれらの抜粋
- (f) 本法又は規則に関する何らかの規定違反が行われた際に使用された、又は関係したと合理的に信じるに足る物品について、本法の目的上必要とされる期間中の差押え及び留置

NAFDAC は、同局の執行機能を果たすため、模倣・模造薬品及び有害加工食品（雑則）に関する法律に基づき設置された作業部会、及びその他の治安当局（特に、状況に応じて、National Drug Law Enforcement Agency、Nigerian Police 及び Nigeria Customs Service）と頻繁に連携を取っている。したがって、模倣、未登録又は有害商品に該当する特定の商品がナイジェリアで販売、輸入、流通されていることを確認した場合、NAFDAC 職員は、連邦及び州作業部会の助けを借りて、当該活動が進行中の敷地を強制捜査し、当該違反品を差押える権限を有する。

NAFDAC Enforcement Directorate は、NAFDAC のガイドラインを執行する責任を持つ NAFDAC ユニットである。

Enforcement Directorate（NAFDAC の一部を構成）の機能は、下記のとおりである²⁴。

- ☐ NAFDAC 規則に違反している疑いのある企業及び個人に対する監視を実施
- ☐ 当該個人及び企業に関する調査を実施
- ☐ 容疑者の取り調べ
- ☐ 研究機関へ送るための NAFDAC 規制製品のサンプリング
- ☐ 事案ファイルの編集
- ☐ 薬品行商人への強制捜査
- ☐ 模造・模倣規制製品の破壊
- ☐ 州作業部会の活動を調整

NAFDAC のガイドラインに違反する NAFDAC 規制製品の販売、輸入、生産又は流通に関して、NAFDAC に申立てがなされた場合、Enforcement Directorate が、当該申立

²⁴ <http://www.nafdac.gov.ng>（アクセス日時：2017年3月10日11時19分）

てを調査する責任を有する。当該申立てを調査するメリットがあると判明した場合、同ユニットは、作業部会と連携し、その他治安当局の支援も受けながら、当該違法な活動を止めさせるべく行動を起こす。

9.5 *Standards Organisation of Nigeria*

Standards Organisation of Nigeria は、ナイジェリア標準化機構法に基づき設立された法定機関であり、ナイジェリアへ輸入され、及び同国で製造された材料と製品に関する基準、及びそれらの効果的な品質管理の基準を設定するという機能を果たす。同機構は、主に、技術的な性質を持つ材料、及び消耗品以外の材料に関係している。

9.5.1 同機構の運営組織（通称：評議会）

評議会の機能は、下記のとおりである。

- (a) 基準、標準規格、品質管理及び度量衡に関する国策全般を連邦政府へ助言
- (b) ナイジェリア全国の商業及び工業における度量衡、材料、商品、体制及び製品証明プロセスに関する基準の指定、策定及び承認
- (c) 標準規格に合致する原材料と製品の品質管理に関して必要な手段の提供
- (d) 同機構のポリシー全般（特に、同機構の財務、業務及び運営プログラムに関するもの）の決定、及び当該ポリシー実施の徹底
- (e) 本法又はその他の成文法に基づき、同機構に与えられたその他の機能の実施

9.5.2 *Standards Organisation of Nigeria* の機能は下記のとおりである。

- (a) 評議会が指定・承認した基準が遵守されていることを確認するための検査の準備と必要なあらゆる措置の実施
- (b) ナイジェリア国内の設備、材料及び製品の質に対する必要な調査の実施、ならびに工場、製品、研究機関の証明を含む品質保証制度の確立
- (c) 寸法及び計測器の較正と検証のための参照基準の確認
- (d) 規格化が必要な製品目録の策定
- (e) ナイジェリア標準規格の策定
- (f) 容認可能な基準の推奨及び整備において、産業界及び一般公衆の関心を醸成
- (g) 材料、備品及び機器（連邦又は州政府機関、及び民間機関が使用目的で購入した品目を含む）の検査方法を開発
- (h) 標準マーク及び規格の登録と規制
- (i) 標準サンプルの作成及び流通の実施
- (j) 本法が定める同機構の機能を果たす上で必要とされる複数の研究機関又はその他施設の設立と維持
- (k) 下記の科学的又はその他データ全般の編集と公表
 - (i) 本法が定める同機構の機能を果たした結果得られるデータ

- (ii) その他情報源から入手したデータ（当該データが、科学的もしくは製造上の関心、又は一般公衆にとって重要であり、かつ、他では入手できない場合）
 - (l) 標準規格に関する特定の問題について、連邦又は州政府機関へ助言
 - (m) 同機構が適当と考える国内及び国際会議の主催
 - (n) ナイジェリア全国における同機構の機能に関するあらゆる活動の調整、及び標準規格の統一性を確保するために同機構が必要と考える活動分野に関連する国内／国際機関と協調
 - (o) 本法に基づき同機構に与えられた機能を果たす上で役立つ可能性が高いその他のあらゆる活動を実施
- (2) 同機関は、本法が定める同機関の役割遂行上必要とされる研究を遂行し、さらに、同機関は、当該目的のために、その他の施設（公的施設か民間施設かは問わない）において利用可能な研究設備を、同機関と同施設との間で締結される条件に基づき利用する権限を有する。

同機構の評議会が定めた基準の執行に関して、同機構とその長官は、下記の権限（設立根拠法の第 17 条に規定）を有する。

第17条 - 危険製品に関する長官の権限

- (1) - 長官は、製品（法定工業規格の対象か否かを問わない）の品質、純度又は効能に関して、生命及び財産に有害又は危険であること等を確信した場合、当該分野の管轄権を有する下級裁判所に対して下記の命令を申請することができる。
 - (a) 当該製品について、差押え、破壊の実施、又はあらゆる者の販売又は販売申し出を禁止
 - (b) 当該製品が製造又は保管されている敷地の封鎖
 - (c) 製品の質が劣っている場合、その不足を是正するよう製造業者に指示
- (2) - 裁判所は、差押えられた製品が生命にとって危険又は有害であると考えた場合、裁判所が適切と考える方法で破壊又は処分する命令を下すことができる。

第18条 - 敷地に立ち入り、情報入手する権限

同機構の長官は、下記のとおり規定された本法第18条に基づき、侵害品又は不良品の保管場所として侵害者が使用している疑いのある敷地に立ち入る権限を付与されている。

- 18 (1) - 本法が定める同機構の機能を実行するため、長官及び同機構のその他幹部や職員（長官が書面にて権限を付与）は、
 - (a) 工業又は商業事業が行われているあらゆる建物又はその他の敷地へ常時立ち入る権限を有し、かつ

(b) 書面通知（工業又は商業事業を営んでいるあらゆる者を対象に送付）にて、その者に対して、自身が指定した事項に関する情報を、自身が指示するフォームで提供するように要求できる。

(2) 本法に基づき差押えられた物品又は品目は、長官が指示する場所に保存又は保管され、裁判所が本法第17条(2)に基づく没収又は破壊の命令を認めなかった場合は、所有者に返還される。

(3) 本条第(1)項に基づき報告書を提供するよう求められた者は、当該通知を受けた日より2カ月以内に、当該通知に従うものとする。

上記より、同機構の主な機能は、製品が、同機構の定めた一定の基準を満たし、かつ、社会及びユーザーに危険を及ぼさないよう徹底する点にあることが明らかである。したがって、同機構の第一義的な職務は、規制品目について、同品目の設定基準が満たされるよう徹底することである。

同機構は、同機構への登録が求められる物品の検査を行う目的で、又は定期サンプリング用に差押え又は入手された物品の検査を行うため、複数の研究機関を維持している。Standards organization of Nigeria は、商標所有の証明も要求しているが、これにより、登録を行っている当事者が製品の所有者であって、単に、第三者が所有する製品の模倣品を登録しようと企てているのではないことを円滑に確認することができる。

模倣は品質劣化をもたらす場合がほとんどであることから、主に基準の設定と維持を目的として同機構は設立されたが、同機構の活動は模倣防止機関としての活動でもある。また、製品を取り扱っている者が当該製品の関連知的財産権を有していないことが明らかとなった場合、同機構は当該製品の登録を拒否し、さらに、当該製品が既に登録済みの場合、同機構は当該登録を取り消すことができる。当該登録の不許可又は取り消しが行われると、同機構は、調査及び差押え活動を開始することができる。

9.6 Consumer Protection Council

Consumer protection council は、消費者保護協議会法に基づき設立された法定機関であり、下記の機能を有する。

- (a) 消費者の申立てに対して、交渉、調停及び和解を通じた迅速な救済を提供する。
- (b) 市場にある危険製品を撤去又は排除し、違反者に当該製品をより安全かつ適切な代替品に取り換えさせるための方法及び手段を追求する。
- (c) 連邦政府又は外国政府により、消費及び販売の禁止、取り消し、個別制限又は承認却下が行われた製品のリストを適宜公表する。
- (d) 消費者又は地域社会が本質的に有害、不健康、暴力的又は非常に危険な技術の悪影響に起因する被害を受けた場合、違反している企業、事務所、事業者団体又は個人に、同被害の保護、補償、救済及び予防手段の提供を行わせる。

- (e) 一般消費者の意識を向上させる運動及びその他の形式の活動を計画・実施する。
- (f) 事業者、業界及び職能団体に対して、消費者利益保護を目的とした各種分野における品質基準の策定・実施を奨励する。
- (g) 製造業者、輸入業者、販売業者及び卸売業者に対して、本法が定める義務に関するガイドラインを発行する。
- (h) 消費者厚生のための任意消費者グループ／団体の設立を奨励する。
- (i) 適当なフォーラムにおいて消費者利益が十分配慮されること、及び企業、事務所、事業者団体又は個人による消費者に対する非難すべき慣行又は悪辣な搾取が是正されることを徹底する。
- (j) 意図的に安全な使用又は通常の安全な使用のいずれかを行っている限り製品は安全である、との保証を行うための適切な措置の採用を奨励する。
- (k) 本法に基づき同協議会に与えられたその他の機能を実施する。

その他の権限

3. 同協議会は、本法が定める自身の機能を果たす上で、下記の権限を有する。

- (a) 近い将来公害を引き起こすような製品の流通を阻止すべく裁判所に申請する。
- (b) 製造業者に対して、自身の製品においてすべての安全基準が満たされていることを保証させる。
- (c) 消費者向け製品について、同協議会が必要と考える質の高い検査を実施させる。
- (d) 商品製造の日付及び場所を示すラベル、ならびに遵守証明書の作成を要求する。
- (e) 必要に応じて、製造業者、販売業者及びサービス企業に対して、製品に内在する何らかの健康上の危険性について公表させる。
- (f) 安全又は健康規則を遵守していない製品の販売、流通、宣伝を禁止する。

Consumer Protection Council は、個人消費者が事実上入手可能なあらゆる製品及びサービスに関して、規制当局としての広範な責任を有している。同協議会は、製品の製造業者、輸入業者、卸売業者及び販売業者、ならびにサービス提供者に対するガイドラインを策定・実施する権限を有している。同協議会は、一般公衆の保護に関して、その設立根拠法に基づき、その他の規制当局が発行したガイドライン及び基準を実施することもできる。

Consumer Protection Council は、単独で又はその他当局と共同で、製品の検査を目的とした研究機関を設立することができるが、製品の登録は行っていない。しかし、ある製品が被害を与えたことが判明し、もしくは危険を伴っている場合、又は取引やサービス提供を通じて違法行為が行われた場合、同協議会は、個人又は一般公衆を保護する措置を講じることができる。

上記より、Consumer Protection Council は、模倣防止活動のための準備ではなく、危険／有害な物質及び不適切なサービスから一般公衆を保護することに主な関心を有

していることが明らかである。同協議会の模倣防止に関するポテンシャルは、同協議会の主要目的に付随するものである。

したがって、模倣品が、同協議会又はその他規制機関が設定したナイジェリア国内の基準を満たしている場合、同協議会は、当該製品が模倣品である旨の通知を行う以外、何らかの措置を講じる可能性は低い。しかしながら、模倣品は、ナイジェリアで設定された基準を下回っている場合が多いため、同協議会は、その設立根拠法第3条で規定されている措置を講じることができる。特定の専門知識が必要な場合、同協議会は、その他の規制当局と共同で措置を講じることが多い。

10. 司法救済（民事訴訟）

知的財産権侵害は、法に訴えることができる。知的財産権所有者は、知的財産権侵害に対処するために利用可能な何らかの司法外措置を採用した後、司法救済に訴える。当該権利所有者は、自身に有利に働く様々な救済手段（違反当事者に対して二度と侵害活動をさせないようにする差止命令、違反商標の削除、又は違反商標が使用された関連製品の破壊のための引渡命令等、多岐におよぶ）を利用することができる。さらに、損害賠償又は不当利得の是正命令を下すよう裁判所に求めることや、侵害活動により生じた金銭的損失について、被害を受けた知的財産権所有者の補償を裁判所に行わせることもできる。

製品模倣は、明らかな商標侵害活動である。模倣品の販売については、模倣品の輸入業者又は販売者に対して商標侵害及び詐称通用で民事訴訟を起し、当該訴訟において裁判所が付与する差止命令により阻止することができる。模倣品の輸入業者について把握している場合、知的財産権所有者にとって当該侵害訴訟の実行は容易となる。したがって、登録済み商標の侵害訴訟は、商標所有者の名前で、違反企業に対して提起することができる。

商標侵害クレームにおいては、当該商標に関する登録証明及びこれまでの更新証明、ならびに店頭又はその他の媒体を通じて模倣品が販売されたことの文書証明が、当該クレームを裏付けるために必要となる。

商標侵害クレームの証明に成功した場合に利用可能となる救済手段は、差止命令及び損害裁定である。裁判所が正当と判断した場合は、中間的差止命令を入手することもできる。したがって、違反企業に対する訴訟により、模倣品のさらなる輸入又は販売を抑止する裁判所命令が下される結果、当該製品は市場から効果的に排除される。

当該輸入業者について把握している場合、直接訴えることができる。しかし、通常、問題となるのは、輸入業者について把握されておらず、さらに、侵害を受けた知的財産権所有者が侵害品の供給源を特定するのが困難な場合である。したがって、当該輸入業者を特定するため、市場において当該製品を扱う忠実な小売業者から情報を求める場合がある。市場における取引業者は、当該模倣品を取り扱う同業者から供給源についての情報を入手する可能性が最も高い。

模倣品の小売業者が、望みどおりの情報を提供しない場合、調査官による当該業務への従事が検討される。しかしながら、模倣品供給源の情報入手を任せられるほどに当該小売業者の信頼を得るには、調査官にとって相当の期間を要する可能性がある。

輸入業者の身元を突き止めることができない場合、模倣品のサンプル購入を行ったその購入元取引業者を少なくとも二つ以上訴えることにより、自分の利益のため、又は模倣品の輸入や小売を行うその他すべての者を代理して当該模倣品取引を

行っているナイジェリア国内のすべての者に対して、侵害訴訟を提起することができる。

召喚状が提出されると直ちに、一方的差止命令を申請・入手することができる。しかしながら、差止命令の *ex parte order* は、差止命令が差し迫って必要であると裁判所が判断した場合にのみ付与される点に留意する必要がある。したがって、違反品の発見と一方的差止命令の申請との間に大幅なタイムラグが生じている場合、裁判所は、当該申請の検討を却下する可能性が非常に高く、相手方当事者に提供されている通知書に基づき申請の審理を行う旨指示するであろう。

検査申請通知書が通常どおり被告に送達された場合、被告が自身に不利な証拠を隠滅する可能性が高いということを裁判所が納得すれば、一方的にアンテンピラー命令を申請・取得することもできる。

差止命令とともに、訴えられた集団のメンバーに送達する許可命令が求められる。差止命令の *ex parte order* が被告及び被告が代表する集団に対して付与された場合、当該命令は、原告又は原告側弁護人による警告（関係する者に対して、模倣品の販売を即座に停止しない場合、法定侮辱罪に相当するため、懲役刑に処せられる可能性がある旨を勧告）とともに、全国紙において公表される。

経験上、仮差止命令及び警告の公表後、通常、1週間以内に違反品は市場の販売店から姿を消す。このように、主要な公判を終了するまでに要する期間に関係なく、模倣品問題は阻止されてきた。

主要な訴訟が成功裏に終了した後、裁判所は、指名された被告及び被告が代表する集団のメンバーに対して最終差止命令を付与する。この命令は、必要と判断された場合、新聞紙上でも公表される。損害賠償請求がなされることも考えられるが、指名された被告は少量の違反品を取り扱っている小売業者である可能性が高いため、高額な損害賠償額が裁定される可能性は低い。

当方の経験上、被告によって販売されている製品が模倣品に該当し、単なる模倣ではない場合、原告から高額な損害賠償の支払いが要求されない限り、被告は当該訴訟を争う可能性が低く、このことは言及に値する。原告が損害賠償請求を取り下げる意思がある場合、被告は、通常、差止命令の同意判決（当該判決は、集団訴訟の場合、集団に対してだけでなく、集団に属するすべての者に対して下される）に喜んで従う。それ故、当該事件について、迅速に結論を下すことができる。

集団差止命令の有効性は、全国紙における差止命令の公表に依存している点を指摘する必要がある。差止命令の公表により、模倣品の存在が公表されることになる。この手続が成功する可能性は、通常、60%を上回る。

商標侵害クレームに加え、詐称通用クレームがなされる場合もある。詐称通用という不法行為は、ある取引業者の商品又はサービスが別の取引業者のそれであると称されている場合に適用される。詐称通用が成立するには、とりわけ、企業が取引過程において原告の事業又はグッドウィルに損害を与えることを意図して見込み客に

対して行った虚偽表示であること、及び原告に実害が生じている又は生じた可能性が高いこと、が証明される必要がある。

当方の考えでは、詐称通用とは、企業が、模倣品販売を行うことにより、原告の製品又は商品ではない製品を、原告の実際の製品であるかのごとく虚偽表示を行い、そのことにより、真正製品において獲得された評判及びグッドウィルを毀損し得る行為である。

10.1 準拠法

侵害訴訟において考慮される準拠法には、下記が含まれる。

□ 商標法（2004 年、T13 章）

商標法第 3 条では下記のとおり規定している。

「何人も、未登録商標については、その侵害を阻止し、又はその侵害に対する損害回復のための手続を開始する資格を有しない。ただし、本法のいかなる規定も、別の者の商品であるとして詐称通用を行う者に対する訴訟の権利、又は詐称通用に関する救済手段に影響を及ぼすものではない。」

10.2 管轄権

商標に関する訴訟を受け入れる管轄権を有する裁判所は、連邦高等裁判所である。連邦高等裁判所の設立は、1999 年ナイジェリア連邦共和国憲法（2004 年ナイジェリア連邦法、C23 章）第 249 条（1）において規定された。本憲法の規定を下記のとおり転載する。

249(1) — 「連邦高等裁判所を設立するものとする。」

連邦高等裁判所は、1993 年連邦高等裁判所法（2004 年 LFN、F12 章）第 1 条(1)により設立された。

連邦高等裁判所法第 1 条(1)では、下記のとおり規定している。

「本法により、「連邦高等裁判所」（本法では、「当裁判所」と呼ぶ）と称される高等法院を設立する」

知的財産に関して、連邦高等裁判所に管轄権を付与している法律は、憲法及び連邦高等裁判所法である。

本憲法第 251 条(1)では、下記のとおり規定している。

「本憲法の定めにかかわらず、連邦高等裁判所は、国民議会法により付与されるその他の管轄権に加え、その他のあらゆる裁判所を排除して、下記に関する民事訴訟及び事件の管轄権を保有・行使する。

- (f) 著作権、特許、意匠、商標／詐称通称、工業意匠、商品商標、商号、商業／工業独占、結合／トラスト、商品とコモディティの基準、及び工業基準に関するあらゆる連邦制定法」

連邦高等裁判所法第7条(1)では、下記のとおり規定している。

「当裁判所は、その他のあらゆる裁判所を排除して、下記に関する民事訴訟及び事件を審理する第一審管轄権を有する。

著作権、特許、意匠、商標／詐称通称、工業意匠、商品商標、商号、商業／工業独占、結合／トラスト、商品とコモディティの基準、及び工業基準に関するあらゆる連邦制定法」

上記規定により、連邦高等裁判所は、その他の裁判所を排除して、商標、特許及び意匠侵害に関連する事件、ならびにその他の知的財産の問題についての管轄権を有する。

10.3 臨時救済手段（例：仮差押え）

o アントンピラー

これは、侵害訴訟における裁判所命令であり、原告、原告側弁護士及び原告との随行を認められたすべての者が、被告の敷地へ立ち入り、侵害品を捜索することを許可するよう被告に指示する命令である。同裁判所命令では、敷地内で侵害品が発見された場合の当該侵害品差押えの許可も行われ、当該侵害品は、没収の上、原告又は裁判所に所持されることになる。被告は、申立てを受けた侵害品に関する取引記録すべてを提供するよう求められる。

また、被告は、侵害品に関連するすべての取引及び当該取引を行った相手方に関する誓約書の情報を原告に提供するよう求められる。アントンピラー命令の完遂は、同裁判所命令が被告に送達されるまで、原告が被告について事前に把握していないことを前提としているため、同命令は一方的に入手される。

ナイジェリア初のアントンピラー命令は、**Ferodo Limited 対 Unibros Stores**²⁵の事案において行われた。裁判所は、**Anton Piller KG 対 Manufacturing Processes**²⁶における英国控訴院判決という説得力のある先例に依拠した。アントンピラー命令という名称は、後者の事案に由来したものである²⁷。

²⁵ (1980) F.S.R 489 per Anyaegbunam C.J

²⁶ Ltd (1976) Ch. 55

²⁷ <http://www.mondaq.com/Nigeria/x/15346/Anton+Piller+Order+Class+Actions+and+Injunctions+in+Nigeria>（最終更新日：2002年2月27日、アクセス日時：2017年9月15日11時51分）

その後、ナイジェリアの裁判所は、別の事案においてアントンピラー命令を発行する判決を下した。これは、*Oluwanishola Development Co. 対 Guines Insurance Co. Ltd*²⁸の事案においてなされた。この事案では、*Belgore J* 氏は、申請通りにアントンピラー命令を付与することを拒否した。この博識な裁判官は、同命令に反対はしなかったものの、同氏は、上記アントンピラー事案において発行された同命令に変更を加えることを否認した。

アントンピラー命令は、下記を含むいくつかの特徴によって説明される。

- 同命令は、随時必要に応じて正当な取り扱いを行うために、裁判所固有の管轄権を行使する際に行われる命令である。
- 同命令は、対人訴訟における命令である。同命令は、被告宛てに出される命令であり、同命令を送達する者が被告の敷地に立ち入り、敷地内で活動することを許可するよう被告に命令が下される²⁹。

しかしながら、その後、アントンピラー命令の付与が憲法上の公正な聴聞を受ける権利を侵害するか否かという問題は、*Akuma Ind. Ltd 対 Ayman Ent. Ltd*³⁰の事案において上訴裁判所が決定を下したように思える。この問題は、当該上訴において提起された。*Pats-Acholonu JCA* 氏は、同問題に関する裁判所判決の中で、「事実、アントンピラー命令は、一見酷い命令に思えるものの、我々の法原理及び法律学の内部において容認されるようになっている」と述べた。

被告は、自身の敷地への申立人の立ち入りを許可しないこともできるが、裁判所が被告に対して許可するよう命じたという事実に鑑み、許可しなかった場合、被告は法定侮辱罪に問われるリスクを負うことになる。

近年、裁判所が、被告に対して誓約書（侵害品取引及び当該取引を行った相手方に関する詳細を提供）の作成を命じなくなっている点は注目に値する。こうした状況は、2011 年証拠法³¹（同法では、質問へ返答することにより、証人が、刑事責任を問われ又は何らかの罰則や没収を受ける可能性があり、かつ、訴訟又は申立てを提起される可能性が合理的に高い場合、返答を強要されることがないよう証人を保護している）の規定を考慮した結果である。

証拠法第 183 条では、下記のとおり規定している。

何人も、質問へ返答することにより、証人又は証人の妻や夫が、何らかの刑事責任を問われ又は何らかの罰則や没収を受ける可能性があるとして裁判所が考え、かつ、訴訟又は申立てを提起される可能性が合理的に高いと裁判官がみなした場合、いかなる質問についてもその返答を強要されない。

²⁸ (1980-(1986) Vol. 2 Nigerian Shipping Cases 275.

²⁹ <http://www.mondaq.com/Nigeria/x/15346/Anton+Piller+Order+Class+Actions+and+Injunctions+in+Nigeria>
a（前掲文献、アクセス日時：2017 年 10 月 26 日 11 時 01 分）

³⁰ (1999) 13 NWLR (Pt. 633) 68.

³¹ 2011 年証拠法第 183 条

ただし、下記の場合はその限りではない。

- (a) 犯罪で起訴され、かつ第 180 条に従い証人に該当する者が質問された場合は、起訴された犯罪に関してその者が有罪となる可能性があるかに関係なく、反対尋問におけるあらゆる質問に答えなければならない。
- (b) 何人も、返答により、借金を負うこと、又は連邦、州、地元政府、もしくはその他の者いずれかの要請による民事訴訟の対象となることが確定する可能性又は傾向があるという理由だけでは、質問への返答を免れない。
- (c) 本条のいかなる規定によっても、証人は、刑事訴訟法第 49 編に基づく被告に送達済みの連邦司法長官又は州司法長官の指示による質問については、同法第 458 条に基づき返答が求められるあらゆる質問への返答を免れることはできない。

アントンピラー命令の規定の適用に対する上記例外については、今日までナイジェリアでの適用例がまだない。したがって、ナイジェリアでは、不利な情報を開示する命令が被告に送達されたアントンピラー命令に含まれていたとしても、被告は開示を拒否したことで法定侮辱罪に問われることはないであろう。

アントンピラー命令は、具体的かつ明白な侵害の証拠を入手する上で、非常に効果的な制度であることが証明されてきたものの、その全く予期できない性質故に、通常、被告に対して深刻な墮落効果（被告は、同意判決に従う前に、アントンピラー命令から開始される訴訟を行い、正式な公判を受けることをほとんどしない）を与える。

o 著作権法に基づく調査及び差押え命令

アントンピラー命令に加え、侵害訴訟において原告が裁判所から入手できる別の命令として、著作権法（2004 年連邦法、第 28 章）に基づく調査及び差押え命令がある。著作権法では、侵害活動の拠点となっている疑いのある敷地への立ち入り、調査及び差押えを命令する権限を裁判所に付与する特別な規定を設けている。

本法第 22 条(1)では、下記のとおり規定している。

「本法に基づく権利侵害訴訟では、宣誓供述書（侵害コピー、又はコピーを行う目的で使用可能な、侵害コピーを作成するために使用されもしくは使用の意図をもったプレート、フィルムもしくは装置、又は本法が定める侵害行為の実行の際に使用されたもしくは関係したその他の物品、書籍もしくは書類が、家屋又は敷地内に存在していることを疑う合理的な理由が存在することを表明）に裏付けられた、裁判所への一方的申立てが行われた場合、裁判所は、正当であると判断した条件に基づき、申立人に対して、昼又は夜の合理的な時間に、警

察職員（警視補以上の役職者）と共に、当該家屋又は敷地へ立ち入る権限、ならびに

- (a) 当該侵害コピー又は装置の差押え、留置及び保存を行う権限、
- (b) 当該訴訟に係る被告の監督又は管理の下、すべて又は一部の書類を検査する権限、を付与する命令を下すことができる。

したがって、家屋又は敷地内に侵害品のコピーが隠されている合理的な疑いが生じている場合、裁判所は、原告の申立てに基づき、申立人に対して、昼又は夜の合理的な時間に、警察職員（警視補以上の役職者）と共に、当該家屋又は敷地へ立ち入る権限、ならびにあらゆる侵害品の調査及び差押えを行う権限を付与する命令を下すことができる。

この種の命令の顕著な特徴として、本法では、被告が立ち入りを許可しない場合でも、侵害品の調査と差押えを行うために、強制的とはいえ、原告の立ち入りを認めている点である。これは、強制的な立ち入りを認めていないアントンピラー命令とは異なる。

したがって、著作権法に基づく立ち入り及び差押えに関するより積極的な規定を利用するため、侵害訴訟においては、おそらく、著作権侵害クレームに参加することが通常望ましい。

○ 留置及び検査

模倣の疑いがある物品の留置及び検査を命令するよう連邦高等裁判所へ求めることもできる。このように、裁判所は、通関手続地において、模倣品を積載している疑いのあるコンテナの留置及び検査を命令することができる。公判の全期間中、当該命令を存続させることができる。

10.4 処分

侵害訴訟の結審では、通常、侵害品の破壊命令が下される。侵害品の破壊命令は、通常、侵害品が差押えられた港において実行される。

10.5 一般的な救済手段

一般的な救済手段は、前述したとおり、（模倣品の調査及び差押えを含む）違反者に対する必要な申立てを行うことによる NAFDAC 及び Nigeria Police の働きかけである。また、最終的に、連邦高等裁判所にて民事訴訟を開始することができる。

10.6 訴訟費用（費用の内訳、平均費用、最高費用と最低費用）

一般的な訴訟費用は、2万3,000ドル以上と推計されている。これには、裁判所手続申請の際に支払われる官庁手数料等の自己負担費用は含まれない。費用の内訳は下記のとおりである。

説明	手数料合計に占める割合	備考
訴訟開始に備えた説明の聴取、法的アドバイスの提供、及び文書証拠の入手	10%	当該手数料は、説明の聴取時が支払期日となる。
召喚状、訴状、証人の誓約書、公判に召集される証人リスト、及び公判において依拠する文書証拠リストの準備及び提出。これには、説明及び提出に関する仮／中間的差止命令の申請準備が含まれる。	40%	当該手数料は、当該手続の準備及び提出時が支払期日となる。
訴答書面の提出と交換、及び公判の開始	15%	当該手数料は、訴答手続の完了時及び公判時が支払期日となる。
公判及び最終弁論の終了	25%	当該手数料は、最終弁論終了時が支払期日となる。
判決報告	10%	当該手数料は、判決及び判決報告の認証謄本入手時が支払期日となる。

10.7 証拠収集

侵害及び詐称通用事案の証拠は主に下記的手段により収集される。

- i. 侵害品のサンプル購入（製品及び購入領収書が重要）
- ii. 侵害品が商標所有者の製品であるという証人の心証が当該侵害品により醸成されたという事実に関する証人の証言
- iii. 調査証拠（これは比較的新しい手段で、裁判官はそれに依拠することについて少し懐疑的である）

10.8 過失訴訟（算定等の基準）

弁護人に対する過失訴訟は一般的ではない。裁判における業務過程でなされた活動に関して弁護人に不満を持った者は通常、州の裁判長に嘆願を行う。同裁判長は、嘆願を受けた後、Legal Practitioners Disciplinary Committee に対して当該事案を照会し又は直接嘆願し、同委員会は、その後、公聴会を実施した上で、それに基づき裁定を言い渡す。

10.9 典型的な成功事案と失敗事案、及び両事案から学んだ示唆

典型的な成功事案

1. 一つの例は、国際製薬企業とナイジェリアの製薬企業が関与した事例である。原告（同国際企業）は、委任状により、ナイジェリア企業に対して、原告の名前において、及び原告の名前で行われた事業において、原告のグッドウィルを保護する目的で原告を代理して、かつ原告の名前で活動し、ならびに当該委任状に記載されたあらゆる活動を行うよう任命した。様々な医薬品の製造業者として50年超にわたり広範な事業を行い、医療業界で周知されるようになった原告は、自社の商標として、特徴的なスタイルで書かれた「Pharmacia logo」という文字から成るロゴを採用した。原告及びその子会社は、当該ロゴを活用し、自社製品のラベル又は包装に同じように適用している。数年後、原告の子会社は、ナイジェリアにおいて原告及びその子会社の製品販売を促進するため、個別のコンサルタント契約に基づき、ナイジェリアで5名の者を販売コンサルタントとして雇用した。

その後、原告は、別の国際企業「B」と合併した。後に、原告及びその子会社（世界中に所在）は、企業「B」の完全所有子会社となったが、企業「B」はナイジェリアに子会社を有しており、当該販売コンサルタントが従事していた役割を同子会社が遂行することが可能であったため、原告と5名のコンサルタントとの間で締結されたコンサルタント契約は終了することとなった。

その後、原告及び企業「B」は、被告であるナイジェリア企業（原告の子会社や子会社の一部ではなく、前記5名のコンサルタントの一人が所有する企業）が、被告の企業名の一部として「Pharmacia」の文字を使用した事業を継続していることを発見した。原告及びその子会社は、「Pharmacia」という名称を、被告の名称の一部として使用すること、及び被告の通信用レターヘッドに使用することには同意していなかった。また、被告の基本定款の署名人の一人は、原告の親会社の名前で、NAFDAC登録製品を仕入れる権限が付与される委任状へ署名すると称していた。

侵害訴訟は、原告の代理で、下記の救済申立てを求めて提起された。

- a. 被告が、原告の商標を自身の名称もしくは自身の名称の一部として使用すること、又は自身を原告のナイジェリア子会社であると称することを禁止する本案的差止命令
- b. 被告が、原告の同意なしに、原告のロゴを使用することを禁止する本案的差止命令
- c. 通常損害
- d. 訴訟費用

同訴訟は、広範に争われた。裁判所は、救済申立て（a～c）を認めた上で、通常損害として総額100万NGN（ワン・ミリオン・ナイラ）を裁定し、さらに、原告側弁

護人の要請に基づき、訴訟費用として総額 1 万NGN（テン・サウザンド・ナイラ）が裁定された³²。

2. 別の事案では、国際企業（あるグループ企業に所属）である原告が、商標「Virgin」を使用・登録していた。原告及びグループ企業に属するその他の企業は、世界中の複数の国で、様々な商品説明において商標VIRGINを広範に使用・登録していた。また、原告は、自身のカラーとして赤を採用しており、商標Virginでは赤を背景色に赤色と白色を使用していた。

一方、被告であるナイジェリア企業は、「Virgin Table Water」というブランド名のペットボトル飲料水を生産・販売していた。また、被告は、1999年にTrademarks, Patents and Designs Registryに対してVirgin Table Waterの登録を申請しており、当該商標の登録申請は受理され、登録官はその趣旨の承諾書を発行している。被告は、さらに一歩踏み込んで、NAFDACに当該Virgin Table Waterを登録し、ナイジェリア全国で同製品を販売していた。

原告は、原告の製品ではないペットボトル飲料水に「VIRGIN」という文字を使用することは、原告の登録済み商標への侵害に当たり、また、消費者を欺くことを意図したものであり、権利を侵害されたとして、裁判所に侵害訴訟を提起した。

連邦高等裁判所は、原告のクレームを棄却したが、裁判所の決定に納得できない原告は、上訴裁判所に上訴した。上訴裁判所は、同上訴を支持し、下級裁判所の判断を破棄した。上訴裁判所は、上訴裁判所における被上訴人である被告に対して、原告／上訴人の製品又は商品ではないペットボトル飲料水の生産及び販売に関連してVIRGINの文字を使用することは、原告／上訴人の登録済み商標への侵害に当たるとし、当該侵害を禁止する差止命令を発行した³³。

典型的な失敗事案

1. 本件では、上訴人は、箱に梱包されたブレーキ・ライニングとブレーキパッドのブランドを「FERODO」という名称で製造・販売していた。上訴人は、ナイジェリアの市場で、10年超にわたり、自身の「FERODO」ブランド製品の販売を行ってきた。上訴人は、連邦高等裁判所（ラゴス）において、被上訴人（「UNION」又は「UNION SUPA」の名称でブレーキ・ライニングも販売）に対して訴訟を起こした。上訴人は、被上訴人製品のトレードドレス（最高裁は、「包装の表装」と呼んだ）が、自身の製品のトレードドレスに類似していることから、被上訴人のトレードドレスは商標侵害に当たり、かつ、被上訴人の製品の販売は詐称通用に相当するとの申立てを行った。上訴人は、被上訴人の登録済み商標が、上塗りされた背景とともに「FERODO」の文字を囲ったものであると主張した。上訴人は、被上訴人の登録済み商標が、大きな赤色の長方形から構成され、黒と白のチェック柄のストライプが一方からもう一方（長方形の下端）へ伸び、小さな黒色の長方形が赤色の長方形の上半分の中央に位置し、その中に白色の大文字で「FERODO」の文字が記されている、と主張した。つまり、被上訴人の商標は、

³² Pharmacia Corporation v Pharmacia Nigeria Limited Suit No. FHC/L/CS/1213/2007（未報告*）を参照

³³ Virgin Enterprises Ltd V. Richday Beverages Nig. Ltd (2009) LPELR-8187(CA)を参照

「FERODO」の文字そのままの表示、及び上述した色彩／図形表示から構成されている。被上訴人の側は、上訴人のクレームを否定し、上訴人の包装意匠は上訴人だけの特徴的な意匠ではないと主張した。むしろ、包装に特定の色を使用することは、問題となっている製品の取引にとっては一般的である。こうした事実を踏まえ、上訴人は自身の製品を包装する際、問題となっている色を使用する独占的な権利を有していない、と被上訴人は主張した。

さらに、被上訴人は、上訴人の登録済み商標が「FERODO」の文字のみから構成され、他の背景は単なる装飾であり登録済み商標の一部を形成していないと主張した。最後に、被上訴人は、「UNION」の包装を使用することは、上訴人製品の詐称通用又は上訴人商標の侵害には当たらないと主張した。連邦高等裁判所は、下記の二つの理由より、被上訴人は上訴人の商標を侵害していないとの判断を下した。

- (1) 上訴人が自身の商標として登録したのは、「FERODO」の文字のみである。
- (2) 「UNION」／「UNION SUPA」と「FERODO」とは似ておらず、前者は後者の侵害を構成し得ない。

上訴裁判所は、下級裁判所の事実認定を支持した。また、当該包装上の色と意匠は単なる装飾及び飾りであるとの被上訴人の主張も支持した。

最高裁への上訴では、判決に際して二つの問題が提起された。

- (a) 上訴人製品のトレードドレスを際立たせている「奇抜かつ装飾的な特徴」は、商標として実際に登録されていたか否かという問題
- (b) 当該構成部分は、本法に基づき登録可能か否かという疑問

最高裁は、全員一致で、下級裁判所共通の事実認定を支持し、上訴人は被上訴人に対して商標侵害事案を主張することはできないとの判決を下した。

この判決は、今日に至るまで、侵害訴訟における標準句であり続けているにもかかわらず、同判決では、ある面において裁判所の理由づけの有効性についての疑問を生じさせかねない関連問題が取り上げられたため、複数の方面から多くの批判を受けた³⁴。

2. 別の事案では、当方の顧客である原告が、被告の製品 PANADOL の包装において、原告の商標登録の一部を形成するイクリップス・デバイスを採用することは、原告の商標 CONPHAMOL 及び当該商標の美術的著作物の著作権を侵害するものであるとして、被告の当該侵害行為を禁止させる本案的差止命令を求め、複数の被告に対し訴訟を起こした。

また、原告は、被告の製品を原告の製品として詐称通用することを被告に禁止させる本案的差止命令も請求した。原告は、商標侵害に対して5億ナイラの損害賠償、著作権侵害に対して10億ナイラ（ワン・ビリオン・ナイラ）の特別損害賠償を請求した。

第一被告は、当該イクリップス・デバイスは世界的に有名なイクリップス・デバイス（表面に「PANADOL」の文字が記載されている）の所有者である第二被告から

³⁴ Ferodo Limited & Anor v Ibeto Industries Limited (2004) 5 NWLR pt. 866 pg. 317

認可を受けたものであるとしてカウンタークレームを行った。第一被告は、ナイジェリアで CONPHAMOL の登録がなされる 1981 年より前に第二被告は Panadol の販売を行っていたと主張した。そこで、被告は、表面に PANADOL の文字が記載された前記未登録イクリプス・デバイスが原告の登録より前に長年使用されてきたことを根拠に、とりわけ、表面に Conphamol の文字が記載されたイクリプス・デバイスを原告が使用することを禁止する差止命令、及び当該商標登録の訂正を求めた。

また、被告は、原告のクレームに対して、商標 PANADOL はナイジェリアで登録済みであり、当該商標はロゴなし文字商標として登録されたにすぎないと抗弁した。

判決は、被告に不利、原告に有利なものであった。裁判所は、被告が商標と著作権双方の侵害責任を負うと判断し、原告が被告に主張したとおり、差止命令を下した。また、裁判所は、被告に対して、総額 12 億ナイラの損害賠償を裁定した。

同判決に納得できなかった被告は、同判決について上訴裁判所に上訴し、同時に、同判決に対する上訴の最終決定が下されるまで同判決の執行停止を求める申請を行った。被告は、特に、商標侵害の事実認定、自身のカウンタークレームの棄却、及び著作権侵害の事実認定について上訴した。被告の上訴に関して、もう一つの注目すべき根拠は、通常損害又は特別損害いずれにおいても、その裁定額が、証拠により裏付けられたものではなく、原告が被った損害が当該範囲に含まれ得るという事実を示していないという点である。同判決の執行停止を求める申請は、裁判所により審理され、許可された。同上訴が議論され、論争の的となった同判決の裁定額については、総額 5 億ナイラにまで減額する判決が言い渡された。上訴裁判所は、被告が原告の登録済み商標を侵害したことを暗に支持した³⁵。

3. 三つ目の事案は、ジェネリックネームの侵害に近い事案である。裁判所は、マグネシア乳の名称がジェネリックネームに該当するか否かを審理した。当該事案に関する事実は下記のとおりである。原告は、Phillip マグネシア乳と表示された製品を販売していた。被告も、Dr. Meyer マグネシア乳と表示された類似製品を販売していた。原告は、被告の製品が原告の登録済み商標と類似しており、同商標侵害に当たると主張した。

そこで、原告は、原告の登録済み商標に対する侵害、当該商標（マグネシア乳）が記された医薬品の製造、販売もしくは供給を被告に禁止させる差止命令、当該商標（マグネシア乳）もしくは当該商標の模造に関して誓約書に基づく削除、2,000 万 NGN（トウエンティ・ミリオン・ナイラ）の損害賠償又は不当利得の是正を求めて、連邦高等裁判所に訴訟を提起した。

被告は、マグネシア乳の名称を商標登録簿から除外する命令、又はその代わりに商標庁が原告に発行した登録証明書において Phillip マグネシア乳の名称での表示

³⁵ GlaxoSmithKline Consumer Nigeria Plc & Ors v CPL Industries Ltd CA/L/1062M（未報告）

へ修正する命令、及び当該迷惑行為により被告に生じた通常損害として 2,000 万 NGN（トウェンティ・ミリオン・ナイラ）の賠償額を求めてカウンタークレームを行った。第一審裁判所は、原告のクレーム及びカウンタークレームを棄却した。

判決に納得しなかった原告は上訴裁判所に上訴し、被告は交差上訴を行った。

裁判所は、「ジェネリックネームは、ある種の商品の名称又は説明として一般的に使用されているものであり、通常、ジェネリックネームについては、商用名保護を実現することができないと了解されている・・・。」との判断を下した。

また、裁判所は、「商標又は商用名は、法律（商標法）により保護される名称である。それは、製造業者によって使用される名称、文字、意匠又は記号であり、自社の製品を特定すること、又は、他の製造業者及び販売者が製造したその他の製品と自社の製品とを区別することを目的としている。」との判断を下した。

裁判所のもう一つの見解は下記のとおりである。すなわち、「法律の考え方では、一つ又は複数の事実が申立てられ、それらを証明するに至る証拠が存在しない場合、確認されていない当該事実についてはその反証責任が相手側に移転しない。

したがって、上訴裁判所は、上訴人の製品が単にマグネシア乳として公衆に知られていることを示す証拠を上訴人が提示しなかったとの判断を下した。そうした状況下では責任は移転しない・・・。

商標法第 5 条(2)では、登録済み商標の所有者ではない者が、取引過程において、惑わし又は混同が生じることを見込んで、同一マーク又は類似マークを使用している場合、当該商標への侵害に当たる旨規定している。上訴裁判所は、それに基づき同上訴及びカウンダークレームを棄却した³⁶。

10.10 学んだ教訓

包装の独自性及び商品包装に関連するグッドウィルの確認には困難が生じる。こうした困難さは、FERODO の事案で観察された。ある状況においては、特定商品の購入者が、商品元に注意を払い、又は供給源を示す特徴を理解することが難しい場合がある。こうした状況は、事実、そうであるかもしれないが、消費者は、知識がなく又は特定の特徴が供給源を示していることを理解していないものの、市場において過去に購入し又は長年購入している特定の製品は、別の製品よりも優れていると認識している可能性がある。

原告／上訴人の登録済み商標は単なる FERODO という文字であり、製品包装に文字が表示されている表装を構成するものではないとする裁判所の見解により、1965 年商標法の不備も露呈した。また、連邦高等裁判所の博識な事実審裁判官は、原告／上訴人が主張したように、赤、黒及び白色の組み合わせは、ブレーキ・ライニング及びブレーキパッドの取引にとって特徴的なものではなく、一般的なものであるため、詐称通用のクレームは認められないとする判断を下した。

³⁶ SmithKline Beecham Plc V Farmex Limited FHC/L/CS/880/97 (CA/L/378/03) (未報告)

11. インターネット上での模倣品の違法販売に対する措置

ナイジェリアのインターネット空間は規制が乏しく、同空間の規制に関して、ある程度の取り組みが実施されるようになったのは最近のことである。ナイジェリアのインターネット空間を規制する取り組みでは、模倣に対してある程度の重点が置かれているものの、主に焦点が当てられているのは、その他のサイバー犯罪（特に、金融関連犯罪）である。

11.1 権限のある当局及び準拠法

ナイジェリアの模倣防止法は、ほとんどの場合、一般適用向けに制定され、インターネットの独自性に備えた特別の規定は設けられていなかった。しかしながら、サイバー犯罪に関する法律の特定の規定は、インターネット上の模倣品販売対策に役立ち得る。2015 年サイバー犯罪（禁止、防止等）に関する法律は、サイバー犯罪に関する一般法であるため、「サイバースクワッティング」に関して、本法の規定範囲が十分ではない可能性がある。

サイバー犯罪に関する法律以外で、インターネット上の模倣又は侵害の被害者が利用可能な救済手段は、侵害、模倣及びインターネット使用に関する既存の法律に見出すことができる。

侵害及び模倣がインターネット上で発生した場合、これらの既存の法律を利用して問題に対処することができ、したがって、インターネットの独自性を考慮することなく、侵害又は模倣に関する通常の事案と同じように問題への対処が行われる。

インターネット上の侵害及び模倣事案へ対処する際に使用できる法律として、例えば、下記の法律を挙げることができる。

- サイバー犯罪に関する法律
- 商品商標法

模倣品がオンライン上で販売されている場合、言うまでもなく、販売者は、事業所又は少なくとも在庫の保管場所を有している。こうした場所が特定されると、関係規制機関（第 9 章で説明）に対して、必要な措置を講じるよう申立てを行うことができる。

11.1.1 サイバー犯罪（禁止、防止等）に関する法律

本法では、インターネット上で実行された特定の活動を犯罪と定めている。犯罪とされるこれらの活動には、サイバースクワッティングも含まれる。

サイバー犯罪（禁止、防止等）に関する法律の関連規定は、下記のとおりである。

第 1 条 本法の目的

(a) ナイジェリア国内のサイバー犯罪の禁止、防止、発見、起訴及び刑罰のための効果的かつ統一された法的、規制上及び制度上の枠組みを提供

(b) 不可欠な国内情報インフラの保護を徹底

(c) サイバー・セキュリティの推進、及びコンピューター・システム／ネットワーク、電子通信、データ／コンピューター・プログラム、知的財産／プライバシー権保護の推進

特に、サイバースクワッティングに関して、本法では、下記のとおり規定している。

第25条

(1) 何人も、個人、法人が登録、所有もしくは使用している、又はナイジェリアの連邦、州もしくは地元政府のいずれかに属している名称、商号、商標、ドメイン名又はその他の文字や表現について、権限又は権利を有することなく、所有者、登録者又は正当な先使用者による使用を妨害する目的で、インターネット又はその他のコンピューター・ネットワーク上で、意図的に使用又は活用している者は、本法が定める犯罪を実行する者に該当し、有罪判決に基づき、2年以下の懲役もしくは500万ナaira以下の罰金又はその両方に処せられる。

(2) 本条が定める違反者に対して何らかの罰則を与える際、裁判所は下記を考慮するものとする。

(a) 個人、法人が登録、所有もしくは使用している、又はナイジェリアの連邦、州もしくは地元政府のいずれかに属している名称、商号、商標、ドメイン名又はその他の文字や表現について、その正当な所有者による正式な要請に応じて、それらを放棄することを違反者が拒否

(b) 個人、法人が登録、所有もしくは使用している、又はナイジェリアの連邦、州もしくは地元政府のいずれかに属している名称、商号、商標、ドメイン名又はその他の文字や表現について、その使用を正当な所有者へ放棄する代わりに何らかの形で補償を得ようと違反者が画策

(3) 本条において規定された罰則に加え、裁判所は、違反者に対して、当該登録済み名称、マーク、商標、ドメイン名又はその他の文字や表現を正当な所有者へ放棄するよう指示する命令を下すことができる。

上記の意味するところにより、商標、商号又はドメイン名について、その原所有者による使用を妨害する目的で、ある者が、当該名称をオンライン上で使用することを犯罪と定めているのは明らかである。

執行

本法では、法執行手続について規定しており、法執行職員は、当該手続に則り、敷地の調査、製品又は電子機器の差押え、及び本法が定める違反者の逮捕を行うための命令を求め、裁判所へ申請することができる。

本法第 25 条では、オンライン上での模倣品販売を犯罪と定めており、法執行機関は、自身に対する報告に基づき、第 45 条に規定されているように、さらなる販売を防止するための措置を講じることができる。

当該権限は下記のとおり規定されている。

- 45 (1) — 法執行職員は、関連犯罪捜査における電子的証拠を取得する目的で、裁判官室の裁判官に対し令状の発行を一方的に申請することができる。
- (2) 裁判官は、法執行職員に対し、下記を行う権限を付与する令状を発行することができる。
 - (a) 敷地又は場所の立ち入り・調査（当該敷地、場所又は運搬車両内において下記の状況が認められる場合）
 - (i) 本法が定める犯罪が実行されている。
 - (ii) 本法が定める犯罪の実行に関する証拠が存在する。
 - (iii) 本法が定める犯罪の実行を阻止することが急務である。
 - (b) 本項の段落(a)に基づき、権限を付与された職員が立ち入り・調査を行った敷地又は場所で発見された人物や運搬車両の調査
 - (c) 本法が定める犯罪の実行に関する証拠が存在する場合、運搬車両の停止、乗車及び調査
 - (d) 本法が定める犯罪の実行に関する証拠となる物品又は証拠が含まれた物品の差押え、撤去及び留置
 - (e) コンピューター・システム又はコンピューター・ネットワークに含まれる、又は利用できるデータを調査するため、コンピューター又は何らかのデバイスを使用し、又は使用させる行為
 - (f) コンピューターに含まれるコード化又は暗号化されたデータを判読可能なテキスト又は理解可能なフォーマットにデコード又は解読する技術の使用
 - (g) 本法が定める犯罪に関係するコンピューター又は電子機器の操作担当者又は操作関係者に対して、当該コンピューター又は電子機器を製作するよう要求。逮捕、調査及び差押えの権限
- (3) 裁判所は、下記について納得した場合、本項の段落(2)に基づき令状を発行する。
 - (a) 令状は、本法が定める犯罪の実行を阻止し、又は本法が定める調査手続への妨害を阻止するために要求されている。

- (b) 令状は、サイバー犯罪、サイバー・セキュリティ侵害、コンピューター関連犯罪の調査、又は電子的証拠の取得を目的としている。
- (c) 敷地又は運搬車両において発見された人物又は物品が、調査中のサイバー犯罪又はコンピューター関連犯罪に関係している可能性があると感じるに足る合理的な理由が存在する。
- (d) 令状に記名された人物が、本法が定める犯罪の実行準備を行っている。

サイバー犯罪に関する法律に基づき自身の職務を遂行している法執行職員との協力は必須であり、本法では、次に第 46 条において、下記のとおり、当該法執行職員の活動を妨害する行為を特に犯罪と定めている。

46. ナイジェリア連邦共和国憲法の規定に従い、何人も、

- (a) 本法に基づき付与された権限を行使する際に、法執行職員を意図的に妨害し、
- (b) 本法の規定に従い法執行機関が行った合法的な質問又は要求を拒む者は、

犯罪を実行する者に該当し、有罪判決に基づき、2 年の懲役もしくは50 万ナイラ以下の罰金又はその両方に処せられる。

サイバー犯罪（禁止、防止等）に関する法律が、インターネット上の模倣に対して有効なツールであることは明らかである。本法の規定により、インターネットを利用した模倣に対して迅速な措置を講じることが可能となっている。

11.1.2 商品商標法

商品商標法では、下記を行うことを犯罪と定めている。

1. 商標を模倣
2. 欺くことを意図して、商標又は商標類似マークを商品へ不正使用
3. 商標模倣又は商標模倣に使用する目的で、金型、版木、機械又はその他の道具を製作、処分又は所持
4. 商品について虚偽の取引表示（ただし、当該当事者が、欺くことを意図した活動ではないことを証明できた場合を除く）

さらに、本法では、模倣商標が使用され、もしくは虚偽の取引表示が行われた商品、又は欺くことを意図して商標もしくは商標類似マークが不正に使用された商品について、販売し、販売目的で展示し、又は取引や製造目的で所持する行為を刑事犯罪と定めている。

ただし、被告人が、本法違反とならないようあらゆる合理的な予防措置を講じていたこと、又は違反の疑いがある活動を行った際に、商標が本物であることを疑う余地がな

かったこと、及び検察の要求に応じて、違反品の取得元に関して自身が把握しているすべての情報を提供したこと、を証明した場合はその限りではない。

当該犯罪で起訴された者は、有罪が証明された後、その者に対して裁判所が下した有罪判決に応じて2～6年の懲役、もしくは罰金、又はその両方を言い渡され、かつ違反品を没収される。

本法は、インターネットが登場するずっと以前に制定されたものであるが、本法の規定は、インターネット上での模倣品販売の事案にも適用され、犯罪についての説明は、当該目的に照らし十分詳細なものである。本法の規定は、模倣又は侵害を永続させる際に用いられる媒体に関して、区別する取り扱いを行っておらず、したがって、インターネット上での模倣品の販売又は販売目的の展示の事例についても当然適用することができる。

11.2 ISP（インターネット・サービス・プロバイダー）の法的責任（例：管理者の責任）

サイバー犯罪（禁止、防止等）に関する法律では、インターネット・サービス・プロバイダーに対して、本法に規定されたサイバー犯罪の発見及び防止においてある程度の責任を課している。

本法第58条に従い、「サービス・プロバイダー」とは下記を意味する。

- (i) コンピューター・システム、電子通信機器、モバイルネットワークを介して、サービス利用者に通信能力を提供する公的又は民間企業
- (ii) 当該通信サービス又は当該サービス利用者の代理でコンピューター・データを処理又は保存するその他の企業

同法は、サービス・プロバイダーに対して特定の義務を課している。上記サービス・プロバイダーの定義には、インターネット・サービス・プロバイダーも含まれる。同法により課される義務は下記のとおりである。

- (1) サービス・プロバイダーは、ナイジェリア国内の通信サービス規制を所管する関係当局の定めるところにより、相当期間（2年間）、あらゆるトラフィック・データ及び加入者情報を記録するものとする。
- (2) サービス・プロバイダーは、本条第(1)項で言及された関連当局、又はあらゆる法執行機関の要請に応じて、下記を行うものとする。
 - (a) トラフィック・データ、加入者情報、非コンテンツ情報、及びコンテンツデータの保存、保有又は保持
 - (b) 本条第(1)項に基づき記録することが求められる情報の開示
- (3) 法執行機関は、権限を付与された職員を通じて、本条第(2)項(b)に関する情報の開示を要請することができ、かつ、当該要請に応じることはサービス・プロバイダーの義務である。

- (4) 本法に基づく法執行機関の要請に応じて、サービス・プロバイダーが保持、処理又は検索したデータは、正当な目的がある場合を除き、本法、その他の法律、規則、又は管轄裁判所の命令が定めるところにより活用される。
- (5) 本条に基づき職務を遂行する者は、1999年ナイジェリア連邦共和国憲法に基づく個人のプライバシー権に正しい配慮を払い、かつ、法執行目的で保持、処理又は検索したデータの機密性を保護するための適切な措置を講じるものとする。
- (6) 本法の規定に従い、本条の規定に違反する者は、犯罪を実行する者に該当し、有罪判決に基づき、3年以下の懲役もしくは700万ナイラ以下の罰金又はその両方に処せられる。

上記規定に加え、サイバー犯罪（禁止、防止等）に関する法律第 40 条においても、下記のとおり規定している。

- (1) 本法のすべての規定に従うこと、及び法執行機関が要請した情報を開示し、又は本法に基づくあらゆる調査もしくは手続において形式を問わず支援を行うことは、ナイジェリア国内のすべてのサービス・プロバイダーの義務である。
- (3) サービス・プロバイダーは、上記通則に影響を与えることなく、ナイジェリアの法執行機関の要請に応じて、又は自ら進んで、下記についての支援を提供するものとする。
- (4) (a) 違反者の特定、逮捕及び起訴
- (5) (b) 犯罪収益、又は犯罪の実行に使用された所有財産、機器もしくは装置の特定、追跡及び追及
- (6) (c) 犯罪の実行、又は犯罪収益もしくは犯罪の実行に使用された所有財産、機器もしくは装置の隠蔽や保存のいずれかを可能にしている違反者へのサービスを凍結、解除、削除又は中止
- (7) (3) 本条第(1)項及び第(2)項の規定に違反しているサービス・プロバイダーは、犯罪を実行する者に該当し、有罪判決に基づき、1,000万ナイラ以下の罰金に処せられる。
- (8) (4) 本条第(3)項が定める刑罰に加え、本法第20条の規定に従い、サービス・プロバイダーの各取締役、マネージャー及び幹部は、有罪判決に基づき、3年以下の懲役もしくは700万ナイラ以下の罰金又はその両方に処せられる。

上述したように、本法の規定は、本法が定める犯罪に関して、インターネット・サービス・プロバイダーに課された責任についての内容を記している。しかしながら、本法では、実際の模倣及び侵害に関しては、インターネット・サービス・プロバイダーに対して

何ら責任（刑事上又はそれ以外）を課していない。本法では、サービス・プロバイダーが法執行機関もしくは職員へ協力しなかった場合、又は裁判所命令に従わなかった場合に刑事責任を課している。しかし、この責任は、模倣それ自体に対する責任とは異なるものである。したがって、サービス・プロバイダーは、刑事責任を問われることはなく、また別の当事者が実行した本法上の犯罪に対して民事責任を負うこともない。サービス・プロバイダーは、自身の活動に対する責任を負うだけでよい。

11.3 インターネット上の侵害を阻止する手続き、及び侵害者とISPの責任を追及する方法

侵害を阻止する手続きは、上記(1)及び(2)において列挙されたとおりである。

11.4 ドメイン名を取り扱う際に留意すべき点（例：問題に直面した場合に利用可能な救済手段）

既存のドメイン名又はある者の登録済み／未登録商標と似たようなドメイン名を使用した場合、当事者は、侵害及び詐称通用による民事訴訟を提起される可能性がある。

そのような場合、ナイジェリアの民事裁判においては、侵害及び詐称通用に関する通則が適用される。

しかしながら、「.ng」トップレベルドメインの使用が、NIRA (*Nigerian Internet Registration Association*) により規制される場合、同団体は、「.ng」ドメインの管理者の役目を果たす。

したがって、同団体は、「.ng」ドメインを伴うドメイン名における侵害又は詐称通用の事案に関して、申立てを受け入れる権限を有している。しかし、同団体は、「.ng」トップレベルドメインを伴わないドメイン名に関しては、何ら権限を有していない。そうした申立ては、裁判所における民事訴訟を通じてなされる必要がある³⁷。

NIRA は、申立てが認められ次第、違反ドメイン名を削除する権限を有している。しかしながら、NIRA は自主規制団体であり、政府機関又は法定機関ではないため、罰金又は罰則を科す権限を有していない。とはいえ、NIRA は、申立てが認められた事案を関係治安当局に照会することができる。

しかしながら、NIRA の規制は、「.ng」ドメインを使用しているウェブサイト上で模倣品が売り出されていることが判明した場合に申立人が利用できる救済手段については言及していない。したがって、NIRA は、この点に関して、いかなる救済手段も提供することはできない。NIRA の救済手段は、登録済みドメイン名に直接関連する事項に限定されている。

NIRA が受け入れ可能な申立て、及び利用可能な手続と救済手段については、NIRA の申立てに関するポリシーにおいて、下記のとおり記載されている。

³⁷ NIRA の申立てに関するポリシーについては、ウェブサイト www.nira.org.ng で確認することができる。

11.4 ドメインに関する申立て

4.1 「ドメインに関する申立て」には、下記についての申立てが含まれる。

- a. 禁止されたミススペル
- b. ドメイン名の売り出し
- c. ドメイン名の「所有権」是正
- d. 移転（登録者の変更）、2 e. ドメイン名認可の諸条件、又は NIRA ポリシーに関する違反

4.2 NIRA は、上述したドメインに関する申立ての最初の窓口である。NIRA は、申立人がドメイン名に対してより正当な資格を有しているか否か、又はドメイン名における申立人の権利が侵害されているか否かではなく、NIRA ポリシーの違反があったか否かに基づきすべての申立てを調査する。申立人が望む結果が自身へのドメイン名の移転である場合、申立人は、NIRA 紛争解決ポリシーに基づき申立てを行い、又は登録者に対して直接的な法的措置を講じることを検討する必要がある。

4.3 NIRA は、申立てを認めた場合、下記のうち一つ以上の措置を講じることができる。

- a. レコード・レジストラに対して、問題のドメイン名を「ポリシーに基づき削除」するよう指示
- b. レコード・レジストラに対して、問題のドメイン名の登録者詳細情報を訂正するよう指示
- c. 不正移転の場合、移転を取り消すようレジストリに指示

11.5 業務に関する申立て

11.5.1 「業務に関する申立て」には、下記についての申立てが含まれる。

- a. レジストラのドメイン名登録及びドメイン名管理サービス
- b. 移管（レコード・レジストラの変更）
- c. レジストラ契約、レジストラ業務ポリシー、又は NIRA の公表済みポリシーに関する違反

11.5.2 NIRA が申立てを調査する前に、申立人は、関係レジストラに対する申立てを解決するための努力を最初に行っている必要がある。レジストラの業務ポリシーに基づき、すべてのレジストラは、申立て処理に関するポリシー及び手続を適切に整備している必要がある。

11.5.3 申立人は、NIRA へ申立てを行う前に、レジストラが申立てに対応できるよう、少なくとも 7 日間の合理的な期間を設定しておく必要がある。申立人が合理的な期間を設定しなかった場合、NIRA はいかなる申立ての調査も実施しない。申立人は、裏付けとなる関連書類（レジストラとの間で交わされた登録契約、ポリシー、電子メール及びその他の通信文書等）の収集も行う必要がある。当該関連書類を収集できなかった場合、NIRA は証拠不十分のために申立てを調査することができない。

11.5.4 NIRA は、申立てを認めた場合、下記のうち一つ以上の措置を講じることができる。

- a. レジストラに対して、完全な説明と謝罪を申立人へ行うよう要請
- b. レジストラに対して、エラーを是正し、及び／又は未受領サービスに対する支払代金を返金するよう要請
- c. 不正移管の場合、移管を取り消すようレジストリに指示
- d. レジストラに対して、申立ての原因となった業務又は手続を改善するよう要請
- e. レジストラに対して、レジストラ契約又はその他の NIRA ポリシーに違反していることを通知した上、当該違反を是正するよう要請
- f. 申立人は、関係政府機関又は法執行機関に対して申立てを照会する必要がある。

11.6 典型的な成功事案と失敗事案、及び両事案から導き出される示唆
当方は、成功事案については何も知らない。

12. ナイジェリアの知的財産保護及び模倣防止に関する NPO 及び NGO

についての概観

知的財産保護と模倣という表裏一体の問題は、国内の重要な問題が検討される際、これまで常に中心的な話題であり続け、この状況は今後も変わらず続くと考えられる。依然として人が地球上に存在する限り、知的財産保護の問題は、先進国及び途上国における発展の最先端にあり続けるであろう。真摯なビジネスマインドを持った主体であると自認している国は、国際礼譲に後れを取らないためにも、これらの重要な問題を軽視するわけにはいかない。なぜなら、知的財産保護に関するこれらすべての重要な分野を軽視し、模倣者に対して国境が開放されていることで、投資を検討している投資家を国から遠ざける恐れがあるからである。また、投資家の知的財産権の適切な保護を保証できない国では、投資家を自国へ引きつけることが非常に困難であると考えられる。

さらに、知的財産権保護のために厳格な条件と適切な枠組みを導入することにより、国は国内収入を増大させることもできる。したがって、ナイジェリアは、「国に莫大な投資が引きつけられるのは、投資リターンの獲得が主に知的財産権（IPR）保護とその効果的な執行と共に達成可能であることを投資家が理解している時である」という事実を国として明確に理解している。ナイジェリアが莫大な投資機会を模索できる分野の一つが、知的財産分野である。

知的財産権は、数多くの科学技術開発、及び国際貿易の競合性から生じる課題のために、日々、今日的な注目を集めている。知的財産が有するその重要性及び経済の起爆剤としての特有の地位のため、世界中の国では、実際に、知的財産の発展及び保護をより一層重視せざるを得ない状況となっている。

ナイジェリアは約 1 億 8,000 万人という巨大な人口を抱えているため、通常、その様々な潜在力を考慮して、アフリカの主要な産業中核地になると予想されている。ナイジェリアは、国際礼譲において正当な地位の取得を期待されているのであれば、ナイジェリアの知的財産権執行分野の多くで可及的速やかな対応を行う必要がある。

ナイジェリアは、知財に関する法体制の整備を進めており、効果的な執行を徹底し、かつ、国際的なベスト・プラクティスに合わせるためには、引き続き一層の取り組みを行う

必要がある。知的財産権の準拠法は、商標法、特許・意匠法、商品商標法、連邦高等裁判所（民事訴訟手続）規則、及び著作権法、ならびにコモン・ロー原理である。

12.1 ナイジェリアのNGOの存在理由

ナイジェリアの知的財産に関係し、かつ、模倣との戦いを行っているナイジェリア国内の下記二大NGOについて調査を行う。

- a. Anti- counterfeiting Collaboration of Nigeria (ACC)
- b. Intellectual Property Law Association of Nigeria

12.2 Anti-Counterfeiting Collaboration of Nigeria (Acc)

上述したとおり、Anti-Counterfeiting Collaboration, Nigeria (「ACC, Nigeria」) は、ブランド所有者、執行機関及び利害関係者を団結させる目的で、2006年10月に設立された非政治、非政府、非営利連合であり、ナイジェリア国内の模倣者、侵害者及び剽窃者に対する効果的な「反対団体」を形成している。

ACC, Nigeria のメンバー資格（すなわち、ACC, Nigeria への参加）は、何らかの形式又は方法で、模倣、侵害又は剽窃との戦いに関係し、又は関心がある個人及び／又は組織には開放されていない。ACC は、模倣に関する知識と情報の連携及び交換を促進するためのミーティング、セミナー、カンファレンス及び研修を主催する。また、同様の目標や目的を持った国内外のその他の模倣防止グループとの協力、模倣防止に係る政府機関及び規制機関との定期的な交流、模倣の範囲、費用及び危険性に関するグローバルな情報の調査と収集を実施する。

12.3 同団体の目的

- 効果的な知的財産保護が重要であるという意識を醸成し、ナイジェリア国内におけるあらゆる商品とサービスの模倣、侵害及び剽窃を阻止する。
- 模倣、侵害及び剽窃、ならびにそれらを防止する方法に関する知識と情報を浸透させ、その問題についての公衆の意識を高め、かつ、教育と情報提供を行う。
- ナイジェリアの政府機関及び法執行職員の協力を通じて、模倣、侵害及び剽窃を減少・撲滅させる効果的な手段の導入を促進する。
- ブランド所有者に対して、共同イニシアチブ及び情報共有への参加を促し、彼らの知的財産権を保護する際にお互いに報告と支援を行えるようにする。
- 模倣品との戦いに関してグローバルな情報を収集する。
- 公判、成功事案について話し合い、かつ、今後の活動を計画するための会合を開く。

- 公的及び民間部門の参画を通じて、知的財産法改革を促す。
- 政府機関を支援するイニシアチブを促進し、模倣品に関する強制捜査、調査、差押え及び破壊の実施を拡大する。
- 情報を共有し、かつ、今後の活動を計画するための月例会合を開く。
- ナイジェリアの知的財産法改革を促し、当該法律を更新し、知的財産権がより強力に保護されている海外の法律と比較できるよう徹底する。
- 知的財産問題に関して、ナイジェリアの裁判官の教育を目的としたプログラムへの参画・支援を行う。
- 同連合は、その目的を追求する上で、メンバー及び政府機関が提供した既存のサービス及び取り組みを真似るのではなく、それらを補完する役割を果たせるよう常に努める。

12.4 *Acc* がこれまでに残した実績

ACC は、過去 10 年間でいくつかの顕著な実績を上げてきた。当該実績には下記が含まれる。

- 各種組織（例：ナイジェリアの米国領事館）と協力してナイジェリア国内の模倣及び剽窃との戦いを提唱・主導し、模倣防止運動を実施
- 当方のメンバーを代表して NAFDAC と覚書を締結
- ポリシー及びキャパシティ・ビルディングに関する年次円卓会議（規制当局及び利害関係者向け）、各種主要規制当局向け研修
- ナイジェリアの知的財産法改革の推進（多少の例を挙げると、IPCOM 法案の成立）

12.5 *Intellectual Property Law Association of Nigeria*³⁸

上記段落で述べたように、政府は、ナイジェリアの知的財産権推進において長年真剣な取り組みを行い、いくつかの好結果も得られた。しかし、これらの取り組みは、知的財産権保護の内容についての公衆の低い認識、当該権利の保護及び執行に関する十分に効果的とはいえない仕組み、侵害に対する不十分な罰則等により、阻害されてきた。

上記の状況を阻止すべく、知的財産分野の業務を行う弁護士達は、団結して圧力団体（通称：INTELLECTUAL PROPERTY LAW ASSOCIATION OF NIGERIA）を組織した。同団体は、同分野の保護と健全化を実現すること、より多くのビジネスをメンバーにもたらすこ

³⁸ <http://iplan.org.ng/about/>を参照（アクセス日時：2017年10月26日11時21分）

と、さらには知的財産権の承認について迅速かつ遅延のない実施を保証することにより投資家を国内へ引きつけること、を目的としている。

IPLAN は、国内と国外双方に影響及ぼす知的財産の問題に焦点を当てた最前線の弁護士団体である。IPLAN は、特許、工業意匠、商標、著作権、トレード・シークレット及び不正競争防止法の業務、ならびに知的財産に影響を及ぼすその他の法律分野に直接的又は間接的に関係している弁護士、裁判官、政策立案者、学者、実務者及び法学生によって構成されている。

12.6 メンバーの特典

- IPLAN ウェブサイト上のメンバー名簿に記載
- 季刊会報誌の無料購読
- 定期刊行物及び出版物の割引
- 次回の継続法務教育セッションに関する情報へのアクセス
- キャリア・センターを通じた仕事へのアクセス
- 法制上及び規制上の最新情報へのアクセス
- その他の知的財産実務者（裁判官及び弁護士）と地元及び国外のネットワークを築く機会
- 世界中どこからでも IPLAN オンライン知的財産図書館及びデジタル研究施設へアクセス

若手弁護士向け知的財産指導プログラム

知的財産研修、奨学金及びスタディー・ローンの割引へのアクセス

12.6 ナイジェリアにおける NGO 設立に関する法的枠組み

イントロダクション

慣習、宗教、王位もしくは国籍により結びつきのある者達の共同体により、又は宗教、教育、文学、科学、社会発展、文化、スポーツもしくは慈善目的において世間に認められた者達の組織もしくは団体により、一人以上の理事が選任された場合、当該理事は、Corporate Affairs Commission に申請し、登録を受けることができる。NGO の場合、当該理事は同団体の理事長として活動を行う。

理事の資格

下記の条件に該当する者は、理事に選任される資格を有さないものとする。

- a. 未成年者
- b. 裁判所により心神喪失者と認定された者
- c. 未復権の破産者
- d. 選任が提案された日以前 5 年以内に詐欺又は不正行為に関する犯罪で有罪判決を受けている者

12.7 登録手続

1. 名称検索を手配・実施し、Corporate Affairs Commission が承認した名称を確保する。
2. Corporate affairs Commission, Abuja に申請フォームを提出する。
3. 団体の名称案及び団体の目的を全国紙 2 紙と地元紙（団体の本拠地として登録事務所を設置した地域において発行）1 紙に公示する。
4. 記入が完了した正式な申請フォームは、下記を含むその他の必要書類と一緒に提出する。
 - a. 正式な申請書／送付状
 - b. 公示を行った新聞の原本
 - c. 申請者の定款の写し 2 部
 - d. 理事が選任された時の総会議事録（メンバーの出欠リストを含み、かつ、投票パターンが示されており、理事会の議長及び事務局長が署名済み）
 - e. 同組織の定款に特別条項規則が採択された時の総会議事録（事務局長及び議長が正式に署名済み）
 - f. 理事（申請者）は、パスポート用サイズの自身の写真を 2 枚添付する必要がある。
 - g. 理事は、申請フォーム上の自身の氏名に署名し、かつ、定住所を提供する必要がある。
 - h. 同フォームに法人印を押印する必要がある。
 - i. 申請フォームの写し 2 部
 - j. 同 NGO の事務局長及び議長が正式に署名した申請フォーム
 - k. 正式に記入された理事の宣言フォーム（高等裁にて宣誓済み）
 - l. 本人確認の識別方法（運転免許証、パスポート又は国民 ID カード）

すべての理事は、パスポートサイズ用の写真2枚を添付し、同写真のうち1枚を宣言フォーム（高等裁にて各理事が宣誓済み）に添付する必要がある。上記手続に従った後、法律が定める特定の期間（28日間）内に同委員会からの異議がなければ、同委員会は、同団体の登録手続へ進み、それに基づき登録証明書を発行する。

ナイジェリア及びその他地域の法人及び非営利団体は、慈善活動への支援・従事を継続しており、そうした活動により、個人、グループ及び社会全体の欲求や願望を満たしてきた。多くの法人は、自身の活動の場である社会に利益を還元するため、法人の社会的責任に関する様々なポリシーを採用してきた。法人によって設立された団体の活動は、多様な方法（様々な形態をとる違法行為への取り組みから開発問題、医療、環境及び社会文化的課題への取り組みに至るまで多岐にわたる）で公衆に利益をもたらしてきた。

本論では、ナイジェリアにおける非営利団体設立に関する法的枠組みの概観を提供する。また、非営利団体のガバナンス体制、解散、及び法人の社会的責任に関する報告にも焦点を当てる。

ナイジェリアの非政府組織に関する法的枠組みは、平和的な集会及び団体に対する権利を認めている 1999 年ナイジェリア連邦共和国憲法の規定に由来している。会社及び関連事項に関する法律（2004 年ナイジェリア連邦共和国法、C20 章）（「CAMA」）がナイジェリアで登録された法人の規制を行う際の基本法となり、Corporate Affairs Commission（同「委員会」又は「CAC」）が登録済み法人の監督規制機関となる。会社及び関連事項に関する法律に基づき、非営利団体を設立する際に通常利用される体制は、有限責任保証会社と理事会であり、その登録手続はCAMAにおいて規定されている。

CAMA 第 C 編では、理事会の登録について規定している。CAMA 第 590 条(1)では、下記のとおり規定している。

「慣習、宗教、王位もしくは国籍により結びつきのある者達の共同体により、又は宗教、教育、文学、科学、社会発展、文化、スポーツもしくは慈善目的において世間に認められた者達の組織もしくは団体により、一人以上の理事が選任された場合、当該理事は、同共同体、組織又は団体により権限を付与され・・・その後、規定された方法で同委員会へ申請を行い、登録を受け・・・法人に成る。」

同委員会が、同団体又は組織を理事会として登録すると、当該理事は共に永続継承権を備えた法人となり、訴訟の主体及び客体となる権限を有する。これは、理事会の登録により、同組織自体に対してではなく同理事に対して法人格が付与されるという状況に該当する（それとは異なり、有限責任保証会社の登録の場合は、会社自体に対して法人格が付与される）。これに関して重要なのは、組織が CAMA に基づき登録された理事会を設置している場合、当該理事は同組織を代表して、個人と同じ形式及び方法で契約を締結する権限を付与されるという点である。これには、同団体を代表して財産の保有、取得及び譲渡を行う権限も含まれる。

13. 知的財産保護関係官庁の詳細な連絡先

13.1 *Trademarks, Patent and Designs Registry*

本部

Commercial Law Depart

商標・特許・意匠

Ministry of Trade and Investment

ブロック D, Old Secretariat, 第一地区,

ガルキ行政区、アブジャ

電子メール：info@iponigeria.com

電話番号 1：08092194426

電話番号 2：08092194416

電話番号 3：08029194404

13.2 *Standard Organisation of Nigeria (SON)*

本部

52, Lome Crescent、

第 7 地区、ウセ行政区、アブジャ

連邦首都地区

アブジャ、ナイジェリア

電子メール：info@son.gov.ng、customerfeedback.collaboration@son.gov.ng

フリーダイヤル回線（全ネットワーク用）：+2348002255766

フリーダイヤル回線（Glo 専用）：+2347056990099

カスタマー・フィードバック・デスク：+2347032800925、+2348159570003

ウェブサイト：www.son.gov.ng

13.3 *National Agency for Food and Drug Administration And Control (NAFDAC)*

NAFDAC 本部

2032 区、オルサガン・オバサンジョ・ウエイ、

第 7 地区、ウセ行政区、アブジャ、ナイジェリア

問い合わせ用：

電話番号：+234(0)-1-4609750

電子メール：nafdac@nafdac.gov.ng

申立て用：

電話番号：0907630506-708061332800

電子メール：reforms@nafdac.gov.ng

ラゴス事務所

1 区、Industrial Estate

ラゴス – オショーデイ・アパパ・エクスプレスウェイ
イソロ、ラゴス、ナイジェリア

13.4 *Nigerian Copyright Commission (NCC)*

連邦事務局ビル

フェーズ I、別館 II、1 階

シェフシャガリ・ウェイ、メイタマ地区、

P.M.B.406、ガルキ行政区

アブジャ（連邦首都地区）

ナイジェリア

電話番号：(+234) 70 1761 0750

NCCeRS デスク直通回線：(+234) 81 8341 3611

NCCeRS デスク電子メール問い合わせ：[admin\[at\]copyright.gov.ng](mailto:admin[at]copyright.gov.ng)

電子メール：[info\[at\]copyright.gov.ng](mailto:info[at]copyright.gov.ng)

ウェブサイト：www.copyright.gov.ng

13.5 *Nigeria Customs Service (NCS)*

本部

アビジャン・ストリート、ウセ行政区

P.M.B.26、第三地区

アブジャ（連邦首都地区）

ナイジェリア

電話番号：09 4621597、4621598、4621599

Fax 番号：09 5234694

電子メール：info@customs.gov.ng、pro@customs.gov.ng

13.6 *Consumer Protection Council (CPC)*

本部

1105 区、ダルエスサラーム・ストリート

Off Amino Kano Crescent

ウセ行政区Ⅱ、アブジャ（連邦首都地区）

ナイジェリア

電話番号：+2348056002020、+2348056003030

電子メール：contact@cpc.gov.ng

14. レポート総括

同国が莫大な投資機会を模索できる経路一つは、知的財産権の発展、執行及び保護において見出すことができる。これにより、国内外の投資家は同国の知的財産制度に対する信認を高め、結果的に、同国の収入増加をもたらす。

消費者の保護及び模倣活動を阻止する決意を政府が断固として主張していることが正しく把握されるならば、違反者は、自身の違法かつ危険な事業を行い、そこから利益を得ることを思い止まるようになるであろう。また、様々な機関が、相当な強制力を行使し、かつ、ナイジェリア全国で知的財産権の効果的な執行を強化する積極的な措置を進んで講じるようになるであろう。

こうした状況は、海外の同国へのイメージを一層向上させ、ナイジェリアの投資制度に対する信認を高め、さらに、同国への事業活動の流入を増加させることにつながるため、ナイジェリア国内の知的財産権の執行は大いに促進されるべきである。剽窃、侵害及び模倣が蔓延する途上国にとって最大のコストは、投資家が自身の知的財産権を他の者に盗まれる事態を懸念することで、国が外国投資へアクセスできなくなることである。

投資意欲の減退は、短期的には税収額の減少という形で明らかな影響を及ぼし、長期的には経済発展を抑制させる影響を及ぼす。さらに重要なことには、効果的な知的財産法が存在せず、そうした法律が執行されない状況下では、途上国において主要な産業を確立・成長させることは困難となるであろう。

本レポートでは、知的財産権の執行及び関連する問題についてのナイジェリア国内の法整備を明らかにしてきた。しかしながら、こうした法律の執行が、かなり非力であることに異論の余地はない。こうした状況は、知的財産所有者に対して計り知れない困難を与え、彼らの権利は侵害されてきた。

民間の個人と組織双方の一般的な見解として、政府は同国における効果的な法執行を阻害している様々な要因（責任機関間の連携不足、説明責任の欠如、役人の腐敗、及び資源の不足等）に真剣に対処する必要があると考えられている。

しかし、行政上及び規制上の執行は、包括的、迅速かつ比較的安価に行われる措置とみなされている。剽窃、侵害及び模倣に対する措置については、裁判所に頼ることなく実行することができ、また、模倣品の登録、調査、検査、差押え及び破壊、強制捜査実施、なら

びにオフィス・アクションに関する特定の権限行使に政府部門を関与させることができる。

同国は、恐らく、ナイジェリア経済の様々な部門の管理・規制責任を有する様々な政府機関と規制機関で溢れている。これらの機関は、知的財産権執行を担当する政府機関の適切かつ十分な資金提供を通じて知的財産法の監視役となる可能性があり、主要な政策実施当局は、政策実施の際に知的財産熟練者及び専門家を任命することを検討する必要がある。

また、知的財産に関して、充実した人材開発、ならびに職員向け特別研修及びワークショップを行う必要がある。技術的能力を持った有能かつ経験豊富な職員の活用を、規制当局の最優先課題とすべきである。これを実現するためには、法執行職員に対する継続的、集中的な研修を定期的 to 実施し、定性的なサービス・デリバリー及びオペレーショナル・エクセレンスを向上させる必要がある。

規制機関間の協力強化については妥協すべきではない。政府機関（特に、機能が重複している政府機関）間の協力は、効果的な執行を推進させる。これについては、情報共有／交換、職員研修、及び技術支援により追求することができる。

同国の貧しい経済状況に関して、模造・模倣品の販売に同国が適合していることがその要因の一つであることは明らかである。したがって、これらの問題に敢然と立ち向かうためには、規制当局は、公衆へ啓蒙運動を行い、公衆を巻き込む必要がある。

また、ナイジェリアの知的財産慣行を強化するため、様々な法律の見直しを行うことが急務である。既存の商標・特許・意匠法を修正する法案の可決に影響を与えるべく、現在、複数の取り組みに **Intellectual Property Law Association in Nigeria** が関与している。同様に、法律（特に、有罪判決を受けた模倣者への罰則と判決言渡し手続の分野）が潜在的な違反者への抑止力として確実に機能するよう、議会に相当な影響力を持たせるべきである。

権利を侵害されてきた知的財産所有者にとって主要な障害の一つは、執行プロセスとその関連支出において役所の遅延があった場合の効果的な対処方法が欠如していることである。政府が仲裁及び調停等の代替紛争解決メカニズムを導入すれば、正しい秩序が生み出されるであろう。

したがって、警察、関税当局、**Patent and Trademark Office** 及びその他関係政府機関は、模倣者が機関間の重複又は対立に付け込んで活動する余地を与えないよう徹底する必要がある。

最後に、知的財産権の所有者は、侵害品の特定及び研修／啓蒙運動における協力に役立つ情報を提供することを通じて、規制当局の執行措置を積極的に支援する必要がある。

[経済産業省委託事業]

ナイジェリアにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査

2018年3月

禁無断転載

[調査受託]

ALLAN & OGUNKEYE LEGAL PRACTITIONERS

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。